

鹵簿

三重縣警部自動車——皇太后宮事務官自動車  
三重縣警部

近衛將校 皇太后陛下 御自動車——皇宮警察官自動車——女官自動車  
近衛將校 女官御陪乘

皇太后宮大夫 醫自動車——三重縣警部自動車  
侍

第一列外供奉

皇太后宮事務官 女官——安藤三重縣知事——中島憲兵司令官——兒玉第十六師團長  
御用掛 町村三重縣警察部長——森憲兵隊長

内務大臣代理兒玉神社局長——藥劑官——宮内大臣官房屬——警衛係——豫備車  
警保局長代理橋本警務課長——醫員——野原主膳

第二列外供奉

熊野三重縣總務部長  
渡邊三重縣知事官房主事  
後乘サイドカー

約五キロメートルに亙る御道筋には、各學校兒童生徒や、男女青年團員、在郷軍人會員、愛國・國防兩婦人會員、其の他各種の團體員及び一般奉拜者の群堵の如く、係員の指揮のまにまに午前八時整列を終り、肅然として鹵簿の御通過を待ち奉る。

陛下には沿道に堵列する雨中奉拜の民草に御會釋を賜ひつつ、同九時十五分外宮著御、齋館の御休所に入らせられ、

御少憩の後再び御車に召させられ、板垣御門前にて御下車、御修祓、御手水定め之如く内院に御參進、正殿階下の御拜座に著御、三條西大宮司の奉る御玉串を捧げられて恭しく御拜あらせられ、御退下、御休所にて御少憩の後、十時三分外宮御發、鹵簿は再び雨に清められたる御幸道を肅々として進み、十時十八分御泊所に還御あらせられた。  
特に今回は雨中奉拜者に對し、雨具を差許されたにも拘らず、御通過の際は傘・雨具を用ふる者一人もなく、還御までの數時間を雨中に佇立し、高齢者席の翁媪等は何れも拜跪合掌して、感激の涙に老の眼をしばたたく姿、誠にゆかしき極みであつた。

皇大神宮御參拜

陛下には午後一時再び御泊所御出門、沿道に堵列する奉拜者の群に御仁慈溢るる御會釋を賜ひつつ、同一時四分内宮著御、宮域内御休所にて御少憩の後、再び御車に召させられ、御前石階下にて御下車、御修祓、御手水型の如く、内院の御拜座に御參進、恭しく御拜遊ばされ、御退下、御休所にて御少憩の後、一時五十四分内宮御發、還啓遊ばされた。

倭姫宮御參拜

午後二時五十分、陛下には御三たび御泊所御出門、些かの御疲れも拜せられず、特別の思召にて倉田山に鎮まります皇大神宮別宮倭姫宮に御參拜のため鹵簿を進めさせ給ふ。

奉拜の民は再び御道筋に參集し、所定の地域は立錐の餘地もない。陛下にはこれ等堵列の民草に御會釋を賜ひつつ、



午後三時十分倭姫宮に著御、表參道より御參入、石階下にて御下乗、奉迎の間禰宜御先行申上げて、宿衛屋なる御休所にて十分間の御休憩をとらせ給ひたる後、御參進、御修祓、御手水型の如く、幄舎内の御拜座に著御、御拜の後、再び御休所にて十分間の御休憩あり、裏參道より御退下、同參道口鳥居外にて御乗車、午後四時御泊所に入らせ給ふ。

是より先、市内の高齡者に對しては、表參道口鳥居前に於て奉拜を差許されたのであるが、降雨の折柄とて、老の身を勞はらせ給ひ、奉拜を差控ふるやう有難き御沙汰ありしにも拘らず、葵藿の至情抑へ難く、御差許しの場所に於て、終始雨中に立ちて奉拜せる高齡者も多く、ここにもいと涙ぐまじき情景を呈した。

## 神宮大宮司謹話

兩宮竝に別宮倭姫宮御參拜の盛儀に奉仕し、滞なく此の重任を果した神宮大宮司三條西實義氏は、感激の餘り、左の謹話を各新聞紙に發表した。

「皇太后陛下には、兩宮竝に別宮倭姫宮御參拜の御儀、御機嫌麗しく御滞りなくお濟まし遊ばされ、誠に御慶祝に堪へませぬ。倭姫宮に御參拜の御儀は此の度が始めて御座います、この機會に更めて神宮御鎮座に大功ある倭姫皇女の御偉徳を欽仰し奉るとともに、有難き御思召の程を拜察し、誠に畏き極みて御座います。

皇太后陛下が御敬神の念いとも御篤くましますことは、國民の等しく景仰しまつる所で御座いまするが、御參拜の御儀に親しく御奉仕申上げました私共神宮職員は、御心の御顯現を如實に拜し奉り、只々恐懼感激致して居る次第で御座ります。曩に神宮御參拜の御儀仰せ出されまして以來、私共は御奉仕上遺憾なきを期し、緊張齋戒、榮えある此の日を御待ち申上げましたので御座いまするが、雨儀ながらも一層清淨森嚴の裡に滞りなく大任を果し得ましたこと

は、偏に御神徳の宏大なるによることと、深く感激し、一同誓つて今後の御奉仕に精勵いたす覺悟を致しました次第で御座います。」

## 御仁慈學童に及ぶ

この日終始扈從し奉つた安藤知事は後に述べる通り、御泊所に於て謁を賜つたのであるが、その際、けふ雨中に奉拜せる學童等を憐み給ふ感激極まりなき御言葉を拜して恐懼措く所を知らず、大要左の謹話を新聞紙に發表した。

「畏くも、皇太后陛下に於かせられましては、昨夕御機嫌御麗しく御安著遊ばされ、いとも御手狭なる神宮司廳の一室に御一夜を明かせられ、本日御滞なく、兩大神宮竝に倭姫宮に御參拜の御儀を訖らせられましたことは、誠に恐悅の至に堪へません。私は其の都度扈從の恩命を拜しまして、いとま莊嚴の氣胸に逼り、今更に我が國體の尊嚴に打たれ、愈々微力を竭して、御奉公に區々の身命を獻げ奉らむとの感銘を新にいたしました。

殊に兩大神宮及び皇大神宮別宮倭姫宮に御參拜を終らせられ、御泊所に御歸還遊ばさるるや、特に皇太后宮大夫を通じて、身に餘る優渥なる御慰勞の御言葉を賜りまして、恐懼措く所を知らぬ次第であります。剩へ、御參拜の御道筋に、そぼ降る雨中にも極めて靜肅に奉拜せらるる學童等の姿に、御仁慈の御目を留めさせられまして、『幼なき兒童が雨の中に堵列せしは洵に氣の毒に思ふ。身體に障りがなければよいが。』

と、極めて御情深き有難き御言葉を賜りました。陛下がいかばかり可憐の兒童に御心を注がせ給ふかを拜察致しまして、唯感涙に咽ぶ外はありません。

是非ともこの御仁慈の思召を、普く縣下の兒童達に傳へたいと存じ、取敢へずお話致しました次第であります。」



## 縣 治 の 概 要

七八

此の日、御泊所に還啓あらせらるるや、安藤三重縣知事に謁を賜ひ、知事は拜謁の後、鞠躬如として三重縣治の概況を言上し奉りしに、始終御熱心に御耳を傾けさせ給ひ、有難き御言葉をさへ賜つた。

言 上 書

謹みて三重縣の縣治概要を申し上げたいと存じ奉ります。

本縣は畏くも神宮の鎮ります所でございます。全國より参ります奉賽の客は年々其の數を増加致しまして、昨年は四百三十七萬人を超え、之を三年前の昭和八年に比較致しまして、七十三萬人餘を増加致しましたことは、國民が年と共に崇高なる國體觀念に目覺めつつあることを示すものでございまして、之に由りて、敬神崇祖の美風が益々國民の間に養はれ、惟神の皇國精神が愈々不拔に培はれて参りますことは、寔に有難いことと存じます。是れ偏に大稜威の賜に外ならぬことと存じ奉ります。

本縣は西に山を負ひ、東と南とは海に面し、中部一帯は肥沃なる平野が開け、氣候溫暖で御座いまして、縣民の生活は比較的豊で、人情風俗も至つて溫和でございます。

面積は五千七百六十五方軒、即ち三百七十三平方里で、人口は百十八萬餘、戸數二十三萬を超え、之を五市・十五郡・三百二十五箇町村に分つて居るのでございます。

神社は神宮御鎮座の地であります關係によりまして、由緒の舊い神社が多いのでございますが、神宮關係以外に於きましては、國幣大社多度神社・國幣中社敢國神社・別格官幣社結城神社・別格官幣社北畠神社・官祭招魂社が其の

主なるものでございまして、其の外縣社以外の神社は七百十二社でございます。

本縣の財政は出来るだけ緊縮節約に勉めて居りますが、近年、失業救済・災害復舊・其の他農山漁村及び中小商工業者に対する匡救事業等に多額の經費を要しまする爲に、昭和四年度と本年度とを比較致しますと、歳出豫算に於きまして、約五十二萬圓を増加致して居ります。

納稅成績は經濟界の不況により、一時百分の九十六まで低下致しましたが、納稅思想の普及・納稅組合の擴充等によりまして、漸次向上致しまして、昭和十年度に於きましては、百分の九十九を超ゆるに至りました。

市町村の財政も之と同様の事情に依りまして、昭和四年度の歳出豫算總額一千三百餘萬圓に比較致しまして、本年度は三百餘萬圓を増加致して居ります。

又、市町村に於ける納稅成績は、最近は百分の九十七・九に達して居ります。

本縣の學齡兒童數は二十二萬餘人で、小學校は四百四十一校でございます。其の就學歩合は百人に對し九十九人六分一厘に達して居ります。

又青年學校は四百十七校で、各市町村に漏れなく設置せられて居ります。

中等學校の數は、師範學校二、中學校十、高等女學校十二、實科高等女學校五、實業學校二十一校で、併せて五十校でございます。

猶ほ特殊教育の施設には縣立盲啞學校及び私立盲學校各校がございます。

社會教育に就きましては、學校教職員を督勵致しまして、男女青年團・婦人會等の指導に當らしめますと共に、各市町村に五名乃至十名の社會教育委員を設けまして、自治的に地方教化の實績を挙げしめて居ります。又、教化指定村を設定致しまして、教化を中心として、村の綜合的更生に努力せしめて居ります。現在の教化指定村は十四箇村で

七九



ございまして、何れも村民一致協力して好成績を挙げて居ります。

社会事業に就きまして、本縣は先帝の御聖旨を畏み奉り、大正十二年六月始めて方面委員設置規程を公布致しまして、防貧救貧に努めて居りますが、其の内、二名の方面委員は、昨年十二月、畏くも御仁慈の記念品を拜戴する光榮に浴し、當人は申すに及ばず、方面委員その他社会事業關係者一同は深く御恩徳に感激致しまして、全力を竭して、聖恩の萬一に答へ奉らむことを期して居ります。現在、方面委員設置市町村は二百七十二に及び、委員は一千二百餘名に達して居ります。

児童及び少年保護の施設は現在、育兒院二、保育院二十二でございまして。其の内、育兒院收容の児童は先般畏くも皇后陛下より御仁慈の榮養品を拜戴致すの有難き恩榮に浴した次第でございまして。

救療事業は、從來恩賜財團濟生會の手で行はれ、相當の成績を挙げて居りましたが、昭和七年、畏くも多額の御内帑金を下賜せられました以來、縣は、内務省の交付金と縣費とを之に加へまして、委託診療・出張診療を開始し、又醫師なき村には縣より巡回班を派遣して、普く海嶽の聖恩に浴せしめて居ります。是等の施設に依りまして、聖恩に浴する者は一箇年平均一萬六千人の多きに及ぶ次第でございまして。

融和事業に就きましては、先づ其の經濟事情を改善して、教化を奨むるを以て急務と認めまして、伊勢表生産組合を組織せしめ、生産販賣の指導統制を行ひまする外に、中堅人物の養成に努力致して居りましたが、是亦先年畏くも高松宮殿下の優渥なる思召によりまして、右組合に對し、故有栖川宮記念厚生資金中より多額の資金を御賜與下さいましたので、改めて財團法人三重縣厚生會を組織し、記念厚生會館を建設致しまして、之を中心に致しまして、多年國民の間に蟠りつづあります融和問題の解決に一意邁進致して居ります。

以上、本縣の社会事業の重なるものは、何れも御仁慈極りなき皇室の御恩恵に浴して居りまして、縣民はひたすら

恐懼感激致しまして、誠心誠意聖恩の萬一に答へ奉らむことを期して居る次第でございまして。

本縣の産業は昭和十年度の生産總價額二億七千餘萬圓で、其の内工業最も多く、一億七千五百萬圓に上り、農産之に亞ぎ、水産・林産・鑛産又之に相亞いて居ります。

商工業は、近年私設電氣鐵道の開通と、四日市港の完成と、伊勢大橋・熊野大橋の架設によりまして、著しき發展を見ましたが、殊に四日市港は海外貿易額七千七百餘萬圓に達し、我が國貿易港の第七位を占めて居ります。

本縣の農業戸数は十萬五千餘戸で、全戸數の約四割を占めて居ります。耕地は十萬四千餘町歩で、内、田約七萬二千町歩、畑約三萬二千餘町歩で、農家一戸當りの耕地は約一町歩でございまして。總農産價額約七千餘萬圓の内、米の産額が過半數の約四千萬圓に上り、繭之に亞ぎまして、千五百餘萬圓に達して居ります。

水産業は地勢に恵まれて、太古の御代より神宮御饌及び畏き邊りの御料に供進させて戴いて居りましたが、近年遠洋漁業が長足の進歩を遂げまして、年々大型漁船を新造して、南は薩南列島沖より、北は三陸方面に出漁致して居ります。

本縣の林野面積は約三十三萬町歩で、其の内、御料林六千一百餘町歩、國有林一萬五千餘町歩、民有林三十萬町歩餘でございまして。氣候風土共に良く、樹木の生育に適し、人工造林亦盛に行はれて居ります。

本縣の道路改修工事として特に著しきものは、北は愛知縣の施行に係る尾張大橋と共に兩縣を結ぶ伊勢大橋の架橋と、南は和歌山縣に接する熊野大橋の竣工と、今一つは本縣唯一の縦貫道路の中に、尾鷲町と木本町との間に聳立して、多年交通を阻むて居りました矢ノ川峠の改修工事でございまして。其の内、伊勢大橋は昭和九年に、熊野大橋は翌十年に竣工し、矢ノ川峠の改修は十一年九月に完成致しまして、之に依つて本縣の陸上交通は面目を一新致しました。



築港工事の大なるものは四日市港の修築でございます。これは明治四十三年以來二十六年餘の歲月と、約九百餘萬圓の巨費とを以て本年三月竣工致しまして、貿易港として十分の面目を備ふるに至りました。

神都計畫は昭和二年宇治山田市が都市計畫法の適用を受けまして以來、銳意諸般の調査研究を進めて居りましたが、昨年九月内務省に神宮關係調査會が設けられまして、神宮施設の擴充整備と、宇治山田市の都市計畫とは、畢竟其の理想を一にすることが認められ、愈々神都計畫事業實施の機運を見るに至りまして、既に五十鈴川其の他諸般の測量を實行せられましたのでございます。

以上縣治の概要を申し上げました次第でございます。

### 拜謁、御機嫌奉伺

陛下には安藤知事より縣治概況を聞召したる後、陸軍中將從三位勳一等功五級奏眞次外七十四名に單獨拜謁を賜り、御少憩の後、三回に亙り、有資格者三百六十七名に對し、列立拜謁を賜つた。

なほ此の日午後五時より、有資格者は御泊所に伺候して、御機嫌奉伺の記帳をなし、退下した。

### 縣産品の台覽

今回の行啓に當り、謹みて本縣特有物産品百八十點を選定し、之を御泊所神宮司廳の一部に陳列して、台覽の光榮を待ち奉つたのであるが、陛下には御疲も厭はせられず、産業御奨励の思召を以て六日七日の兩夜に亙り、具に台覽遊ば

され、その内二十七種は御買上の光榮に浴した。

### 献上品竝に傳獻品

拜謁後、縣治の概況を言上し奉りて御前を退下した安藤知事は、マスクメロン九個、椎茸三斤、綠茶一斤、オットー香水二瓶、萬古燒水指・同茶盆各一箱、毛糸五封度、モスリン二卷、タオル三打を三重縣特産品の代表として、西邑行啓主務官を経て献上したるに、幸に御嘉納あらせられた。

なほ神宮司廳に於ては、今回の行啓に當り、特に皇大神宮別宮倭姫宮に御參拜の御嘉例を開かせ給ふとの御内意を拜して、いたく感激し、係の權禰宜野上正篤をして「倭姫宮御鎮座概要」を、同應囑託大西源一をして「倭姫命御傳記」を編述せしめ、桐箱に納めて献上したるに、是亦御嘉納の榮に浴した。

又宇治山田市長より大内行燈一對を、松阪市長より本居宣長遺愛鈴柱掛模型一個竝に同じく古鈴文鎮模型一組を、愛國婦人會三重縣支部長安藤櫻子より絹メリヤス一卷を、宇治山田商工會議所會頭河村清兵衛より和紙一箱を、日本アイロン工業組合理事長山本重治郎よりアイロン二個を、常磐井堯祺より竹製花生一個を献上せんことを願ひ出たので、安藤知事は謹んで之を傳獻せるに、是亦御嘉納あらせられ、献上者は何れも無上の光榮に感激したのであつた。

### 高齢者に御菓子料を給ふ

行啓第二日の御儀滞りなく訖へさせ給ひし皇太后陛下には、皇太后宮大夫を経て、安藤知事に有難き御説と共に、宇



治山田市・松阪市及び鳥羽町に於ける八十歳以上の高齢者に對し、御勞りの思召を以て多額の御菓子料を賜つたのであつた。此の有難き思召を拜した安藤知事は當日直に齋藤宇治山田市長・和田松阪市長・辻本鳥羽町長を縣出張事務所に招き、午後六時三十分より、これが傳達式を行ひ、左の如く一場の訓示をなし、之に對し、齋藤宇治山田市長は拜受者一同を代表して感激の答辭を述べ、謹んで御禮言上方を請うた。

御仁慈の恩榮に浴した高齢者は宇治山田市に於ては八十歳以上三百十五名、九十歳以上十三名、松阪市に於ては八十歳以上二百九名、九十歳以上八名、鳥羽町に於ては八十歳以上七十名、九十歳以上七名あり、此の内三市街に於ける最長壽者は宇治山田市の男では小山東・中川藤左衛門・川合藤太郎の三名で何れも九十歳、女では九十五歳の奥田むら、松阪市の男では八十九歳の大西伊三吉、女では九十四歳の藤本てう、鳥羽町の男では九十三歳の守山源吉、女では九十四歳の藤岡こうである。

## 御菓子料傳達式に於ける安藤知事の訓示

今般畏くも皇太后陛下に於かせられましたは、關西地方行啓を仰出され、昨日大宮御所御出門、神宮御參拜の爲、本縣へ御車を進めさせられましたは、昨夕御機嫌いとも御麗しく當地に御安著遊ばされ、滞りなく兩大神宮竝に倭姫宮に御參拜を訖はらせられましたことは、誠に祝著の至に堪へない次第であります。

明日は親しく本居宣長大人の遺蹟に台臨遊ばされ、尋いで鳥羽町に行啓あらせられ、眞珠養殖の工程を嚮はせらるる御豫定にあらせられますが、それに先ちまして、圖らずも行啓地に於ける八十歳以上の高齢者に對し、渥き御勞りの思召を以て、多額の御菓子料を御惠賜遊ばされましたことは、洵に恐懼感激に堪へない所であります。本日茲に各位の御參集を煩はし、謹みて之が傳達式を擧げました次第であります。

恭しく惟みまするに、皇室に於かせられましたは、日夜國民の上に御仁慈の御心を注がせられ、特に高齢者に對しては、國家の御慶事に際し、或は行幸行啓あらせらるる場合に、屢々賑恤の恩榮を賜りますことは、列朝常に其の例を拜するのでありまして、尙齒敬老は即ち我が惟神皇道の大精神であり、孝順を天下に獎め給ふ深き思召の存する所と拜察致しまして、恐懼感激に堪へない次第であります。

各位は直に管下の高齢者に對して、此の有難き恩賜金を傳達して、優渥極りなき御仁慈の思召を御傳へ申上ぐると共に、一般市町民に對し、飽くまでも我が崇高卓絶なる國民道德の大本たる忠孝一本の至道を感じ徹底せしめ、日月貞明の御懿旨に副ひ奉らしめられむことを切望して息まない次第であります。

一言微衷を述べて御挨拶と致します。

尙ほ安藤知事は、此の日左の謹話を各新聞紙に發表して、宏大無邊なる御仁徳を縣民一般に傳へた。

## 高齢者へ御下賜の御菓子料を拜戴して

今般畏くも皇太后陛下に於かせられましたは、行啓地に現住の八十歳以上の高齢者六百二十二名に對し、渥き御勞りの思召を以て、多額の御菓子料を下賜せられましたことは、洵に恐懼感激に堪へない所であります。

由來尙齒敬老の思想は東洋道德の特長であります、就中家族制度を以て立つ我が國は特に此の美風が先天的に養はれて居るのでありまして、畏くも皇室に於かせられましたは、國家の御慶事に際し、或は行幸行啓等あらせられたる場合にて、屢々優渥なる恩眷を高齢者に垂れさせ給ひ、先般昭和の御大典に當つても、養老の資として、多額の御内帑金を御下賜遊ばされ

「老ヲ養フハ歷朝ノ至孝ヲ天下ニ勸ムル所以ニシテ窮テ賑ハスハ列聖ノ博愛ヲ兆民ニ獎ムル所以ナリ」  
との有難き御沙汰を賜りましたことは、國民の今猶ほ記憶に新たなる所であります。畏くも皇太后陛下今回の御仁惠も、偏に「至孝ヲ天下ニ勸メ」給ふ深き思召のあらせらるることと拜察致しまして、誠に恐懼感激に堪へない所であ



ります。

何卒縣民各位は此の御仁慈の御懿旨を肝に銘じて、神聖なる我が國體の眞髓を徹悟し、忠孝一本の大義を貫き、國民道德の眞價を發揮して、優渥なる思召に應へ奉らむことを切望する次第であります。

### 恩賜の數々

皇太后陛下には午後七時安藤知事・齋藤宇治山田市長等を御泊所に召させられ、皇太后宮大夫を経て、有難き御説と共に、左記の通り御下賜金の御沙汰があつた。安藤知事等は何れも御仁慈の思召に感泣し、大谷皇太后宮大夫を経て、謹みて御禮を言上し、退下した。

一金二千圓

三重縣

一金一千圓

宇治山田市

一金三百圓

松阪市

一金二百圓

鳥羽町

右の外知事・各部長・縣行啓關係員一同・行啓關係地市町長・同助役以下關係員一同・縣警衛警察官・消防組其他へ酒饌料・御煙草等御下賜あり、夫々知事より傳達したが、拜受者は孰れも優渥なる御仁慈に感激し、直に御禮言上方を上申し、知事は皇太后宮大夫を経て其の旨を言上した。

行啓第三日——六月七日——



# 松阪市に行啓

産業都市松阪四萬の市民が、一日千秋の思を以て御待ち申上げた六月七日は南東の風ゆるやかに、淨雨降りしきるうちに静かに明けた。驛前の奉迎門より松阪城址へ續く御道筋は鏡の如く掃き清められて一塵を留めず。戸毎に掲げられた日章旗は淨雨を交へた景風にはためき、雨の音、往き交ふ人のささめきは全市を包む大歡喜の聲となつて、今し松阪市は感激の坩堝の中に入らむとする。

朝まだきより集り來れる幾萬の民草はそれぞれ所定の場所に整列を終り、何れも今日のおよき日に遇へる幸福に胸を躍らせ、感極まりて言葉もなく、肅然として佇立する。

午前八時四十分御泊所御出門、略式自動車鹵簿肅々と、第一列外・第二列外の諸員を従へさせ給ひ、御道筋に塔列する宇治山田市民・學校兒童生徒・各種團體員、其の他一般奉拜者の奉送裡に山田驛著御、午前九時山田驛發御召列車にて松阪市に向はせられ、沿線度會・多氣・飯南の民草が赤誠こめた奉拜を受けさせ給ひつつ、御召列車は靜かに微風を衝いて松阪驛に御著あらせらる。時午前九時三十分、二十一發の奉祝煙火は餘韻長く全市に感激の波を傳ふ。

第二フォームに降り立たせ給ひし陛下には、構内に奉拜を差許されたる官民の最敬禮裡に、寸時の御憩もあらせられず、直に御自動車に召させ給ふ。

報告員オートバイ——先乗サイドカー

## 鹵簿

三重縣警部自動車——皇太后宮事務官自動車

近衛將校 御自動車——皇宮警察官自動車——女官自動車  
近衛將校 女官御陪乘

皇太后宮大夫自動車——三重縣警部自動車  
侍 醫

## 第一列外供奉

宮内次官——安藤三重縣知事——森憲兵隊長——兒玉第十六師團長  
皇太后宮事務官——女官——町村三重縣警察部長  
御用掛  
内務大臣代理兒玉神社局長——藥劑官——大膳寮——主馬寮——豫備車  
警保局長代理橋本警務課長——其他——内匠寮

## 第二列外供奉

熊野三重縣總務部長  
渡邊三重縣知事官房主事  
後乗サイドカー

仰ぎまつれば、陛下には御帽子も御服も同じ古代紫の氣高き御洋裝にて、御機嫌殊の外御麗しく、仁慈の御眼なごしを塔列の民草に注がせ給ひつつ、鹵簿は驛前通より日野町角に出てさせ給ひ、中町本町を過ぎて市役所前より青葉薫る松阪城址に進み入らせ給ふ。



## 大正天皇御手植の松

斯くて九時四十五分松阪公園藤の棚の邊りに著御、和田松阪市長の御先導にて鈴屋遺跡の門内に玉歩を進ませ給ひし陛下には、つと前庭の縁濃き松の一本に御目を注がせ給ふ。和田市長鞠躬如として御前に進み、

「此の一本こそ嘗て大正天皇東宮にましましし時、此の地に行啓あらせられ、畏くも御手づから植ゑさせ給ひし記念の松でございます。」

と言上するを聞召され、一しほ御懐かしげに、今は神去りましし先帝の御傍を偲び参らせ給ふ。

申すも畏けれご、關雎の御語らひ、葛覃の御樂みも、僅に二十有餘年にて先帝に後れさせ給ひしよりは、朝な夕な神靈への御かしづきに、ひたすら御冥福を祈り奉らるるにも、いとご御思ひ出繁くましますと漏れ承る。今此の天ざかる鄙のいぶせき庭に、御懐かしき記念の松を見出でさせ給ひ、暫し立ち去りがてにおはします御心の内、側近の人々も萬感胸に通りて、面を上ぐる者もなかつた。

## 鈴屋遺跡に臨御

陛下には盡きせぬ御名残を由縁の松に惜しませ給ひつつ、和田松阪市長の御先導にて、供奉の諸員を随へさせられ、本居宣長舊宅鈴屋の正面よりは安藤知事御先行を承りて、邸内に御案内申し上ぐ。

神ながらの道に御造詣いと深くおはします皇太后陛下が、長き御旅路の半日を割かせ給ひ、特に此のいぶせき鈴屋遺跡への行啓を思ひ立たせ給ひしことこそ、實に世界の大本つ國として尊嚴極まりなき我が肇國の淵源を究め、初めて

皇道の本質を明らめ給ひし本居大人の千古の勳を嘉尚し給ひ、不覺にも本つ御教を忘れて、漢意・夷心に惑はんとする世道人心を正しき道に引返さしめんと、世に有難き思召と拜察し奉り、誠に畏き極みである。

我が三重縣が生んだ不世出の偉傑本居宣長大人の住ひし此の陋屋は、今千載不朽の榮光に輝き、地下の英靈も罔極の恩照に浴して、感涙轉た禁めあへぬものがあらう。此の日おほけなくも咫尺に侍りて、光榮ある御説明に奉仕せる神宮司廳囑託大西源一氏が謹記せる草案を茲に抄録して、當日の御模様を拜察する。

## 鈴屋説明奉仕記

昭和十二年六月七日、皇太后陛下松阪市なる本居宣長の舊宅に行啓あらせらるるにつき、御説明の大任を承れるに、より、豫め市當局と打合せをなし、舊宅内の諸準備を整へたり。

舊宅内の諸室は階上階下共に白布を敷き詰め、總て御靴の儘にて進ませらるることとし、入口の左側なる玄關の間の上り口は稍々高きにより、御昇降の御便宜の爲め、別に木造の一段を新調し、又二階の上り口なる階段の下部三級紙屑入れ兼用のものは之を撤去して、上り口の左側に置き、別に新しく階段四級を取り付け、猶ほ左側に御昇降の際の御危険を除く爲め、鐵管を以て欄干を附し、白布を以て之を纏へり。又階段の間と玄關の間との間なる二枚の襖は立て切り、奥の間より勝手に通ずる所の一枚の襖は一時之を取り外したり。陛下の御座所に宛て奉るべき奥の間なる押入の前には、行啓直前に屏風を立てることとし、床の間には軸物を掛けることを止めたり。

台覽を願ひ奉るべき宣長の遺著十七部は新しく檜材を以て作りたる高案の上に三行に並列し、之を奥の間の縁側に置く。但し縁側と奥の間との間なる四枚立の障子は之を左右に開き、其の間に此の案を置きたり。又別に檜材を以て低案二脚を作り、之を床の間及び押入と相對する一側の壁際に置き、其の床の向側には短檠と藥篋とを一脚の案上に置き、それに續く壁際には他の一脚の案上に三十六鈴中現存の二個及び宣長遺愛の古鈴七個を並べ、其の上の天井よ



り宣長六十一歳の自畫遺像と山室山奥墓碑面文字の下書との二幅を懸けたり。此の兩幅を床の間の向側の壁際に懸けざりしは、陛下御座の正面に當るにより、特に御遠慮申し上げたるなり。以上新調の案三脚も亦白布を以て掩へり。次に二階の四疊半の間には床に宣長自筆の「縣居大人之靈位」の軸を懸け、春庭の時模造せしめたる三十六個の小鈴一聯は鈴板のまま之を床の向つて左なる圓柱の内側面に掛けたり。平日此の室内には宣長遺愛の文机と稱するもの模造品を置きたれど、宣長常用の文机は歿前大平に與へしこと明にして、此の模造文机の原品が果して宣長の遺物なるか否か明ならざる點あるを以て之を撤去し、台覽を仰がざることしたり。行啓前日に以上舊宅内の諸準備全く畢り、縣衛生課員出張して消毒を行ひたり。

當日陛下には公園内藤の柵の前にて御下車、松阪市長和田潤氏の御先導により、御徒歩にて古梅園の前より鈴屋遺蹟保存會の門を入らせられ、明治四十三年大正天皇が東宮にいましし時、此の舊宅に行啓あらせられし際の御手栽の松の傍より、枝折戸を通御、ここよりは安藤知事の御先導にて、舊宅の正面より宅内に入らせられたり。陛下には立關の間より上らせられ、中間・佛壇の間を通御あらせられ、奥の間に著御の由拜聞す。大西は午前八時前、松阪市の行啓事務所に宛てたる古梅園に著し、其の宅前に於て陛下を奉迎し、供奉の列の最後より進み、舊宅の枝折戸の手に止りて命を待ちたり。やがて舊宅内に參進すべき旨報知ありしにより、知事に從ひて宅内に入り、奥の間の勝手口に通ずる一隅より御座の間に入り、知事の紹介に依りて御前に出て、御座の斜右の方に立ち、右手に手控を持ちつつ宣長の學問上の功績につき言上したり。此の御前講演は約十數分にして畢れり。此の時陛下には床を御背に、小卓を御前にして御椅子に倚らせられ、他の供奉員は總て押入の前に起立せり。卓には鮮麗なる模様ある布かかれり。

進講畢りて後、引續き宣長の遺著・遺物類の台覽を願ひ上げたるに、陛下には直に御座を立たせられ、玉歩を御座に最も近き處に置ける高案の前に運ばせられたり。同時に大西も御前に近く進みて、案上に並べたる宣長の遺著につ

き、極めて概括的の御説明を申し上げたるに、更に詳細に言上せよとの供奉の方の注意により、直に其の一部一部につき内容の梗概を言上したり。此の間陛下には宣長の大著古事記傳の前に久しく立たせられ、其の處に置き置きたる第一卷の卷首を仔細に台覽あらせられたり。又直毘靈及び玉鉾百首にも深き御注意を拂はせられたる如く拜したり。

陛下には更に右折して遺物の前に進ませられたり。大西は絶えず陛下の御右斜側方に侍し、陛下の進ませらるると共に從ひ奉りて、一々の遺物につき御説明申し上げたり。陛下には宣長が夜間の讀書に用ひしと傳へらるる短檠をいと御珍らしげに台覽あり。藥筐の前に進ませられたる時、其の宣長が醫師として使用せるものなること、猶ほ之に添へたる鐵鍼は春庭が失明後鍼醫を業とせる時使用せるものなることを言上したるに、陛下には「其の頃にもかかる鍼を用ひしか」と宣はせられつつ、親しく其の數本の鍼を入れたる小さき黒塗の鍼筒を御手に取らせられ、又調劑に用ひたる眞鍮製の藥匙をも御取り上げになりて台覽あらせられたり。猶ほ藥筐の覆紙の表に書せる文字は宣長の二女美濃の手跡なる由申し傳ふる旨を言上したるに、其の萬葉假名を以て書せる「久須理婆古」の文字を讀ませられたり。

宣長が二階の四疊半に掛けたる三十六個の小鈴の内の遺れる二個及び宣長遺愛の古鈴、六十一歳の自畫遺像等にも深く御目を止めさせられ、殊に古鈴中最大なる茄子形の銅鈴を親しく御手に取らせられ、軽く御振りになりつつ其の鈴の音に御耳を傾けさせ給へり。

遺著遺物の台覽之を以て畢り、更に二階の四疊半に上らせられたり。階段を上らせらるる時、供奉の方は階下に備へ置ける懐中電燈を以て照し奉れり。大西は供奉の方の最後に從ひて階を上り、其の程に止り居たり。但し二階は四疊半の小室にして微賤の身として此の室内に參入するは恐れあるにより、此の處より二階の御説明を申し上げむとしたるなり。然るに供奉の方より上まで來るべきやう注意ありしにより、進みて室の入口まで進み、其の處より室内の御説明を申し上げしが、更に御前近く進み、鈴に就て詳しく御説明申し上げよと、供奉の方より指示ありしかば、



進みて床の前に至り、御説明申し上げたり。三十六個の小鈴が果して何れの位置に懸けられしかは今之を詳にし難きも、宣長の鈴屋集に收むる所の和歌によりて、床の邊の柱に懸けしことを知り得るにより、姑く此處に懸け置きたること、又宣長が何故に三十六の數を選べるかに就ても明ならざるも、恐らく三十六歌仙を象りたるものなるべき旨を言上したり。猶ほ床の向つて左は押入にして、二枚立の襖を入れたり。其の襖にはもと山水の畫を貼りたりしが、後改装して今の如くしたるものにして、襖に貼られたる數十枚の短冊は皆宣長の門人の筆蹟にかかり、宣長自身のものは一枚も無きこと、其の内茂穂とあるは稻懸茂穂にして、後に宣長の養子となれる大平の前名なることを言上したるに、陛下には御前近き其の和歌に御目を止めさせられ、若き供奉員をして之を寫し取らしめられたり。

其の和歌は

雨はれし空のみとりのおなしいろに

をたのさなへもけふはうゑけり

とありたり。更に押入の中には「あさよひにとりいづるふみ」の各一字を取りて符號とせる十二本の本箱を並べ、平日必要の書を納め置ける由傳ふる旨を言上したるに、陛下には「あさよひに」と宣ひつつ、稍々御不審の御有様に拜したるが、大西が重ねての御説明により、直に御了解あらせられたり。

夫れより障子を左右に開き、中庭の台覽を願ひ奉りたり。此の庭は明治四十二年此の舊宅を魚町一丁目より此の處に移したる時、もとの如く作れるものにして、唯樹木の如く枯死の恐れあるものは原地に残し置き、原木に似たる樹木を索めて新に之を植栽したるものなることを言上したるに、供奉の方より種々質問を受けたり。

此の二階は特に陛下の御心を惹き奉れるが如く、比較的長時間を此の手狭なる一室に費し給ひ、御説明の後も暫く御低徊あらせられたる後、階下に降らせられたり。依りて階下に於ける宣長の考案にかかる移動式階段につき御説明申し上げ、夫れより畏くもいぶせき勝手元の方まで玉歩を運ばせられたるにより、竈・湯殿・薪部屋等につき御説明

申し上げたるに、陛下には暫く湯殿近き竈の前に立たせられ、此の勝手元の有様をいと御注意深く覽はせられたり。

勝手元より再び階段の間に歸らせられ、中の間を経て表の間に進ませられ、其の押入に納め置ける古事記傳以下の著書の版木を台覽あらせられたるにより、又それにつきて御説明申し上げたり。

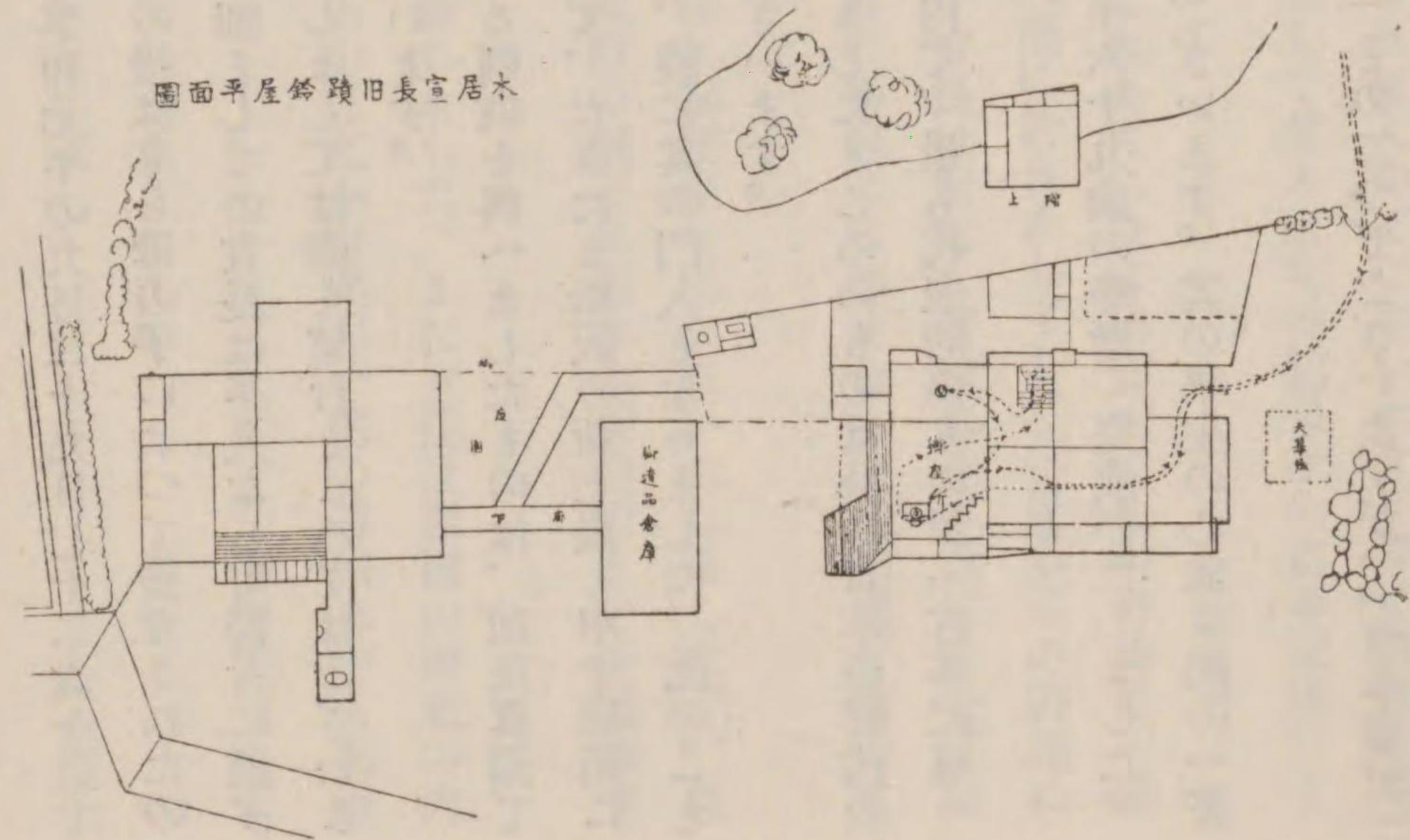
かくして再び奥の間に入らせらるる時、佛壇の間を通御の際、供奉の一員が其の大なる佛壇の構造に注目せられ、「こは佛壇なりや。」との質問に對し、「宣長は佛教を排撃したるも、其の家は歴代佛教の信者なりしにより、祖先の意に悖るに忍びず、特に佛壇を存して、之を拜せる」旨を言上したるに、陛下には「そは孝行なり。」と宣はせられたり。

以上を以て御説明を畢り、陛下には御座に復せられたるにより、大西は御室の一隅に參入し、謹みて最敬禮を爲し退出せむとしたる時、畏くも陛下には此の草莽の一微臣大西に對し、御口づから「詳しく説明を聞き、満足に思ふ。」との御意味の御言葉を賜りたり。大西は此の優渥なる御言葉に恐懼し、破格の光榮に感激しつつ、御前を退きたり。以上御説明は約二十分にして畢れり。

本居宣長事蹟進講草案

謹んで御願ひ申し上げます。唯今より暫くの時間を賜りまして、本居

木居宣長旧蹟鈴屋平面圖





宣長の學問上の功績に就きまして申し上げることを御許しただきたくございます。

宣長は今より二百年前、享保十五年五月七日に此の松阪で産れまして、享和元年の九月二十九日七十二歳を以て此の松阪で歿しました。宣長の父定利は宣長が十一歳の時に歿しまして、其の後は専ら母の手によつて養育されたのでございます。宣長は生計を支へますために醫術を開業いたしました。宣長は平凡なる町醫者に過ぎなかつたやうでございます。醫師として名醫と呼ばれますことは、宣長と致しましては深く望むところではございません。其の志しますところのものは我が御國の學問の研究であつたのでございます。

宣長が皇學に心を寄せますやうになりましたことに就きまして、最も大なる刺戟を與へましたものは、加茂真淵でございます。寶曆十三年宣長が三十四歳の時、真淵が神宮に參拜いたしました。たまたま松阪の新上屋と申す旅館に一泊いたしました。宣長は真淵を其の旅館に訪ねまして、いろいろ教を受け、終に其の門人となりました。此のことは「松阪の一夜」と題しまして、既に國定教科書にも載せて居りますのでございます。

宣長の學問は頗る廣い範圍に亙つて居りますが、其の内でも最も力を注ぎましたところのものは我が日本の神代の歴史の研究であつたのでございます。而して宣長が遺しました澤山の著述の内、最も代表的のものが「古事記傳」四十四卷でございます。

此の書物は明和元年宣長が三十五歳の時に初めて筆を執りまして、寛政十年六十九歳の時漸く完成いたしました。宣長は此の書物を著しますために、三十五年の長い歳月を費して居るのでございます。其の畢生の心血は此の一書に注ぎ盡されて居ると申しまして宜しいかと存じます。

我が國の古典の内、最も貴重でありますものは「日本書紀」と「古事記」との二つでございますが、「日本書紀」は支那の國の歴史の形式に倣つて編纂せられてありまして、従つて其の文章も漢文を以て書かれてあるのでござい

ます。此の點に於きましては、固より「古事記」の記事の純朴でありますには及びません。神國日本の最も純なる正しい姿を見まする爲には、さういたしても「古事記」に依らなければなりませんのでございます。茲に於きまして、宣長は「古事記」の研究を思ひ立つことになりましたのでございます。而して其の研究の結果が「古事記傳」となつて現はれて參りましたのでございます。

此の「古事記傳」は「古事記」を註釋いたしました書物といたしまして、これまでに世に出ましたものの中で、最も價値の高いものでございます。固より宣長以前に於きましても、また宣長以後に於きましても、「古事記」の研究に就て宣長ほどの大きい業績を遺したものはございません。しかしながら、宣長は單なる考證萬能學者ではございません。其の胸には絶えず皇室を崇め奉り、國を思ふところの熱血が漲り、其の學問には烈々たる、大和魂が籠つて居りましたのでございます。

宣長は「古事記」の研究によりまして、神國日本の固有の思想・信仰・風俗・制度等を明かにいたしました。其の内最も力を盡しましたところのものは、我が神ながらの道を闡明し、我が國體の無上尊嚴なる所以のものを發揚することであつたのでございます。

恐れ多くも、上皇室に對し奉りましては、宣長は赤誠を捧げて最も尊崇を盡しました。また宣長は諸國の神社の内に荒廢いたして居りますものの多いのを拜しまして、深く之を慨き、如何にもして之を復興し、其の御祭りをも鄭重にいたしたいと念じまして、其の志をば

治まれる御代のしるしを千木高く

神のやしろに見るよしもがな

と云ふ一首の和歌に於て述べて居りますのでございます。



取り分け、皇祖天照大御神さまの御神徳につきましたは、宣長は深く之を畏み奉りまして、之を御發揚申し上げまことに最も力を盡しましたのでございます。宣長は世界に於て最も正しい道は天照大御神さまの御示しになつたところの道であることを力説いたしました。而して此の道はまた今の現に天が下知ろしめすめらみことの履み行はせらるるところの道であり、世界萬國に普遍であるべき誠の道であると、斯く宣長は申して居りますのでございます。

國々に道はあれども天照す

日の大神の道ぞ正道

此の一首の和歌こそは、まさしく宣長の道につきましての眞心を詠み出でましたものと存じます。

宣長は多くの門人を教育いたしました。其の数は恐らく五百人以上にも及びましたことと存じませう。平田篤胤は宣長の歿後の門人でございますが、宣長の尊皇・愛國・敬神・崇祖の精神は此の篤胤によつて、いよいよますます發揮いたすことになりました。かやうにいたしましたして、畏くも明治天皇様の皇政一新の際には、篤胤の門人等が或は學問上に於きまして、或は思想上に於きまして、其の御鴻業を翼賛し奉つたのでございます。

宣長は大神宮の鎮座まします此の伊勢の國に産れ、平和なる家庭に生長し、慈愛渾き父母の膝下に於て養育せられました。従つて其の人柄は極めて圓滿であり、溫和でありまして、最も調和性に富んで居りました。また頗る人情に厚く、包容力が大きかつたのでございますが、而も身を持つること謹嚴でございまして、平生讀書を以て唯一の樂みといたしました。其の一生は全く努力の歴史でありまして、わづかの時間をも惜んで讀書と研究とに全力を打ち込みましたのでございます。生前最も櫻を愛しまして、其の詠じたところの

敷島の大和心を人間は、

朝日に匂ふ山櫻花

の和歌は、日本全國津々浦々にまでも傳唱いたして居りますのでございます。宣長は我が日本古來の學者の内でも、最も日本人らしい學者の一人でありますかと存じます。

宣長の母は「かつ」と申しましたが、夫が歿しまして後は纖弱い女の手の本居一家を支へました。本居の家は元來商人でございしますが、天性學究的でありました宣長は商業には適しません。それを洞察いたしましたして、醫師として生活の道を立てさせます爲に、宣長を京都に上せて學問にいそませました。なほ宣長の京都滞在中には屢々書面を遣はしまして、絶えず訓誡を與へ、之を激勵し、之を鞭撻いたしましたのでございます。宣長が其の青春の時代を愈ることなく、他日學業大成をいたすことを得ましたのは、此の母の力が與つて最も大なるものがありましたのでございます。若し宣長にして此の母を持ちませんならば、恐らくあれほぎの人物にはなり得ませんでしたかと存じます。宣長の母は家庭の主婦といたしまして、また人の母といたしまして、世上に稀なる勝れた婦人でございましたやうに存じます。

宣長の家は固より富んでは居りません。殊に宣長の幼少の頃には家運が既に傾きかかつて居りましたのでございます。其の名を成すに至りまして後も、生計の方はあまり裕かではありませんだやうでございしますが、宣長は其の爲に少しも志を屈することなく、ひたすら皇國の學問のために勤みましたのでございます。

此の舊宅はもと松阪市内の魚町一丁目にありましたのを、明治四十二年に鈴屋遺蹟保存會に於きまして、唯今の所に移しましたのでございます。宣長は寛保元年十二歳の時、母に伴はれて、三人の同胞と共に初めて此の宅に移りました。其の後歿しまするまで、ずっと此の宅に住居いたしました。此の八疊の間は客間でございしますが、猶ほ後ほぎ御台覽を願ひ上げまする二階の四疊半の間は、天明二年に宣長が改造いたしましたものでございしますが、其の上り口の階段は自由に取りはづしが出來まして、中は紙屑入れになつて居ります。宣長が讀書研究に専心いたして居ります



時なきには、此の階段を除きまして交通を遮断いたしましたそうでございます。かやうな點にも宣長の物事に綿密な性格がよく現はれて居ります。宣長はかくまでいたしましたして學問を勵みましたのでございます。

また宣長は其の師の加茂真淵の忌日なきには、二階の床の間に「縣居大人之靈位」といふ七字を自書いたしました掛物を掛けまして、恰も生きた人に事へまする如く、之を拜したと傳へて居ります。

宣長はまた此の床に三十六個の小鈴を赤い紐に貫いたものを掛けて置きまして、考の往きつまりました時なきに、其の鈴を振りまして、すがすがしい音色に鬱を晴らしましたそうでございます。此の一室を鈴の屋と申しますのも、此の鈴によつて號けたものでございます。

なほ床の向つて左の方は押入になつて居りますが、宣長は其の押入の中に「アサヨヒニトリイヅルフミ」の各一字を符號といたしますところの十二本の本箱を立てまして、其の内に書物を納めて置きましたそうでございます。

此の二階の四疊半は甚だお粗末なものでございますが、此の一室こそは宣長の多くの著書の生れ出ましたところてございまして、宣長の精神は此の室内に籠つて居りますのでございます。

畏くも明治天皇様には、深く宣長の學問上に於ける功績を御追賞あらせられまして、明治十六年宣長に贈正四位を賜りました。なほ明治三十八年神宮御親謁の御砌、從三位に陞せられ、其の上に遺蹟保存のため御手許金を御下賜になりましたのでございます。宣長の舊宅及び宅趾を古へるまで今日に保存することを得ましたのは、全く明治天皇様の聖旨に基くことでありまして、三重縣民といたしまして、殊に松阪市民といたしまして、誠に無上の光榮と存じて居りますところでございます。

猶ほ明治四十三年十一月十五日、大正天皇様が東宮におはしました時、此の舊宅に行啓を賜り、明治四十四年五月

二十一日と大正十一年十一月六日との兩度、皇后陛下が神宮御參拜の御砌には、それぞれ御下賜金を拜戴いたしました。又大正九年五月には高松宮殿下の御台臨を賜り、此の重ね重ねの光榮に、三重縣民はひたすら恐懼感激いたして居りますのでございます。

微賤の身をもちまして、はからずも御前に咫尺し奉り、本居宣長の事蹟につき言上いたしますことを御ゆるし下さいましたことは、誠に無上の光榮と存じますところてございまして、恐懼感激に堪へません。謹んで御禮を申し上げます。

これから宣長に關係いたします史料の台覽をいただき、それに就きまして御説明を申し上げたいと存じます。

#### 本居宣長遺著遺物台覽目錄並に御説明要項

##### 一、遺 著 稿本

此の書物は皆宣長の著はしましたもので、其の稿本でございます。宣長の著書は五六十部にも及んで居りますが、其の内の主要なるものが、これらの書物でありますかと存じます。

##### 古事記傳 四十四卷

古事記の全體に互つて詳密な註釋を加へましたもので、宣長の著書の内でも最も重要なものでございます。猶ほ今日までの古事記の註釋書といたしまして、最も價值の高いものでございます。

##### 直毘靈 ナホシキマ 一卷

皇國の古道を論じたものでございます。

##### 伊勢二宮さき竹の辨 一卷

伊勢の兩大神宮の御事を記し奉つたものでございまして、殊に豊受大神が御食津神に坐すことを力説いたし



まして、其の御神徳を御發揚申し上げました。

國號考 一卷

日本の國の國號は古來様々に稱へて参りました。古代に於きましては、或は大八島の國、葦原の中つ國、夜麻登、秋津島、師木島なごとも申しましたのでございます。

本書は日本の古典に現はれて居ります様々の國號について研究をいたしましたものでございます。

神代正語 三卷

日本の上代の言葉を寫しました書物は多くは漢文を以て書かれてあります爲に、御國の正しいところが失はれて居りますものが少くございませぬ。宣長は之を慨きまして、主として古事記に據り、傍ら日本書紀を参照いたしましたして、神代のことを記しました古典の正しい訓み方を考へましたのが此の書物でございます。

神代紀響華山陰 一卷

日本書紀と古事記との神代の卷を読みます人の爲めに書きましたものでございます。日本書紀は支那の歴史の體例に倣ひ、漢文を以て書かれてあります故に、古事記のやうに古傳を有の儘には傳へて居りませぬ。宣長は一々の事實を引證いたしましたして、此のことを論じました。

馭戎慨言 二卷

上古以來江戸時代に至りますまでの我が國と外國との交渉の歴史を述べ、其の得失を論評いたしましたして、大に國威を伸張すべきことを力説いたしましたものでございます。

歷朝詔詞解 二卷

續日本紀に載せられてあります祝詞宣命に訓解を施し、註釋を加へましたものでございます。

漢字三音考 一卷

漢字に漢音と吳音と唐音との三種の音があることを論じまして、日本の國音の最も正しいことを主張いたしましたものでございます。

眞曆考 一卷

曆日の起原に關して考證いたしましたものでございます。

石上私淑言 二卷

和歌のことについて説明を加へましたものでございます。

玉の小琴 別卷 一卷

玉の小琴は萬葉集の一の卷より四の卷に至りますまでの和歌の正しい訓み方を考究いたしましたものでございませぬ。

古今集遠鏡 六卷

古今集の和歌を卑近な言葉で釋きましたものでございます。

美濃の家づと 四卷 同折添 二卷

新古今集の和歌の一部を選び出して、其の各首について詳論いたしましたものでございます。宣長が門人の大屋重門の間に答へましたもので、重門が郷里の美濃の國に歸りますとき、其の家苞として與へましたものでございます。「美濃の家づと」と申します書名は之から起りました。猶ほ折添の方は新勅撰集、續後撰集、續古今集、續拾遺集、新後撰集、玉葉集、千載集、續千載集、續後拾遺集、風雅集、新千載集、新拾遺集、新後拾遺集、新續古今集等の和歌の一部に評釋を加へたものでございます。



玉鉾百首

一卷

宣長が古道の大意を詠みました百餘首の和歌を集めましたものでございます。

ひもかきみ

一折

「てにをは」の用例を圖を以て示しましたものでございます。

詞瓊緒

七卷

國語の語格を研究いたしましたもので、國語について組織的研究を加えました最初の書物でございます。

一、短 燦 一基

この燈火器具は宣長が平生使用いたして居りましたものと申し傳へて居ります。

一、藥 筐 一具

此の藥筐は宣長が醫師として使用いたしましたものと申し傳へて居ります。其の覆紙の四方に見えて居ります文字は宣長の二女の美濃の筆蹟と傳へて居ります。宣長の長男の春庭は若くして眼病に罹りまして、終に失明いたしました爲に、鍼醫を業として生計を支へました。ここにありますのは其の頃用ひました鍼でございます。

一、宣長の肖像 一幅

ここに懸けましたのは宣長が六十一歳の時の肖像でございますして、「敷島の大和心を」の和歌は宣長が此の像に題しましたものでございます。晝も歌も共に宣長の自筆でございます。

一、山室山奥墓碑面文字下書 一幅

此の一幅も宣長の自筆でございます。宣長は生前いたく山室山の地を愛しまして、其の歿しまする前年、寛政十二年に詳細なる遺言書を認めまして、歿後には山室山に葬るべきことを命じ、其の墓の様式に至るまで、一々自

分て定めて置きましたのでございます。ここに「本居宣長之奥墓」と記しましたのは、其の山室山の奥墓に建てました碑面の文字の下書でございます。

一、小 鈴 二個

此の二個の小鈴は宣長が常に二階の四疊半の間に掛けて置きました三十六個の小鈴の内、唯今遺つて居るものでございます。宣長が歿しました時、其の三十六個の小鈴は形見として門人たちに分け與へましたそうでございます。後に長男の春庭が模造いたしましたのを、今日二階の間に掛けて置きました。後ほご台覽をいただきましたでございます。

一、古 鈴 七個

ここに古鈴が七個ございますが、これは宣長が生前愛玩いたしましたものでございます。此の内一個は鐵製でございます。あとの六個は銅製でございます。三つ連つて居りますのは伊勢の神路山から發掘いたしましたと傳へて居ります。驛鈴は隱岐の國の國造家に傳はつて居りますものの模造でございます。鐵鈴は宣長が上京いたしました時に、古い形によりまして、新に鑄造させましたものでございます。

一、宣長著書版木

此の版木は「古事記傳」の版木の内の一枚でございます。唯今遺つて居ります「古事記傳」の版木は總數七百九十八枚ございまして、皆彼方の押入に收めてあります。此の外に宣長の著書の版木五百五十六枚をも保存いたして居ります。

出雲國造神壽後釋版木

二十二枚



詞の通路版木	三十四枚
鈴屋集版木	九十四枚
古今集遠鏡版木	七十七枚
美濃の家づと版木	九十二枚
神代正語版木	三十一枚
玉の小櫛版木	百十一枚
葛花版木	十九枚
後鈴屋集(春庭著)版木	七十六枚

### 鈴屋遺蹟保存會に御下賜金

陛下には今回の行啓に當り、皇學史上に遺る本居宣長の赫々たる功績を嘉し給ひ、六月七日鈴屋遺蹟保存會に對し、金三百圓御下賜の恩命を賜つた。

#### 鈴屋遺蹟保存會の沿革

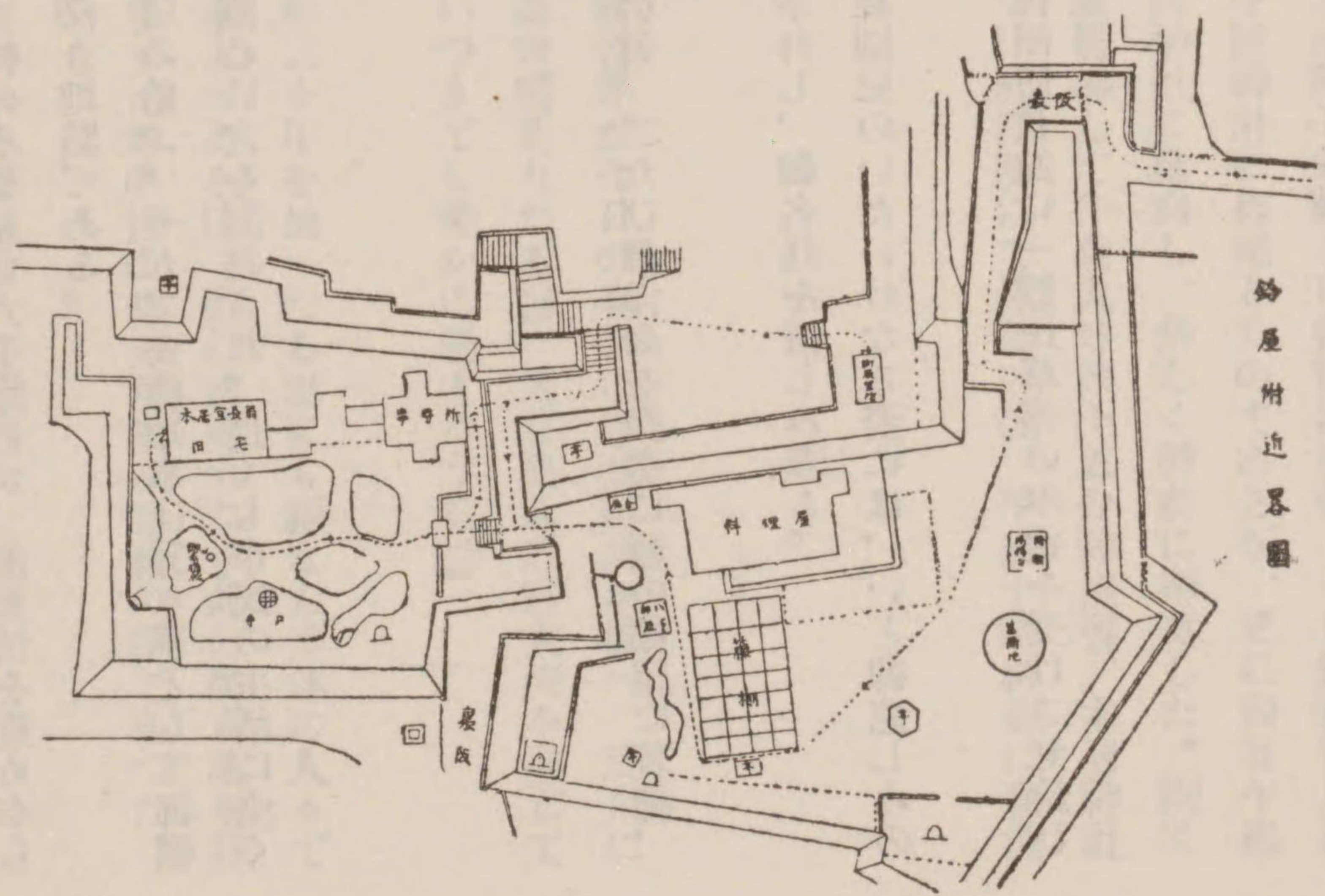
本居宣長大人の故宅は元、松阪魚町に在り、著書の稿本・愛玩の遺器も完存してゐるが、有志者はそれ等が坊間に在つては、不慮の災あらむことを慮り、之が保存の方法を考究してゐた。會々明治三十八年、車駕神宮に行幸あらせらるるや、大人が勤王の孤忠を追賞せられ、特別の思召を以て、御内帑金五百圓を賜ひ、遺蹟保存の資に充てしめられたのである。茲に於て、明治三十九年八月、有松三重縣知事は有志の人々と相謀り、「鈴屋遺蹟保存會」を創立して

廣く全國に寄附金を募り、故宅を松阪公園内に移し、同四十二年十月に移轉工事が完成したのである。元の家屋は承應三年の建築であつて、二階の書齋は天明二年の新添に係る。是れ實に大人が畢生の心血を瀝注して、祖宗の鴻業を讃述し、國體の精華を闡明して天下の志士を覺醒し、暗に維新の大業を呼號したところである。建築物は多くの年處を経てゐる爲、破損の個所も尠くない。そこで工學士土屋純一氏に囑して、其の設計監督の下に修理を加へ、務めて舊面目を存するやう意を用ひ、外に倉庫事務所を設けて遺物を襲藏保管することとしたのである。以上移轉並に修築に經費一萬五千餘圓を要したと謂はれる。

### 公園展望所に台臨

かくて陛下には午前十時五十分鈴屋遺蹟を御發、其の頃より益々降りしきる雨の中を、畏くも御躬ら洋傘を御手に翳させ給ひつつ、御裳に降りかかる飛沫をも御厭ひあらせられず、安藤知事の御先導にて、同五十五分松阪城址御展望所月見臺に臨ませ給ふ。

こゝも亦明治四十三年十一月十五日、大正天皇東宮におはしまし





し時、台臨を仰ぎ奉り、御晝饌の後、飯南郡柿野村以東十七箇町村二十三校の小學兒童六千餘名が、御旅情を慰め奉らむとして奉仕せる旗行列を、御機嫌いと御麗しく台覽せさせ給ひし由緒深き地點である。

陛下にはいと御感慨深げに、蕭々たる初夏の雨に煙る新興産業都市を望み給ふ。やがて安藤知事は翼々乎として御側近く進み出て、謹みて市勢の概況につきて言上し奉る。陛下には終始御熱心に之を聞召され、畏くも市民の生活に深く御心を注がせ給ひしと漏れ承る。

### 松阪市民の奉迎

御展望所月見臺にて十分間を過ぎ給ひし陛下には、午前十一時五分御發、三たび御洋傘を御手に藤の棚脇に著御、御自動車に召させられ、十一時十分御發、松阪驛に向はせ給ふ。

御道筋に去りもやらず待ち奉りし民草は、再び雨中に佇立して鹵簿を奉拜し、御名残を惜しみ奉る。

陛下には、沿道の奉拜者に限なく淑かなる御會釋を賜ひ、殊に松阪幼稚園兒のいたいけなる姿には、いと御慈しみの御目に御やさしき御微笑をさへ注がせ給ふ。

午前十一時二十五分、松阪驛御發車、沿線に堵列する兒童・生徒・各種團體員並に一般民草等の奉送を受けさせ給ひつつ、雨中を直ちに鳥羽町に向はせ給ふ。

### 本居神社へ御使御差遣

松阪市へ行啓の前日午前、大谷皇太后宮大夫より安藤知事に宛て、皇太后陛下本縣下に御駐泊に付、七日縣社本居神社へ皇太后宮事務官を御差遣仰出さるる旨通牒あり、知事は直に此の旨を同神社に傳達したのであるが、更に同日午後八時二十分幣饌料御下賜の恩命を拜したので、縣係員はこれを捧持して同神社に参向し、恭しく神前に奉奠した。明くれば六月七日、御使清閑寺皇太后宮事務官は山本宮内屬を従へ、松田縣屬嚮導して午前九時四十五分鈴屋發、本居神社に参著し、社司・氏子總代・關口縣學務部長等の出迎へを受けられて、一旦社務所にて休憩の後、午前十時神前に参進し、玉串を獻じて参拜の儀を行ひ、同二十五分歸還せられた。

### 奉拜の高齡者を勞らせ給ふ

此の日、特別の思召を以て藤の棚脇にて奉拜を差許された松阪市の高齡者等が今日の喜びに感激の涙を湛へ、咫尺にひれ伏して御姿を拜し奉る様に、御目をとめさせ給ひ、いと御やさしき御會釋ありたる後、大谷皇太后宮大夫を通じて「雨の中を出迎へられて嬉しく思ふ。何れも老の身を充分勞はりて、いつまでも健かに過すやうに。」との有難き御言葉賜つた。

人生七十は古來稀なりと謂はれる。まして今日奉拜の翁媪等は更に十年二十年を加へたる世にも稀なる幸運の人々である。今や玉步御間近く現身神におはします大宮様の尊き御姿を拜し奉るさへあるに、御仁慈極りなき此の御言葉を拜受したる高齡者達が首を俛れて跪座する膝に降り注ぐは無心の雨か。あらず、老の目にせぐり來る感激の涙であつた。



## 佐々木信綱博士の光榮

此の日松阪城址藤の棚なる高齢者奉拜の特定席に於て、特別奉拜の榮に浴した人々の内に、伊勢の生んだ國文學の泰斗、佐々木信綱博士の姿が見受けられた。

鈴屋に行啓せさせ給へるを畏み侍りて

佐々木信綱

公園なる藤の棚のもとに高齢者の居並べるに、皇太后宮大夫ありがたき御詞を傳へぬ。  
 老人よ身をいたはれの御詞に翁媪ら涙し額つく

鈴屋に入らせ給ふ。

神ながらの道たふとはす御心にねもころに見ます古き書とも

かしこしや國つ御母のいてましに鈴屋の大人嬉しひ泣くらむ

石上ふりにし家も新らしき光に充ちぬ今日のいてましに

御展望所に松阪の市街を御覽せさせ給ふ。

先つ帝みそなはししと畏けと御心ふかくなかめましけむ

とは老博士の胸奥より沸り出でたる感激の即吟であるが、博士は更に左の如く當時の喜びを語つた。

昔より貴紳の家には行幸行啓あらせられし例が屢々あるが、宣長大人の如き私人の陋宅に行啓を仰いだことは古來稀である。私は幼少の頃四年數箇月を此の松阪で育つたことがあるので、圖らずも今日行啓を奉拜させて戴き、感

激措く所を知りません。陛下には藤の棚下に奉拜する高齢者に對し、特に皇太后宮大夫を経て、

「年老いたる者である。身體を大切にせよ。」

との有難い御言葉を賜り、又鈴屋に於かせられては大西源一氏の御説明をいと御熱心に聞召されたと拜承いたしますことは、國學を研究する私にとりて、最も感激に堪へない所であります。(六月八日の大阪毎日新聞より轉載)

尙ほ博士は當日次の如く其の感懐を適麗なる筆に綴りて、大阪朝日新聞に寄せた。

本居宣長の遺蹟鈴屋に皇太后陛下を迎へ奉りて

佐々木信綱

皇太后陛下、神宮御參拜の次の日、松阪なる本居宣長の遺蹟鈴屋に行啓せさせ給ふ。

この日、御道筋を淨めの小雨降りそゞぎて、さ、やけき眞玉を撒くに似たり。

市民の熱誠なる奉迎の間を——かの眞淵、宣長師弟のはじめて遇ひし機縁となりつる柏屋文海堂、新上屋の舊宅の前を御通過あり、公園なる藤棚の傍に御車を下りさせられ、棚のもとにさぶらへる高齢者に御會釋をたまひ、石礎を登らせ給ふ。

和田松阪市長先導しまつりて、大正天皇御手植の松の縁めでたく榮ゆる下蔭に、謹みてその由言上し奉る。

安藤三重縣知事、鈴屋舊蹟のうちに導き奉る。宣長が二十九歳の寶曆八年より、七十二歳の享和元年にいたるまで、四十餘年の長きにわたりて、萬葉集、源氏物語などを講ぜし八疊の座敷に、御屏風を建て、御座しつらひたるにつかせ給ふ。大西源一のきこえまつる宣長の傳記を聽かせ給ひ、庭に面せる板縁に臺をものして陳列せる古事記傳をはじめ、漢字三音考、石上私淑言など、宣長の著書の草稿、壁添に掛け、またならべたる肖像、遺品の藥篋、遺愛の鈴のくさぐさをもねもごろに見そなはし、段梯子を踏みて中二階にのぼらせ給ふ。天明二年宣長五十三歳の十二月に造り



なし、この四疊半の一室は、やがて鈴屋にして、床の柱には、筆とり勞れし折々引鳴して、そが清き音に心を澄ましし三十六の小鈴を懸け、屋の名とせしなり、この所狭き一室ぞ、吾が日本學の寶の書の完成せるところなる。下りまして、竈、茶碗棚なごのあたる臺所のさまをも見そなはし、永樂屋寄託の古事記傳、三大考なごの版木七百九十八枚（今の六千三百八十四頁）前田家寄贈の玉の小櫛、春庭の後鈴屋集なご九種の版木五百五十六枚（今の二千三百二十頁）を積み重ねたるに御目をそ、がせ給へるも畏し。

鈴屋に留まりまし、こと約一時間半。さらに城址の御展望所に立たせられて松阪の市街をみそなはし、知事の御説明を聞召して、松阪驛より鳥羽に向はせ給ふ。

そもこの日のこと、宣長の靈畏み忝みて感泣しつらむはうつなし。寛政二年宣長六十一歳の時上京して光格天皇御遷幸の鹵簿ををろがみ「天さかる鄙の國邊のいやしきや御民吾等も……鹿自物いはいをろがみ天つ空仰ぎ見まつることの尊さ」と、その長歌に敬虔なる至情をのべたりき。また同じき年、古事記傳第一帙を、妙法院宮より叡覽に供へまつれる由傳へ承りて、畏み喜びしことその書簡に詳なり。古へより貴紳の邸には行幸啓あらせられき。宣長、明治の大御代に贈位を忝うせりといへども、もと布衣の國學者、町住みの小兒科醫に過ぎず、宣長自ら「醜のしき屋の丸木屋の小屋」とうたひし家のうちに、さきに大正天皇太子にあらせられし御時行啓あらせられ、今また國母陛下の御いでましを蒙れること、宣長のみならず、宣長をして宣長たらしめし賢母勝子、父の子として言葉のやちまた踏み明らかめつる春庭、中年にして失明せる兄春庭を助けてその學びを大成せしめつる妹美濃子の靈、天がけり國がけりて、いかに喜ばひつらむ。

又おもふに、こはひとり宣長一家の榮譽にと、まらず、吾等國學にたづさはれる者の高き譽なり。深き喜なり。吾ら學徒、今の時に當りて、日本學のために、日本精神發揚のために、層一層努力發憤せざるべからず。ことに鈴門の

流を汲み、幼時松阪に住み、この鈴屋なる月ごとの歌會の席末に列なりし予にとりては、感激の情、實に措くところを知らざるなり。

この日の午後、樹敬寺に詣てて、先生の父母、先生夫妻、春庭先生夫妻の君の墓畔に、午前のことを告げまつりつ。吾が本居宣長先生の御靈、必ずや地下に喜びきこしめしつらむ。（昭和十二年六月七日松阪にて謹み記す）

（六月八日の大阪朝日新聞より轉載）

### 鳥羽町へ行啓

午前十一時二十五分、松阪驛御發の御召列車は、御窓に吹きしづく伊勢路の雨を衝いて、一路志摩路に向はせ給ふ。午後零時十五分、奉迎の煙火日和山に飮する中を、御召列車は轍の音も靜かに鳥羽驛構内に停車する。歩廊竝に驛前は鏡の如く掃清められて一塵を留めず、軒を竝ぶる街の家にも、軸を連ぬる船の上にも、日章旗が翻翻として今日の光榮を壽ぎ奉る。ここ南國鳥羽の街は山の深緑、海の紺碧、初夏の雨に色一きは冴えて、沿道奉拜の民草の心と共にすがすがしい。

皇太后陛下には、雨に洗はれたる此の街を一しは御感興深かげに眺めさせ給ひつつ、鹵簿を進めさせ給ふ。

報告員オートバイ——先乗サイドカー

### 鹵簿

三重縣警部自動車——皇太后宮事務官自動車  
近衛將校 御自動車——皇宮警察官自動車——女官自動車  
三重縣警部 近衛將校 女官御陪乘

皇太后宮大夫 侍 自動車——三重縣警部自動車



第一列外供奉

宮内次官 安藤三重縣知事 兒玉第十六師團長  
皇太后宮事務官 女官 町村三重縣警察部長  
御用掛

内務大臣代理兒玉神社局長 藥劑官 警衛係 主馬寮 豫備車  
警保局長代理橋本警務課長 醫員

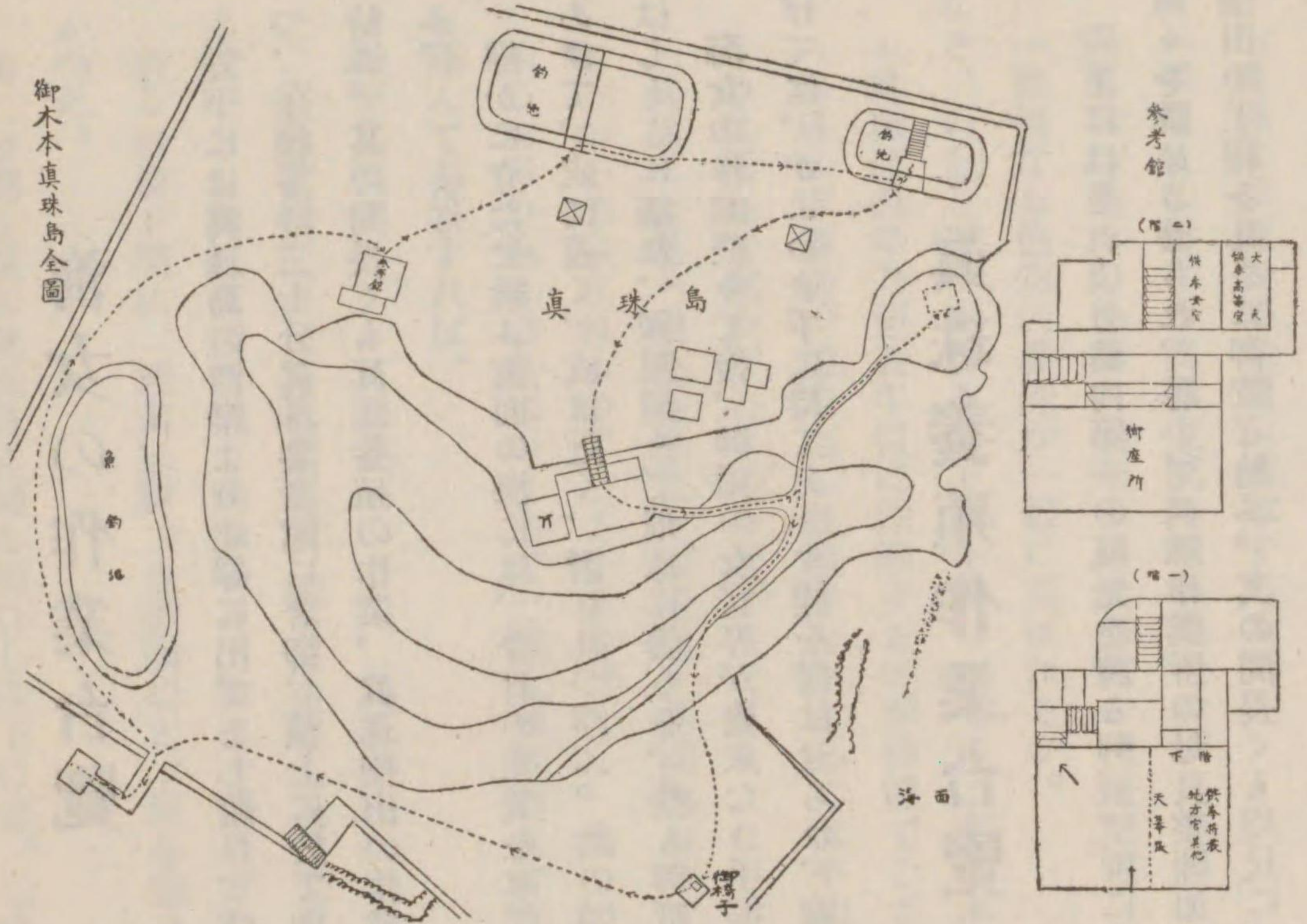
第二列外供奉

熊野三重縣總務部長  
渡邊三重縣知事官房主事

後乘サイドカー

その頃風雨一きは激しき中に、著御を報ずる聲あたりの静寂を破れば、海岸に堵列せる幾千の奉拜者は、すはとばかりに襟を正し、姿勢を整へて通御を待ち奉る。學校兒童生徒・在郷軍人會員・男女青年團員、其の他各種團體員等が捧ぐる校旗・團旗・會旗なき、雨中にゆらめくと見る間に、皇太后陛下は大谷皇太后宮大夫以下供奉の諸員を従へさせられ、畏くも御躬ら御傘を翳させ給ひつつ、新に設らへまるらせたる行啓棧橋に静かに玉歩を運ばせ給ふ。

今次の行啓を迎へ奉るに當り御木本幸吉翁は新に鳥羽岩崎海岸に行啓棧橋を設け、ここより眞珠島に至る海上百五十米には眞珠養殖場に用ふる洋櫓ドラムを浮け連ね、その上に浮橋を架けて渡御の御用に供しまるらせたのである。



古より三公九卿の第にこそ行幸行啓のためしはあれ、布衣の門未だ曾て王后の光臨を拜する例を聞かず、然るに今日市井の一賈人おほけなくも、皇太后陛下の臨御を迎へ奉る。是れ偏に産業御奨励の畏き思召とぞ承る。昔は召伯一たび樹下に憩ひて、民心深く其の徳を慕ひて、永く翳ることなからしめ、甘棠の詠今猶聞若吟唱を絶たず。況んや至尊の母后、咫尺に尊容を拜するだに畏き極みなるに、圖らずも今此の破格の恩榮を垂れさせ給ふ。老いて益々鏗鏘たる御木本翁は今日の光榮に感激の胸を躍らせ、老顔一しほ若やかに、怡々如として御先導申上げ、大谷皇太后宮大夫・竹屋典侍・西邑・清閑寺兩宮内事務官以下供奉員一同、安藤本縣知事等鞠躬如として扈從し奉る。島より遙に拜し奉れば、陛下には御正面より吹きつゝの風雨の中に端然として御洋傘を翳させ給ひ、玉歩静に浮棧橋を渡らせ給ふ。温容輝くばかりの現神の御姿、誠に神々しき限りであつた。  
かくて眞珠島に玉歩を移させ給ひし陛下には、橋の袂に跪坐奉拜せる高齢者等の右側を通御、いと懇ろに御仁慈の御會釋を賜ふ。



## 海女の作業台覽

陛下には眞珠島の西岸より北岸に出てまし給ひ、遠く伊勢の海に浮ぶ煙雨の島々をいと御興も深く御覽せさせ給ひつ、午後零時三十分眞珠参考館に著御、樓上に於て御晝饌を召し給ひ、午後一時三十分参考館を發御、東海岸に向はせ給ふ。其の間畏くも眞珠養殖の作業、眞珠摘出の作業なごいと御熱心に台覽あらせられ、ついで海女の作業を覽はし給ふ。

靜かに立たせ給ふ前面の海には、今日の光榮を末代までも残さばやと、海の幸漁る百五十名の海女等が一齊に飛沫をあげて、或は遠く、或は近く、潛り且つ浮ぶ。此の頃より風雨一入劇しく、海より吹き上ぐる心なき雨に、畏くも御服はしと濡れ、御眼鏡まで飛沫に曇るを、些も御厭の御氣色あらせられず、いと御興深げに御覽じ給ふ。

海女の作業終りて後、御附の女官等が覺束なき手振りにてなす鯛釣りを御覽じ給ひ、思ひの外に大なる鯛を釣り上げては、かよわき手に持てあます様を覺はせられ、淑かに微笑ませ給ひしとかや。

## 眞珠養殖作業台覽

陛下にはそれより島内第一の風光を誇る御展望所に成らせられ、雨の中に模糊として浮ぶ答志・桃取・菅島・坂手の島々を眺めさせられ、尋いて眞珠作業所の母貝整理加工作业を台覽の上、屋外に設けられたテント内で、生貝から眞珠摘出の工程を具さに御覽じ給ふ。其の間畏くも咫尺に侍し奉りし御木本幸吉翁に對し

「眞珠は手術後何年間に採取するか。

「手術員に對する眞珠生成の率は幾干か。

「眞珠に色々の色彩の出来るのは何故か。

「如何なる色彩の眞珠が一般に喜ばれるか。

「なご、いとこまやかなる御下問を賜りたるに、御木本翁は謹んで

「眞珠は四年乃至五年目に採取するのが普通でございます。

「眞珠は手術後、採取迄に貝數におきましては平均六割程度を減じ、之を採取しまして得られます眞珠の内、優秀なものは極めて僅少でございます。

「眞珠に金色・銀色・青色・瑠璃色・薄桃色なご、種々の色彩を生じまするのは、貝の生理的情態に原因するのではないかと考へられるのでございます。

「これ等の色々の色彩のうちで、最も喜ばれますのは、薄桃色でございます。

と謹んで奉答すれば、

陛下には

「従業員の中には作業の爲に視力を害する者なきはないか。」

と、いとも御仁慈深き御下問を賜ふ。翁は今更ながら御坤徳の渥きに感泣して、謹んで些かも其の憂なき旨を奉答した。数々の御下問に、産業に對する御關心と、民を慰み給ふ御慈愛の深きを拜し奉り、漏れ承る者も感涙に咽ぶの外はなかつた。

御二時間を雨の眞珠島に過し給ひし陛下には、二時三十分發御、再び行啓浮棧橋を御徒歩にて渡らせ給ふ。此の時雨







## 御木本一家竝に従業員等に恩賜

この日御木本翁より眞珠の生貝を献上したるに、御嘉納あらせられ、同邸發御の砌、大谷皇太后宮大夫を通じ、御木本翁に有難き御慰勞の御言葉と共に、白貂一匹を下賜せられ、従業員及び奉仕の海女達にまでそれぞれ恩賜の御沙汰あり。重なる光榮に同家竝に従業員一同は感極まりて、恐懼措く所を知らなかつた。

## 眞珠島の沿革

眞珠島はもと「相島」と呼ばれ、初は全部官有地であつて、海軍省がここに貯炭庫を設置して、艦船への配炭に利用されてゐた。現在の所有者御木本氏も亦曾て島の一部を所有してゐたことがあつた。

全島は丘陵で、全面に鬱蒼たる樹木が繁茂し、鳥羽灣内の重要な一景觀を呈して居る。面積は僅に二千數百坪に過ぎなかつたが、大正十年帝國汽船株式會社が島の北部と西部の海面約三千坪を埋立て、後株式會社鈴木製鋼所の有に歸し、營業用材料の貯藏場となつた。然るに世界大戰後の不況に遭ひ、同會社は鳥羽工場の閉鎖と同時に之を鳥羽町に譲渡した。

これより先、明治四十四年鐵道參宮線が鳥羽町にまで延長され、觀光客も逐年増加するに及び、御木本氏はこの島を遊覽地とする計畫を樹て、昭和三年四月埋立地を鳥羽町より譲り受け、更に島の東南部海面七百坪の埋立を行つて、遊覽設備を施し、「眞珠島」と名づけて一般に開放したのである。

其の後昭和九年七月、御木本氏は此の島の官有地と、對岸坂手島に在る同氏所有地とを交換して、全島の所有權が初めて御木本氏の手に移つた。

爾來御木本氏はこの島に色々の設備を施し、頗る全國觀光客の關心を惹くこととなつた。就中南國の情趣豊かな海女の眞珠採取實演は鳥羽に杖を曳く者の印象に志摩の特異なる郷土色を焼きつけずにおかなかつたのであるが、今此の岡極の光榮に浴して、我が國產業界に於ける御木本翁の偉績と共に、島は永遠の景祥を鳥羽灣頭に語り傳へることとなつたのである。

## 御駐泊御最終の夜

鳥羽驛御發の御召列車は、午後五時十分山田驛御著、陛下には御機嫌一きは御麗しく、驛構内及び驛前に堵列せる官民多數の奉迎に温かなる御會釋を賜ひつつ、御幸通に鹵簿を進めさせられ、午後五時三十分御泊所著御、御夕饌の後、御座所近く陳列せる縣産品を台覽あらせられた。

此の夜御泊所神宮司廳の裏手五十鈴川の川岸では縣より奉りし五十五種の奉祝煙火を放揚して、台覽に供し奉つた。尺玉・八寸・五寸なぎ、單發連發取り交せて百五十四發。金・銀・紅・緑の色とりどりに、淨雨降りしきる宇治の中空に五彩燎亂、千紫萬紅の花を描き、錦を鏤ばめ、午後七時半より約一時間御旅情を慰め奉つたのである。

尙ほ宇治山田市にては此の夜神都公會堂に陸軍戸山學校軍樂隊を迎へ、大音樂會を催して聖代を頌し、三重百二十萬縣民の榮光を謳ひ、宇治の空なる煙火の音と相交錯して、陛下御駐泊御最終の夜を壽ぎ奉つた。



第一部 奉迎歌

演奏 陸軍 戸山學校軍樂隊  
指揮 軍樂隊長 岡田 國一

- (一) 行進曲 「帝都」 陸軍戸山學校軍樂隊作曲
- (二) 前奏曲 「祝」 陸軍戸山學校軍樂隊作曲
- (三) 圓舞曲 「櫻」 陸軍戸山學校軍樂隊作曲
- (四) 「軍用靴」 陸軍戸山學校軍樂隊編曲
- (五) 歌劇拔萃 「アイダ」 ヴェル デイ 作曲

第二部

- (一) 序 曲 「ウイリアム・テル」 ロッシーニ 作曲
- (二) 描 寫 曲 「黑人の裸足踊り」 ミッドルトン 作曲
- (三) 長 唄 「越後獅子」 陸軍戸山學校軍樂隊編曲
- (四) 交 響 曲 「第五」終樂章 ベートーヴェン 作

君 が 代

此の夜安藤知事は、御泊所なる縣高等官控所に於て、せぐり來る感涙を抑へて左の謹話を口授し、新聞紙に發表せしめた。

御仁慈の數々を拜して

本日は松阪市と鳥羽町とへの行啓に扈從し奉つたのでありますが、畏くも皇太后陛下に於かせられましたは、しととと降注ぐ雨中に御躬ら御傘を手に執らせられ、松阪公園内藤の柵下に、一期の感激を老の胸に波打たせて、跪座奉拜する市内高齢者に對し、溢るるばかりの御仁慈の御眼を注がせられ、さながら慈母のいとし子を視るが如く、殆んど一人々々とも拜し參らするばかり、御心籠らせられたる御會釋を賜り、剩へ通御の際特に皇太后宮大夫を通じて

「此の雨中に慇懃出向き呉れしこと満足に思ふ。くれぐれも老の身をいとひて、いつまでも健かに暮せ。」との慈愛溢るる御言葉を賜りましたので、竝居る人々は一時に皆ひれ伏して、感涙とごめもあへず、面を上ぐる者もなく、私まで胸逼る思を致しました。

それより、鈴屋遺蹟の手に、すすくと生ひ立てる大正天皇御手植の松を見上げさせ給ひ、暫し玉歩を止めさせられました、いとご御懐かしげに御追憶の御姿を拜しました。

鈴屋舊宅に入らせられましたは、鞠躬如として進講し奉る大西源一氏の御説明に、飽かず御耳を傾けさせ給ひ、時々御首肯の御姿をさへ拜しました。尋いで宣長大人の數々の遺物遺稿の前に立たせ給ひては、殆んど一々に御手を觸れさせられて、残る隈もなく先賢の不滅の業績に感慨の御眼を止めさせ給ひ、更に危ふげなる階段を昇らせられて、いぶせき書齋に暫し佇立せられ、懐古の御おもひに耽らせられました。此の尊き御姿を、泉下に拜し奉つて、故大人も、さこそ感激の涙に袖を絞つたことと察せられます。

公園上の展望臺に立たせられましたは、此の地點こそ、畏くも曩に、大正天皇の立たせ給ひし聖蹟でございます。と申上げましたとき、一きは御眼も鮮かに、あたりの風物を御懐かしげに嚮はせられました。

それより鳥羽町の眞珠島に行啓あらせられ、玉歩もいとご御静やかに、假浮橋を渡らせ給ひ、ここにも七八十名の高齢者の跪座奉拜する姿に慈愛の御眼を注がせられて、一々御勞はりの御會釋を賜り、海女の作業を御覽せらるるほ



ごより、風雨一きは激しく、御服も濡れそぼちて、果ては御眼鏡までも、しぶきに曇るばかりなるをも厭はせられずいとご御熱心に御覽あらせられ、具さに民の勞苦を憐れられました御心を拜察し奉り、轉た感激の涙に暮れたのであります。

斯くの如く陛下の芳躅の到らせ給ふ所、仁風慈雨及ばぬ限もなく、民草の上を憐ませ給ふ御心は、拙き言葉の盡すべくもありません。今は唯、私の拜し奉つた御仁慈の萬分の一をも御傳へすることの出来ないのを悲しむのであります。

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like "陛下の御心" and "民草の上を憐ませ給ふ御心").

行啓第四日 — 六月八日 —

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like "行啓第四日" and "六月八日").



## 台覽體操係の發表

初夏の神都には淨雨益々激しく、御駐輿御最終の日、三千四百餘名の乙女がひたすらに待ち奉つた台覽體操は生憎の猛雨に御取止めのことなきやと懸念されたのであつたが、縣に於ては台覽體操「田毎の月」舉行に關し、七日午後四時次の如く發表した。

「台覽體操の豫行演習は今朝午前九時、來縣の陸軍戸山學校軍樂隊を迎へ、午前十一時より猛雨降りしきる中に、遊戯隊二百名に依つて舉行され、午前午後二回に亙つて總體豫行演習を行ひ、尙ほ遊戯のみの豫行演習をも續行して、見事なる成績を擧げた。八日台覽體操は晴雨に拘らず行はるることに決定した。」

又、工營係として台覽體操場たる伊勢離宮地六千坪の整地工事を擔當せる縣土木係に於ても、工事著手以來連日の降雨は刻々勢を加へ、前夜の雨量は正に百二十耗にも達した。剩へ本丘陵一帶は地盤頗る軟弱にして、施工困難を極めたが、係員は萬難を排して工事の完璧を期し、特に御召自動車御通路の設備については、徹宵篠つく雨を冒して萬全の施設を行ひ、如何なる猛雨にも斷じて支障なきを期したのであつた。

## 待ち奉る間の緊張

夜來の雨しきりなる中を、台覽の光榮に浴する各團體は楠部口から式場たる伊勢離宮地に陸續として參入、午前八時二十分には豫定の如く全員整列を終へた。總數三千四百二十八名、感激の胸に波うたせながら、雨もものは、風もも

のかは。直に豫行演習に専念する。

雨に濡れた芝生の廣場には西側正面中央に設へられた方二間、白布張りのすがすがしい御座所に向つて、左側と正面には白運動服の上衣に紺セルのスカート甲斐々々しく、女學生の數團が、また右側には和服姿の女子青年學校・女子青年團員ら參加の全員が整列、御座所の背後には日章旗が翻翻と翻つてゐる。

斯うする内にも陪列、陪觀の榮に浴する人々は離宮地表參道入口より續々と參入し、午前九時には其の數八百餘名を數へられた。また拜觀の團體は楠部口受付より參入、陪列陪觀者の參列が終つた頃には、この數もまた六百餘名と註せられた。

午前九時五十分には總ての準備を終り、今はただ臨御を待ち奉るばかりとなり、係員はその旨を御泊所に御報告する。此の日式場特設の臨時電話機は、御泊所の臨時電話機と接續のまま連絡を行つて、遺憾のない準備を整へ、全員緊張の裡に臨御を待ち奉る。やがて、午前十時三十分御泊所より、

「皇太后陛下には御豫定の通り午前十一時式場に台臨遊ばされます。」との通報あり。ついで午前十時五十分、

「皇太后陛下には只今御泊所を出御あらせられました。」との御通報に接す。全員感激に酔ひて、肅然として聲なく、唯銀箭を射るが如き猛雨は、漸瀝の音を立てて、緑の芝生に白妙の玉を散らす。式場に漲る莊重の氣、森嚴の象、名狀すべくもない。

## 伊勢離宮地に永遠の榮光



午前十一時嚙曉たる喇叭の音のあたりの閑寂を破りて響き渡れば、御車は猛雨を衝いて、肅々として式場に入らせ給ひ、御座所近く御停車あらせらる。此の時陸軍軍樂隊の吹奏する「君が代」の樂の音と共に、陛下にはいと御機嫌御麗しく、設けの御座所に進ませ給ふ。

安藤知事鞠躬如として御前に進み、謹んで「台覽を仰ぎ奉る」旨を言上し、御座所左側に侍立すれば、指揮臺上に立つ岡田樂長の打ち振る日の丸の小旗のタクトにつれて、軍樂隊は「君が代」を奏し、全員これに和し奉る。此の時陛下には畏くも御椅子を離れて御起立あらせられ、端然として民草の獻げ奉る至誠を受け給ふ。

國歌奉唱終るや、岡田樂長の指揮棒、日の丸の小旗はト調四分四拍子に變り、タクトは動く。今日一日の光榮に感激して、三重縣が謹撰し、乙女等も亦之が練習に精根をつくした「奉迎歌」である。

神路の山の綠濃く

今日のよき日にまのあたり

わが大宮の御光を

つぎへる吾等少女子の

仰ぎぞまつるかしこさよ

あ、この榮

あ、この譽

永遠にかしこみこたへまつらむ

雨か。あらず、感激に泣く乙女らが涙である。風か。あらず、歡喜に戦く乙女らが胸の高鳴りである。松の綠、萌える草、見るもの、聞くもの、天地悉くが盛歡盛喜の坩堝である。

奉迎歌は第二章に入つて、壽ぎの聲は一しほ高くあたりの山々に飡する。

御裳濯川の水清く

今日のよき日に聲そへて

わが大宮の御榮を

つぎへる吾等少女子の

ことほぎまつるうれしさよ

あ、この榮

あ、この譽

こゑ高らかにうたひまつらむ

奉唱歌終れば、やがて軍樂隊の奏する行進曲につれて、晴の團體體操に胸躍らす女學生の一群は、白木綿半袖の運動服に紺のスカート甲斐々々しく、降りしきる雨を衝いて、芝生の中央に行進するよと見れば、忽ちさつと數團の圓を描いて展開する。軍樂隊の奏するは名曲「ドナウ河の漣」。嚙曉たる樂の調べと共に、歡喜に躍る乙女の群は、或は緩く、或は速に、時には輕捷燕の翔るが如く、時には悠揚鶴の舞ふにも似て、進退調べに和し、卷舒律に協ふ。寄せては田毎の月と照り、開いては月下の波と搖るる。名月波に碎ければ方田忽ち眼下に列なり、方田水に崩るれば名月再び眼前に浮ぶ。長い間の振付練習の努力を此の一刻にかけた「田毎の月」のリズミカルな合同體操に、二百の乙女の血は感激の火と燃えて満面紅潮に輝き、篠つく猛雨の中に蝶と舞ひ、波と躍る。指揮する縣立津高等女學校教諭水野女史が光榮に輝く瞳、考案振付の東京女子高等師範學校助教授戸倉女史が感激に涙する顔、三千餘名の乙女子は雨も泥濘も、はたと忘れて、ただ陛下の神々しき御姿のみが、まなかひに髣髴する。



陛下には此の十數分間をいと御満足氣に、御熱心に御覽あり、體操終るや、安藤知事の發聲に「皇太后陛下萬歲」を三唱すれば、全員之に唱和して最敬禮を行ふ。やがて知事は再び御前に進み、謹みて行事の終了したる旨を言上する。陛下には軍樂隊の奏する「君が代」の奏樂裡に全員の奉送を受けさせ給ひ、午前十一時二十八分、御機嫌いと御麗しく還啓あらせられた。

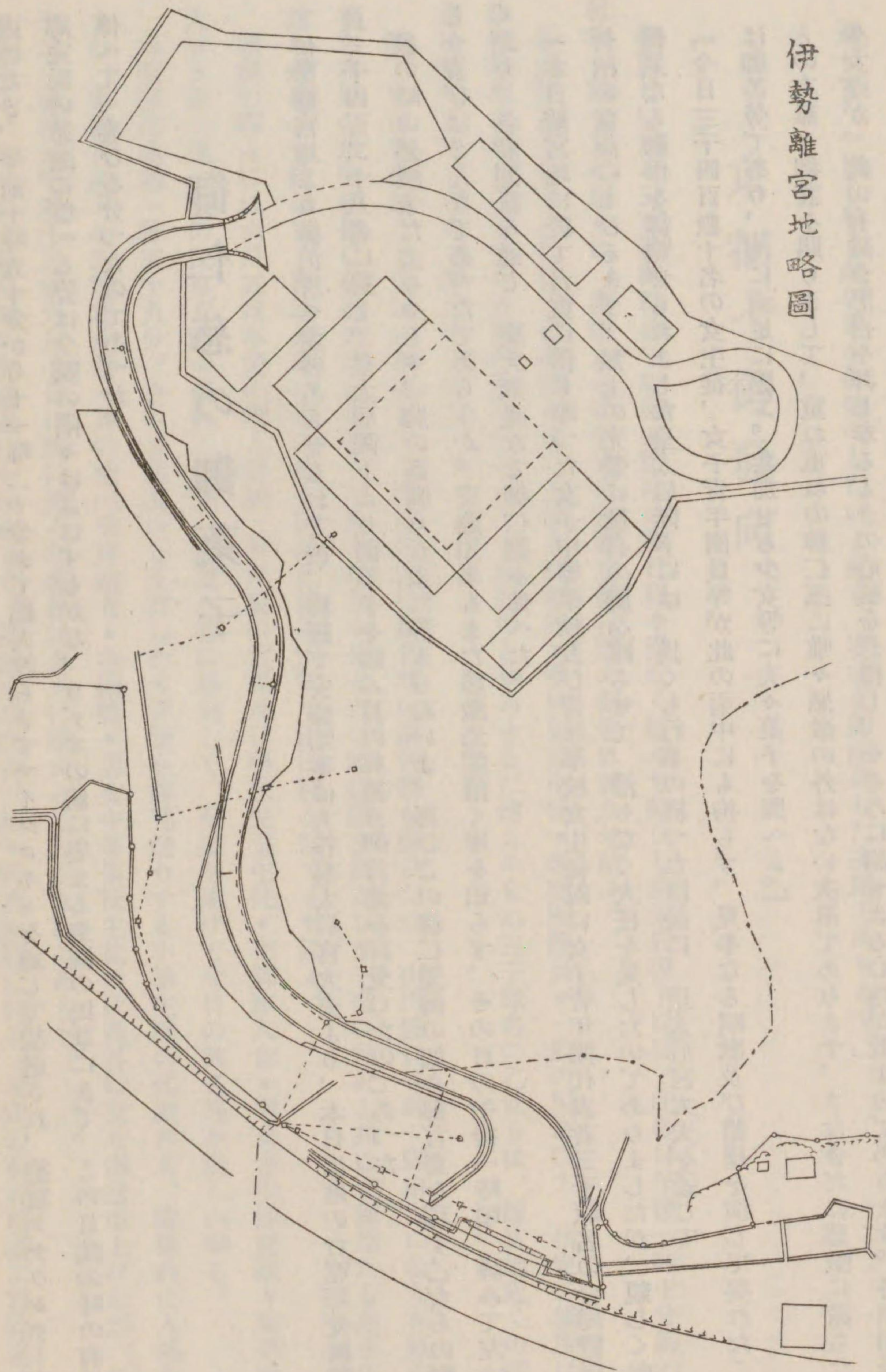
### 御慈しみの御言葉

皇太后陛下伊勢離宮地へ行啓遊ばさるるや、折から降りしきる雨の中に、此の御盛儀に陪列或は陪觀の光榮に浴した人々を初め、遊戯團體の少女、一般拜觀を差許された人々に至るまで離宮地に參集の民草は赤誠を捧げ、脱帽したのは勿論、傘も用ひず奉迎申上げたところ、側近者から縣當局に對し、傘をさされた方が御心に副ひ奉るから傘をさすやうにとの御言葉があり、縣當局は、民草を御勞り給ふ御仁慈に恐懼して、式の進行中にかかはらず、二度まで場内設置のマイクロフォンを通じて有難き思召を放送したのであつたが、之を聞いた參列者は何れも陛下の赤子を御慈み給ふ畏さに感泣せぬ者はなかつた。

### 伊勢離宮地感激の情景放送

此の日JOCKでは式場内に假放送室を設け、來田の放送部長花井孝三氏等によつて幾回かのテストが行はれたのであつたが、伊勢離宮地感激の情況は、陛下行啓の御有様、奉迎歌の合唱・台覽體操「田毎の月」演技の實況・萬歲三唱・

伊勢離宮地略圖





還啓なき、午前十時五十分から十一時二十分まで細大洩らさずマイクロホンを通じて放送され、擔當アナウンサー庄司壽完氏の感激に震へる聲は全縣の隅々は言はずもがな、ラヂオの前に集まる全國の民草にまで、この日此の時の有様を傳へて、喜びを分つたのであつた。

一三二

## 御仁慈の御菓子

伊勢離宮地より御泊所へ還啓あらせられて後、程經て安藤知事は大谷皇太后宮大夫より、本日出席の台覽拜受團體全員三千四百二十八名に對し、皇太后陛下より御菓子を賜ふ旨の有難き御言葉を拜受したのであつた。

彼の時の感激未だ去りやらず、胸の高鳴りが未だ静まらぬいま、再びこの御仁愛海の如き御言葉を拜す乙女らの輝かしき喜びは喜んであつたであらうか。安藤知事もまた感激恐懼措く所を知らず、その日の午後一時頃、謹みて左の如く語り、各新聞紙を通じ、廣大無邊なる御仁徳を傳へた。

「本日離宮地に於て台覽に供し奉つた女子中等學校及び青年學校女生徒並に女子青年團代表者三千餘名の合同體操は折柄の猛雨にもひるまず、無上の光榮に歡喜の胸を躍らせて、滞りなく大任を果したのでありますが、親しく此の健氣なる動作を御覽せられました皇太后陛下には、畏くも行事の終つた直後に、皇太后宮大夫を通じて

『今日三千四百數十名の女生徒、女子青年團員等が此の雨中にも拘らず、見事なる唱歌及び體操を演じて呉れたことは御苦勞であり、洵に満足に思ふ。参加せる少女等に夫々菓子を與へよ。』

との有難き御誕を賜りまして、重ね重ねの御仁慈に唯々感激の外はない次第であります。さなきだに感激に満ちたる少女達が、此の有難き思召を拜し奉るとき心の心根を想像し、そぞろに胸せまる心地が致すのであります。各新聞紙を

通じて、一日も早く此の喜を御傳へしたいと存じ、取急ぎ御話致した次第であります。」

## 京都へ御發向

御四日に互る三重縣御駐泊中の御多忙なる御日程を滞なく訖らせ給ひし皇太后陛下には、此の日午後一時十分御泊所發御、御十三年振りに、御懐かしの平安の古都京都市行啓の御途に就かせ給ふ。

御道筋なる御幸通には、御名残を惜しみ奉る高齢者・學校兒童生徒・各種團體員・一般の民草にて、指定の場所は立錫の餘地もない。午前中台覽體操に参加して、感激のときめきまだ消えやらぬ三千餘名の乙女らは、離宮地近くの御幸通に整列して、謹んで奉送申上げた。

陛下には御機嫌ことのほか御麗しく、奉拜の民に御名残の御會釋を給ひつつ、山田驛に著御、驛構内に參入を差許された諸臣の最敬禮裡に御召列車に乗御、午後一時三十分全市の空に轟き渡る二十一發の煙火と共に、肅然たる赤子の奉送を受けさせ給ひて、宮延列車は轍の音も靜かに滑るが如く山田驛を出てさせ給ふ。

通御の驛々には六月五日奉迎の際と同様、有資格の官民及び學校兒童生徒・在郷軍人會・男女青年團愛國・國防兩婦人會・其の他一般の民草が驛の構内、構外、沿道一帶に堵列して、至誠を捧げて今日の御名残を惜しみ奉る。

松阪驛御通過一時五十九分。きのふ御迎へして拜した大宮様を御見送りする小學生達の代表者も、驛構内に入場を許され、和田市長・小出陸軍少將・其の他の有資格者・各團體・男女中等學校生徒の代表者に交り奉送申上げたが、松阪市の少國民が昭和十三年六月七日に胸に刻んだ感銘は永久に消えることがないであらう。

この日、津市では御召列車御通過三十分前より、多數の奉送者、津・阿漕兩驛に到着、文武の有資格者二百餘名は津

一三三



驛上りフォームに、五十餘名は阿漕驛上りフォームに威儀を正し、帝國在郷軍人會・男女青年團員・愛國國防兩婦人會員・中等學校生徒・小學校兒童・其他團體の會員は、津驛構内貨物引込線の邊りに千七百餘名、阿漕驛上りフォーム貨物上屋に千八百五十餘名が整列し、なほその他の一般市民や、學生生徒は修正小學校西裏・參急新町驛前廣場・公民學校運動場・招魂社前空地より津驛に至る線路御道筋に、凡そ一萬餘名が所狭きまでに並び、そぼふる小雨の中に肅然として奉送上げたのであつた。

ついで御召列車は一身田・下之庄を御通過、午後二時四十三分三十秒龜山驛に著御、同四十六分三十秒發御、關西線關・加太の兩驛を御通過、山雨煙る伊賀地に入らせ給ふ。

陛下にはこの地の風光を御興深く賞てさせ給ひつつ三時十八分柘植驛に御著あらせらる。御停車御一分、この地の町村長・學校生徒兒童・各種團體員等一千餘名の奉送裡に鐵路を草津線に御切換、愈々縣地を御後に、一路京都に向はせられた。

### 知事及び縣會議長の謹話

此の日安藤知事は町村警察部長を隨へて、京都まで供奉申上げたのであつたが、歸來感激に満ちたる面もちにて、謹んで左の如く語つた。

畏くも皇太后陛下に於かせられましたは、本月五日以來の四日間を、極めて御不自由なる神宮司廳の一室に、淡き御旅路の夢を結ばせられて、兩神宮竝に倭姫宮の御參拜を始め奉り、松阪市にては鈴屋遺蹟に故宣長大人の遺業を偲ばせ給ひ、鳥羽町にては國産の雄たる眞珠養殖の作業を贊はせられ、尋いで本日は五月雨煙る中を露御厭ひもあらせ

られず、女生徒竝に女子青年團員代表者の合同體操等を御覽せられ、諸儀滞りなく訖へさせ給ひ、御機嫌いとも御麗しく、午後一時三十分山田驛御發車京都皇宮に行啓遊ばされました。

本日は連日の五月雨に泥濘靴を没する中を、今日の光榮に誠心罩めて舞ひ出づる乙女の群に、いとご御興深かけに眺め入り給ひつつ、折々は御微笑をさへ浮ばせられて御心もいとごかに拜し參らせました。

此の四日間に互る盛儀に終始扈從の恩命を拜し、屢々御前に咫尺し奉りて身に餘る榮光を荷ひ、無事大任を果すことを得ましたことは、固より陛下至仁至慈の隆恩に依ることは申すまでもありませんが、幾多僚友諸君が各々その分擔に私を忘れて奉公の忱を效し、縣民各位も亦よく恭敬肅慎の誠意を獻げられ、關係諸官廳・團體も亦終始赤誠を傾けて援助せられました結果に外ならぬのであります。

此の際深く各方面の方々に感謝の意を表する次第であります。

石原縣會議長も亦各新聞紙に左の謹話を發表して、御坤徳を頌し奉つた。

畏くも皇太后陛下本縣に御車を駐めさせ給ふや、百二十萬縣民は欣躍并舞赤誠を捧げて御奉迎申上げたのであります。本日御滞りなく御行程を訖らせられ、御機嫌愈々御麗しく京都に御發興遊ばされましたことは、寔に恐悅至極に存じます。

陛下の彌高き御坤徳は民草の齊しく懐仰し奉る所でありますが、この度の行啓に於かせられましても、先づ神宮・倭姫宮に御參拜あらせられ、尋いで鈴屋に台臨、先賢の遺蹟を顯彰遊ばされ、本居神社に御使御差遣、幣饌料を御下賜あらせられ、又高齢者に御菓子料を御下し給ひ、教育・産業等國民民福の上にも深く御心を用ひさせられまして、御躬ら數々の御休範を垂れさせられたのであります。臣圓吉は鳥羽行啓の御砌り降りしきる雨中をも御厭ひなく眞珠養殖の工程をいと御熱心に贊はせられました御模様を目のあたり拜し、眞に恐懼感激に禁へないのであります。



益々縣民と共に業を勵み御洪恩の萬一に御報いしたいと存じます。

### 獻詠和歌奉呈

今次の行啓に際し、百二十萬縣民は舉縣一致して、衷心傾陽の至誠を捧げたのであつたが、縣教育課に於ては、敷島の道に御造詣いとま深くまします陛下長途の御旅情を慰め奉らむが爲に、縣民誠歡誠喜の至情を籠めたる和歌を募集したところ、應募歌五百七十五首に達したので、津市在住島川乃惠女史に囑して之を校閲せしめ、違式破格のものは悉く之を訂正せしめ、獻詠者の謹書したる儘を一帙として謹製の桐箱に收め、六月二十三日安藤知事之を奉持して、御駐泊所たる京都皇宮に伺候し、大谷皇太后宮大夫を通じて獻上し、御嘉納の榮に浴した。

縣では此の光榮を記念する爲、菊版和綴の冊子に印刷して、獻詠者其他關係者一同に配付した。

### 京都御駐輿中の御誕辰

皇太后陛下には京都御駐輿中の六月二十五日御日出度御第五十三回の御誕辰を迎へさせられたが、行啓中の御事とて拜賀・賜饌等の御儀は行はせられず、皇宮にて御休養、御近親方との御物語りに御靜かなる一日を過させ給ひしと漏れ承る。

### 再び御召列車縣地御通過

御二十一日の長きに亙らせらるる京都・奈良の御旅程を恙なく終へさせ給ひし陛下には、六月二十九日午後一時五十分奈良市の御泊所を御出門、名古屋行啓の御途につかせ給ひしが、この日再び縣地を御通過遊ばさる。

安藤知事・町村警察部長は、奈良驛より御召列車に便乗、名古屋まで供奉申上げたのであつたが、縣地に於ける御道筋警衛の部隊は二十八日より配備の手筈を整へ、當日は再び重大なる御警衛の任務に奉仕する光榮に浴したのであつたが、本縣の御警衛事務は、皇太后陛下愛知縣に入らせ給ひし此の日を以て無事終了した次第である。

御道筋なる關西線沿線には、學校生徒兒童・各團體の者を始め、一般の民草等塔列して、御召列車の莊重なる御進行を拜し、大宮様の永遠の彌榮を祈り奉つたのであつた。



餘

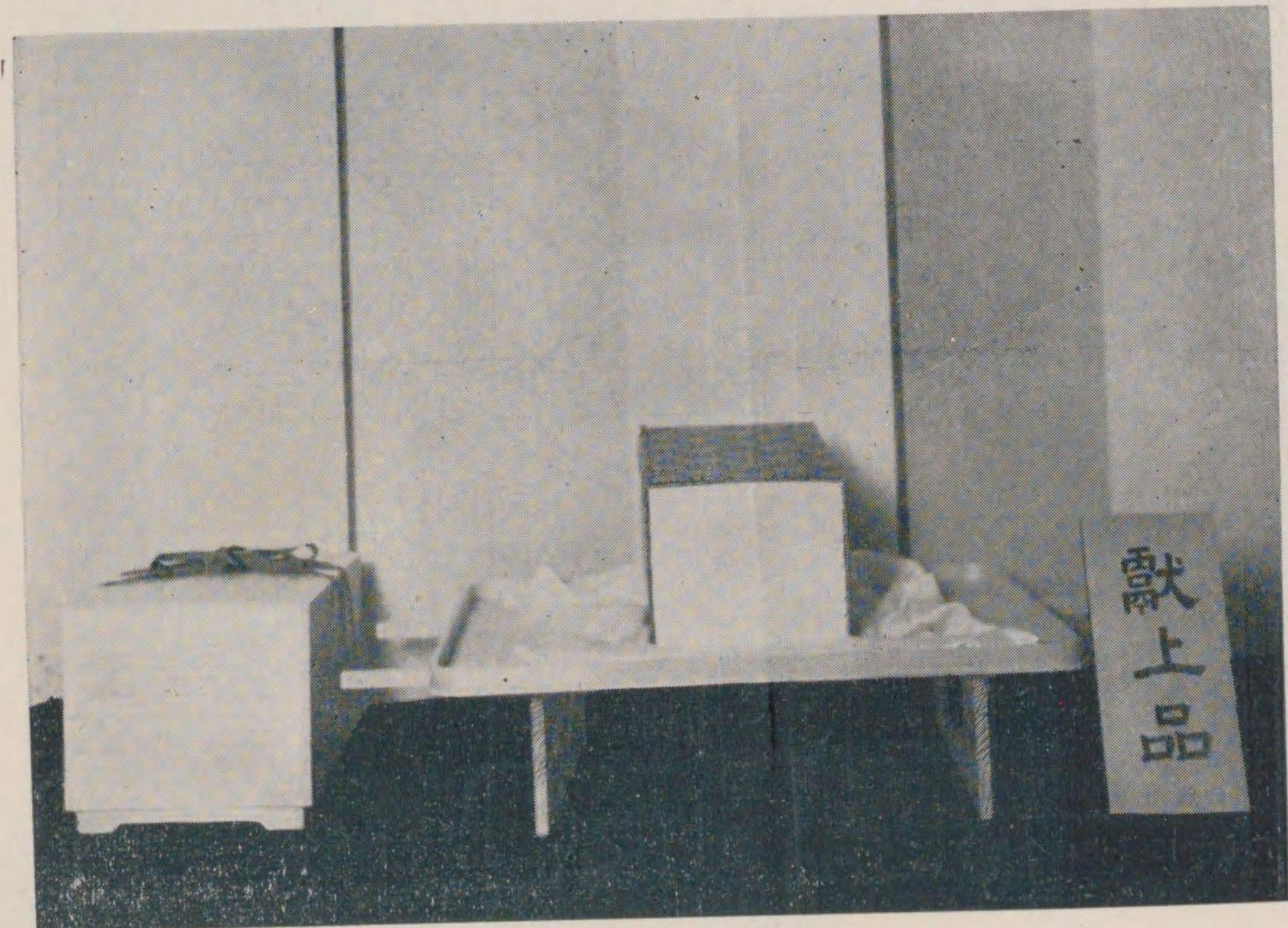
光

歐政和教本誌

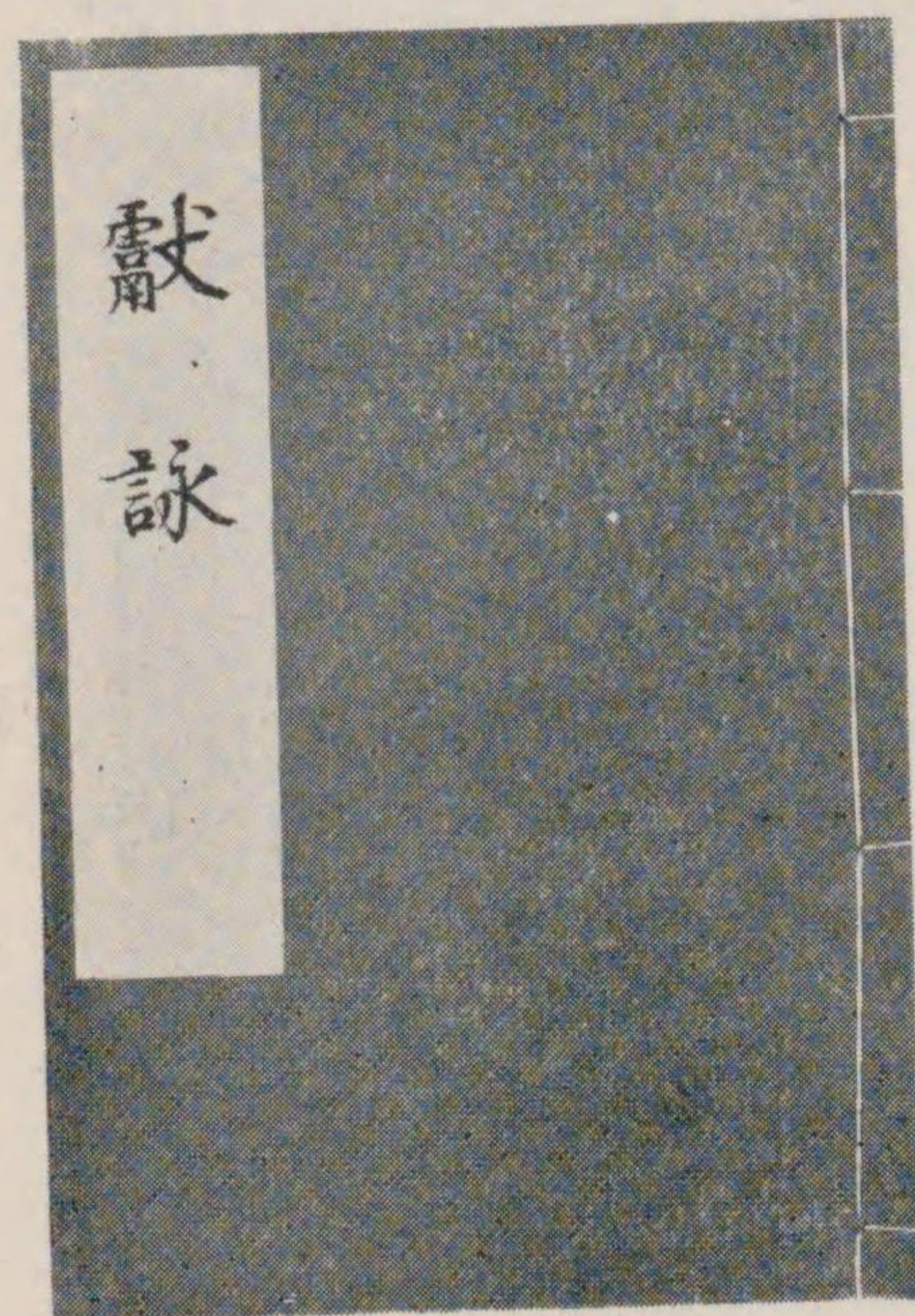
本誌の編輯は、一、その目的を以て、我が國の政治、教育、社會の進歩を促進し、其の現状を明らかにし、其の改良を期すに在り。二、その内容を以て、政治、教育、社會の各方面にわたる事實を、客観的に、正確に、簡明に、要約して記載し、其の意義を論じて、其の改良を期すに在り。三、その方法を以て、客観的に、正確に、簡明に、要約して記載し、其の意義を論じて、其の改良を期すに在り。四、その方法を以て、客観的に、正確に、簡明に、要約して記載し、其の意義を論じて、其の改良を期すに在り。

再心崎谷民車線虫時紙張





歌 和 詠 獻



同上記念印刷物

翁  
光

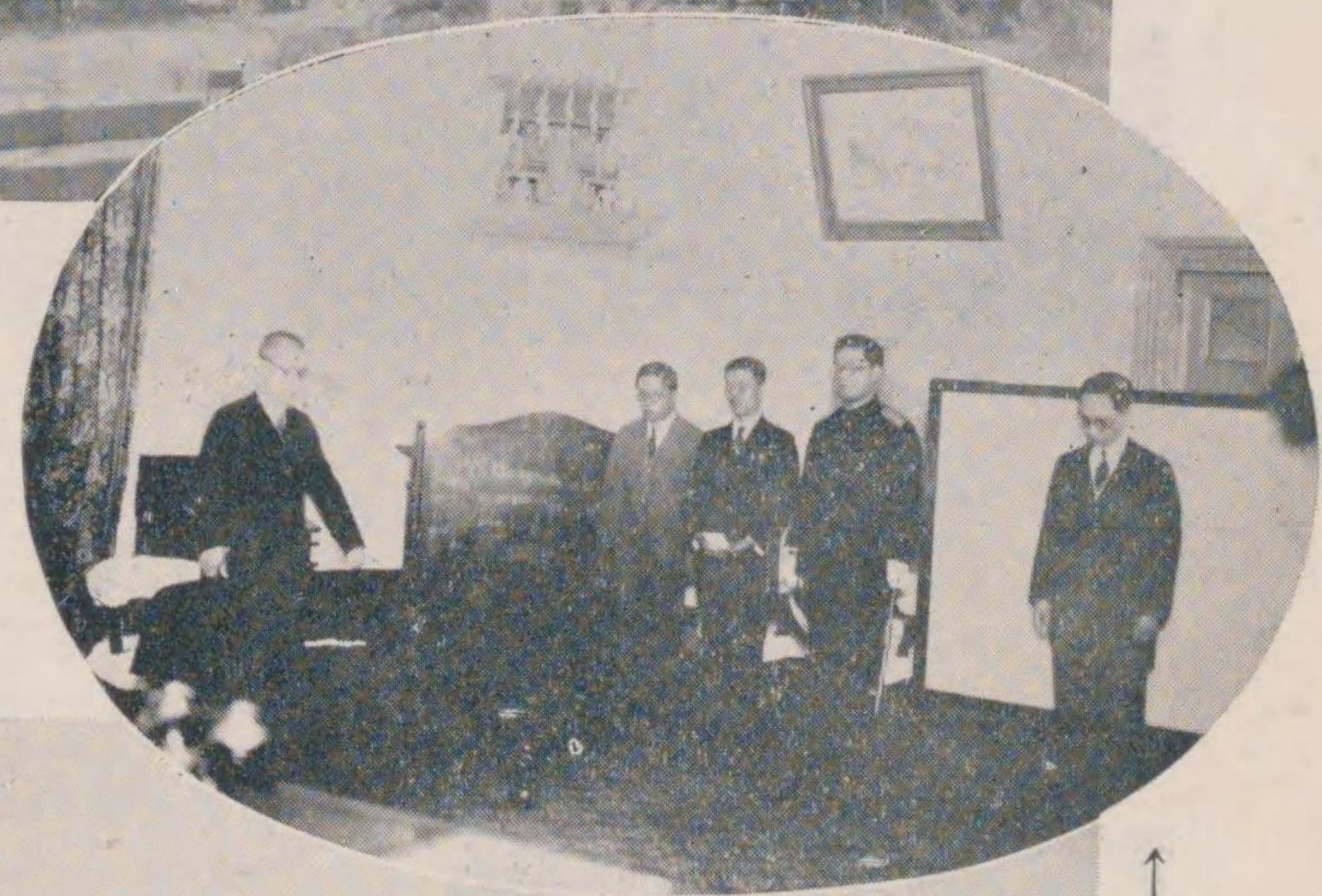


御禮言上

榮餘



↑ 御下賜金の榮光に浴するたし  
鈴屋遺蹟保存會



↓ 行啓橋に御跡を偲ぶ奉る



↑ 三重縣廳員に對する御下賜金傳達式



## 御下賜金使途に關する臨時三重縣會

安藤知事は今次の御下賜金の使途を決定する爲、七月十五日臨時三重縣會を招集し、縣會は翌十六日、滿場起立裡に、謹みて御下賜金に對する御禮言上の文案を可決し、次いで翌十七日滿場一致を以て御下賜金を昭和十二年度恩賜社會事業資金に編入せんとする縣の提案を可決した。

當時の縣會議事の經過は次の如くであつた。

七月十六日安藤知事は御下賜金拜戴に關する追加豫算説明の劈頭、

「過般皇太后陛下關西に行啓遊ばされました御際に、畏くも本縣に對し多額の御手許金を御下賜あらせられました。至仁の惠澤洵に恐懼感激に堪へませぬ。謹んで之を拜戴し、恩賜社會事業資金に編入致しまして、慈惠救濟の資に充つることとし、其の追加豫算案を提出致しました。」

と述べ、之に對し、石原縣會議長は先づ御下賜金に對する御禮言上の件を滿場に諮りて、七名の文案起草委員を指名し、委員は謹みて審議推敲の結果、其の文案を作製して本會議に提出し、滿場起立、謹みて之を可決し大谷皇太后宮大夫に言上方を乞ふた。

尙御下賜金は、十七日の縣會に於て提案通り滿場一致を以て、昭和十二年度の恩賜社會事業賜金に之を編入する追加豫算案を可決したのである。

## 宇治山田市會謹んで言上文を可決

四日間に亙る盛儀滞りなく訖へさせ給ひ、市民盛歡盛喜の裡に、謹んで皇太后陛下を御送り申上げた宇治山田市では、その日午後二時市會を開き、出席議員三十四名、全員起立裡に言上文及び御下賜金一千圓は、之を、神都成美基金に編入し、市社會事業費として洪恩を永久に傳へることを可決し、言上文は直に京都御泊所（京都皇宮）へ向け、電報を以て言上方大谷皇太后宮大夫に乞ふた。

## 御禮言上の松阪市會

行啓を忝うし、市に對して御下賜金を拜受した松阪市に於ては、六月十日午前十時四十分から市會を招集、全員起立裡に言上文を可決、直に大谷皇太后宮大夫宛電請した。

右に關し松阪市長は謹んで左の如く感激を語つた。

「思召の廣大無邊なるに唯々感泣するのみであります。御下賜金は萬全を盡し、永久に記念し奉るの方途を講じ、舉市一致、奉公の誠を致したいと思ひます。」

尙、市へ御下賜の金三百圓は記念敬老資金に積立て、御仁慈の思召を永く記念し奉ることを謹んで議決した。



### 傳達式

宇治山田市會館にて言士文と可光

### 三重縣廳に於ける御下賜金傳達式

今次の行啓に當り、終始扈從の光榮に浴した安藤知事以下熊野總務部長・松木管設部長・關口奉迎部長・町村警務部長並に縣行啓關係員一同及び之を輔けて事務の圓滑なる遂行に努力した諸員に對し、既記の通り、畏くも多額の御手許金を御下賜遊ばされたので、知事は六月十八日午前八時三十分各部長・係長其の他の課長を正廳に集め、謹みて之が傳達式を行つた。

各係長・課長は感激して恩賜金を拜受し、係員其の他全課員・使丁・給仕に至るまで之を頌ち、普く至仁の恩榮に浴せしめたので、御下賜金の拜受者は千九百餘名に達した。

尙、縣廳員の外、特に委員を囑託された縣會議員三十六名、新聞記者八名に對しても、御下賜金があり、何れも廣大無邊なる御坤德に感泣せざる者はなかつた。

尙、安藤知事に對しては特に御下賜金の御沙汰あり、いたく感激恐懼した知事は「之を私すべきにあらず」として、一部を郷里の菩提寺へ志納したる外、恩賜金を以て、京都の菓子司に命じ、「忠」の一字を焼付けたる菓子を謹製せしめ、之を全廳員に頒つた。

### 宇治山田市に於ける御下賜金傳達式

宇治山田市役所に於ては六月九日午前十一時全吏員市役所樓上に參集、齋藤市長より行啓事務關係者一同に對し、御



下賜金一封づつを夫々傳達、市吏員一同は浴く光榮に感激したのであるが、當日は午後四時半、市長以下全吏員は三十六名の市會議員と共に兩宮に參拜して重大任務の無事終了せし御禮を奉告した。

一四四

### 松阪市に於ける御下賜金傳達式

松阪市に於ては、和田市長に對して白絹一匹を、市吏員一同には金一封の御下賜を忝うしたので、同市では十日正午から市役所樓上に於て之が傳達式を行つた。

### 恩賜の御紋菓傳達式

六月八日伊勢離宮地に於て台覽の合同體操及び奉迎歌の奉唱に奉仕した乙女ら三千四百二十八名に對しては、既記の如く、當日畏くも御紋菓下賜の御沙汰を拜したのであつたが、其の傳達式は六月十二日午前九時から縣會議事堂に於て舉行せられた。關係二十二校の女子中等學校長・各郡市の女子青年學校長代表、同じく聯合青年團長代表等は感激の胸をふるはせながら參集し、女子中等學校代表中川女子師範學校長・女子青年學校代表渡邊桑名郡深谷青年學校長・女子青年團代表稻掛宇治山田市學務課長の三名は恭しく安藤知事より恩賜の御紋菓を拜受し、各學校・青年團に於て、夫々乙女達の手に傳達された。

### 御紋章入り御煙草傳達式

皇太后陛下今回の行啓に當り、御警衛の重任に奉仕した縣警察官全員に對し、其の勞をいたはらせ給ふ思召を以て、特に御紋章入りの御煙草を御下賜あらせられたので、海嶽の御仁慈を拜した全警察官は感激して、夫々傳達せられたのであつた。

### 御賄奉仕の水月樓主從によまで及ぶ有難き思召

皇太后陛下神宮司廳に御駐輿中、御賄その他を奉仕した宇治山田市中之切町水月樓主人岡田辰藏氏は六月七日御召に預り、御泊所に伺候したるに、特に御慰勞の思召を以て、金一封を下賜せられ、從業員一同にも同じく金一封の御下賜があつたので、身に餘る光榮に何れも感涙に咽び、安藤知事を経て、御禮を言上した。



### 御車みくるまの跡

——當時の新聞記事より——

時勢急変人時激草粉激丸

### 供奉員の縣產品購入

陛下御駐泊中、産業御奨励の畏き思召より、縣產品台覽の後、多數御買上の光榮に浴したことは既記の通りであるが、供奉員も、夏蜜柑・杉箸・鮑粕漬・鮑雲丹漬・時雨蛤・老伴・生姜糖・春慶塗重箱・洗面器・紙・玩具・陶磁器・提灯・竹人形・松阪の鈴なご五百餘點の買入れ注文があり、何れも縣の台覽品係りて現品を取揃へ、六月九日夫々東京へ發送した。言ふ迄もなく陛下御恩澤の然らしむる所であつて、本縣産業界の爲、洵に喜ばしきことであつた。

### 御買上の光榮に伊勢小濱木綿の復興

津藤堂藩の奨励で、一時は全國を風靡した輝しい歴史を持つ伊勢小濱木綿も、時代の激流に抗し得ず、新興纖維工業に壓倒されて、僅に松阪市を中心に中南勢の一部で製織されてゐたのであつたが、畏くも陛下には此の由緒深き織物に特に御眼を注がせ給ひ、産業御奨励の思召を以て台覽品御買上の榮を賜り、更に五反を追加上納するやう仰付けられたので、當業者等は無上の光榮に感激して、大に之が復興策を講じつつあるとのことである。

### 光榮の「ごんご花」の保護

御駐泊中台覽の光榮に浴した「ごんご花」を奉つた多氣郡齋宮村では、明治天皇以來度重なる光榮に、之が保護繁殖



に一層力を注ぐこととなり、その群生地である同村大字齋宮字狐頭の濕原の擴張を計畫することとしたと言はれる。

### 至誠の發露美談佳話の數々

日本國民が皇室に對し奉り、烈々たる忠愛の至情を捧ぐるは、今更々々するまでもないが、今回のやうに洵に限りなき光榮を久々に恵まれたとき、或は御警衛や警備の上に、或は鹵簿奉拜の時に、至誠の發露を物語る數々の美談佳話を聞くことは決して不思議ではない。それにしても今度の行啓に際し、聖地の民草が捧げた忠誠は、その一つ一つを記録に止めて置くには餘りにも數多い。假にそれらの總てを纏めたならば、優に一冊の本が出来上ることと思ふが、それは編纂上許されない事である。次に掲げたものは、ただ、編纂者が偶然に見聞したものに過ぎないのであつて、この他にも更にこれに優る美談佳話の夥しいことは特に附記したいと思ふ。

百二十萬縣民の至誠には甲乙なく、世に傳へられたこれらの物語りは、總ての赤子が有つてゐる忠誠の念が、偶々何等かの機會にほとばしり出たに過ぎぬものである。

#### 紀南補助警備員の奉公

御警衛の爲召集せられた警官に代つて、警備の任に就いた南牟婁郡内各町村百二十六名の補助警備員は、六月九日午前を以て警官の歸署と共に任務を解除されたが、警備中の美談佳話は枚擧に遑なく、一般から感激を以て迎へられてゐる。木本署管内留守警備隊長たりし伊藤巡查部長は之に關し左の如く語つた。

「管内各地共に警備補助員の眞劍そのものの奉仕振りを見て、感謝と感激の外ありません。諸君が晝夜の別なく一切の私事を顧みず、風雨を冒しての活動は實に涙ぐましい限りです。幸に何等の事故もなかつた事は全く補助員諸氏の

努力の賜であると共に、警備員に充分の活動の餘地を與へてくれた在郷軍人・青年團員等各團體の好意に對し、深甚の謝意を表します。」

#### 愛兒の死亡を顧みず御奉公

松阪警察署勤務三重縣警部補田中耕治氏は津市に居住して、平素はそこから通勤してゐたのであるが、御警衛の任務に就いてからは歸宅しなかつた。

その田中警部補のもとへ三男欽三君が危篤だといふ電報が届けられた。大川署長の強つての勧めで一時間ばかり自宅に歸つたものの、重大なる任務に責任感抑へ難く、直に引返して御奉公を勵んでゐたのであつたが、病兒は七日の夜遂に津市中川原の自宅で死去したとの知らせが再び届けられた。併し「御警衛に奉仕するのは當然の職責である」といふ堅い信念を以て八日の日も歸宅せず、残務の整理を完全に終へて、九日初めて今は亡き愛兒の許へ歸つたのであつた。

#### 警備補助員の至誠

田中警部補に似た美談を警備補助員についても聞くことが出来た。

河藝郡神戸町消防組小頭稻穂與三郎君は、地方警備補助員として六月五日から連日神戸警察署詰所に勤務して居たが、今年二歳になる愛兒博通君は先月末から急性腸カタルで病臥し、警衛勤務中の六日には危篤だといふ通知を受取り、家人や隣人からも再三歸宅を勧めて來た。併し君は任務が重大だと言つて歸らうとはしない。幼兒は七日遂に死亡したにも拘らず依然勤務を續け、大任を終へた八日午後初めて歸宅した。

警備補助員について今一つの話しをあげよう。

度會郡御齒村大字長屋消防組員大西春吉君二男の博美君の病氣は相當重態であつたが、大西君は宇治山田大隊の第四中隊第二小隊に配屬せられ、御泊所附近の御警衛に當つてゐたので、病兒のことは一切妻女に任せて誰にも知らさず、



立派に任務を終つたのであつた。時を経て此の事は瀬田宇治山田署長の知る所となり、其の強い責任感是一同を感激せしめた。

二少女の健氣な奉拜美談

七日午前八時二十分頃のことであつた。

皇太后陛下松阪行啓の御砌、御泊所より山田驛に向はせ給ふ御道筋にあたる宇治山田市岩淵町地内御幸通で、折から降りしきる雨中、鹵簿を御待ち申上げてゐた市立宇治山田高等女學校一年生浦田きぬ子さん、研究科生西村令子さんの兩名は、突然腦貧血を起して卒倒し、運悪く歩道際の溝に顛落したので、直に救護班の手で救護せられ手當をしたのであつたが、兩少女は歸宅を肯んぜず、さうしても奉拜したいとのことで、友人達に援けられながら、御通過を御待ちして奉送申上げたといふ美しい話が九日の各新聞紙によつて傳へられた。

縣警衛當局へ感謝の手紙

「出来るだけ御仁澤を普く仰がしむるよう奉拜者の便宜を計りたい。」とは、既記の如く町村警察部長の固い決心であつたが、警衛當局の此の方針は終始一貫、奉拜者に對して未だ嘗て見られない寛大な取扱振りとなつて現はれた。これは縣民に對してばかりでなく、行啓當日、偶々奉拜の榮に浴した縣外の人々にも及んだのであつて、次に掲げた感謝の手紙を見れば、當時の消息を充分に理解出来よう。

(その一)

(前略)去る六月六日小職等職員三名兒童七十六名と共に參宮旅行の途次徴古館を拜觀せんとて倉田山に下車の際皇太后陛下外宮より御還啓の御途上に參り會ひたる處御道筋を御警衛の警察官殿の御同情ある御取計に依り特別の席を設けて鹵簿の奉拜を差許され申候誠に千載一遇の光榮に浴し、まのあたり尊き御姿を拜し奉り候事 陛下の御仁慈

の程は誠に畏き極みながら縣當局の君民一家同胞相愛の國民的良心に基く誠意溢るる御取り爲しに依るものと厚き感謝にむせび居る次第に御座候

尙六月七日大毎の傳ふる所によれば雨中に堵列して奉拜せる小學生を御覽遊ばされ安藤御縣知事閣下に對し「雨中の小學生が氣の毒であつた、身體にさはらなければよいが」と兒童の身の上を御軫念遊ばさるる有難き御言葉を下されし由我が校兒童も其の中にありて此の光榮を分ち會ひたる事を思ひその厚き御仁慈に對し誠に恐懼感激同列の御縣小學兒童諸君と同じく益々御奉公の決意を堅からしむべく努力致す覺悟に御座候此處に感激の儘に蕪辭を連ねて深く感謝の意を表し申候 敬白

昭和十二年六月八日

大阪府豐能郡歌垣尋常高等小學校長 田 中 憲 一

三重縣警察部長殿

追伸 當日倉田山附近警察官各位に宜敷く御傳聲相煩度候

(その二)

(前略)過般當所主任鹽田貢外職員五名引率の下に生徒七十八名は貴管下に修學旅行の處去る七日神宮參拜の後徴古館農業館を見學中 皇太后陛下には同館前を御通過あらせらるる由承り奉拜方御許しを願出て候處御警備に御多忙中然も突然の御願ひにも不拘第三中隊第一分隊佐藤分隊係員の御取計にて同隊警備區域沿道へ整列の上一同奉拜の榮に浴し感泣すると共に無上の光榮に浴し得たる御取計に對し厚く御禮申上候

御蔭様にて豫期以上の成果を收め無事歸所仕候に付乍他事御放念被下度右粗筆を以て御禮申述度如斯御座候 敬具

六月二十一日

仙臺遞信講習所長 小 池 行 政

町 村 金 五 殿



## 感激を綴る

## 皇太后陛下を迎へまつりて

飯南郡花岡町立高等公民學校 田川 やす

光榮の日、昭和十二年六月八日朝も早い頃、神都の驛頭は折柄の雨に淨められて、集ふ三重の乙女三千は今日の晴の式場に當てられた伊勢離宮地へ蜿蜒傘の列を作つて進みました。御幸街道の街路樹は雨に濡れて一しほ緑を増し、舗装道路は一粒の砂もなく洗ひ清められてゐます。空ばかりが灰色に覆はれてゐるのが惜まれてなりません。午前八時を過ぎて全員式場に参集し、豫定の隊形に整列いたしました。

此の地は去る大正十五年御料地として三重縣から宮内省に獻納申上げ、それ以來縣民の勞作奉仕によつて整地された誠に靜かな聖地でございます。周囲の森は今新緑に萌えて乙女達の集ひに一しほ生氣を添へてゐます。

仰げば御座所は高く南面して設けられ、純白の布で覆ひつくされてあります。其の背後は陪列陪觀の人々の席、御座所の大前に台覽體操及奉唱奉仕團一同は凹字形に並んで居ります。前日よりの雨の爲に芝生の處々に水溜りの出來てゐるのは畏多き限りであります。

愈々お出ましの知らせがあつて、場内のすべての者は雨具を取りました。一時晴間を見せるかとも思はれた空からは、臨御といふ時刻になつても、矢のやうな銀線が降つて來ます。高貴な方の御前に侍るのであるといふ張りつめた心には、却つて身のけがれが拭ひ去られるやうな氣がして、雨の音に一層緊張いたしました。禮服・制服・著物・帶・各種各様の禮装の人々すべて聲なく、豪雨の打ちしたたるに任せて、臨御を待ち奉りました。

君が代の奏樂と共に、御召自動車は靜に御座所近く止りました。雨中もおいとひなく、供奉の人の捧ぐる洋傘に雨を凌がせられ、壇上にお登り遊ばされました御尊容を仰ぎ奉つた時、唯感激、唯感泣、身の此處に在ることを忘れました。



一同の最敬禮、「君が代」の奉唱にかしこくも御椅子を離れさせられ、乙女等を御覽せさせ給ふ神々しさ、眼頭が熱くなるのを覚えました。「君が代は千代に八千代に……」ここまで歌ひあげて、次の節にうつる所で、胸が迫つて聲が出ません。三千五百餘人の心の奥からの奉唱は、やがて一つの聲となつて、陛下の御耳にお達し申上げたかと思ふと、有難き極みでございました。

御民われ生けるしあり天地の榮ゆる時にあへらく思へば

と萬葉人は歌つて居ります。昭和の聖代に伊勢のみ民と生れあはせて、此の榮光に預かる我が身の幸は、何物にも換へ難いものであります。

奉迎歌の奉唱が終つて、伊勢乙女の手振面白く、「田毎の月」の合同體操が始まりました。雨中の演技で、御目障りのこともあらうかと心配いたしました。が、遊戯隊の日頃の練習の效が現はれ、一絲亂れぬ動作、月は田毎に影を映し、隠れては又現れる美しい光景に、参加者一同感激の涙を催しました。

最後の萬歳三唱には有らん限の聲を振起して、我が大宮様の御榮えを讃へ奉りました。神路の山に俯する大歡呼に、陛下には御優しく御會釋を賜り御機嫌御麗しく、君が代奏樂裡に還御あらせられました。願れば朝熊の山は密雲わづかに霽れ間を見せて、翠したたるばかりの鮮かな姿を現はしました。空も明るさを増して、小雨が名残をとどめて居ります。

台覽の儀終つて退場の節、御座所を間近くに拜觀すれば、御椅子の上の御天井の白布にまで、雨水の滲み出た跡が浮んで居ります。此の猛雨の中に、二十分餘に互る臨御の忝けなさ、洪大なる御仁慈に只頭を垂れて、伏し拜みました。剩へ御泊所にお歸りの後、拜受者一同に御菓子を賜るとの御沙汰を拜しました事は、唯々感泣の外はありません。

私は不束な身を以て、此の度神恩に依り、台覽體操に参加する生徒團員引率の重任を拜し、共にその榮光に浴したの

でございますが、教育に身を奉ずる者の歡び之に過ぎるものがありませうか。生涯を通じて忘れ得ぬ尊い感激を胸にしめて、教育奉公に一身を捧げ、この度の御洪恩に應へ奉りたいと思ひます。

### 大御前に奉迎歌を唱ひ奉りて

三重縣女子師範學校本科第一部第五學年 西 濱 美

「陛下には只今御泊所を御出門になられました。」

とアナウンサーの放送があつた。

やがて嚴かなラッパの合圖が全山にこだまして、玉砂利をきしめる御召車の音が、息づまるばかりの森嚴さに打たれた私共の耳に聞えてきた。

臨御です！ かすかに全身が振へる。

陛下が御座に御登りになられたとき、三千五百餘名の乙女の顔にはサツと緊張の色が加はり、皆の頭が自然に下るのだった。折から雨は益々烈しさを増し、神路の山の緑は嚴かに雲に包まれていつた。

そのとき「雨具を着けるやうに」との放送が行はれた。陛下の有難き思召が傳へられたのだった。しかし誰一人として雨具を着ける者はない。ただ御仁愛の深きに感泣するばかりであつた。集つた私達は思つたのです。「雨降らば降れ、風吹かば吹け」と。全員は微動もしない。

式は知事の言上によつて始められた。「君が代」の合唱。續いて奉迎歌の奉唱である。雨は益々勢を増し、顔をつたつて流れる水がまるで瀧のやうだつた。樂長の指揮棒がさつと上り、その先に附けられた日の丸の色が目にしみるやうに鮮かだつた。「神路の山の緑濃く、今日のよき日に目のあたり……」——この奉迎歌よ！ 全國の乙女等が耳にも響け



とばかり私達は歌つた。目のあたりに拜みまつる大宮様の御姿が感激の眼に霞んで神々しく、三千人の大合唱の中に言ひ知れぬ静寂が感ぜられた。場内に掲げられた大日章旗がハタハタと翻る音がふと耳に入る。多分この旗も私達と共に高らかに歌つてゐるのであらう。

いつの間にか、私達の代表者が皆頼に緊張の色を漂はせ、瀟々たる雨の中で、一團は右に一團は左に、或る者は前に、或る者は後に、高く低く舞つてゐた。台覽體操「田毎の月」が始められてゐたのである。軍樂隊の美しいリズムに合せて、続けられる見事な演技の正面に、神々しく仰ぎ奉る陛下の御姿の尊とさよ。

知事さんの發聲に合せて、叫んだ萬歳の三唱。式は終り、莊嚴な「君が代」の奏樂裡に御丁寧な御會釋を賜はるのが拜された。

ああ、この緊張の二十分間こそ、全く一生一度の光榮であつた。まだ緊張のとけやらぬ私達の頬には、幽かな安堵と喜びとが交錯して感ぜられるのであつた。

### 台覽體操に参加して

三重縣立飯南高等女學校第四學年 萩 田 禮 子

「皇太后陛下御泊所發御」と場内の擴聲機が報じました。雨は依然として降り続きますが、誰も傘をさしません。物音一つ聞えず、ただ御座所遠く後方の雨空に日章旗がハタハタと翻つてゐるばかりです。

間もなく、表道路の濡れた砂利に鹵簿の軋りが聞えて、奉迎の喇叭が嘯と響きわたりました。

戸山學校軍樂隊の「君が代」の吹奏が、雨に煙つた場内をゆり動かし、その奏樂が終ると同時に、御召車は御まうけの席の前にびつたりと止りました。

古代紫のお洋服をお召しになられました皇太后陛下には、玉歩を靜かに御運びになられました。

けふの光榮を一日千秋の思にお待ち申し上げた私達は、初めて大宮様の氣高い御姿を目のあたりに拜したのでした。

「君が代」の奉唱、「奉迎歌」の合唱が岡田樂長の日の丸の小旗をつけたタクトに合せて、私達三千人の乙女の喜びに溢れた真心もて歌はれました。

奉迎歌が終りますと、行進曲「ドナウ河の漣」につれて、台覽體操「田毎の月」が始まりました。一時小止みになつた雨は又も降り出し、皆の顔に雨滴が迸りました。併しそれは感激を超越した、言葉では表はせない感じでした。

豫行演習の時には、マズルカやランニングステップをする度に、泥がびん／＼はねるので、大そうをかしく、皆くす／＼笑つて居り、ぬかるみに足が入るので、正確にステップが踏めませんでした。

併し今日はさうでせう。みんなぬかるみでも、スライド・カット・ホップと、正しくステップが出来ます。顔と云はず體と云はず、雨でずぶぬれになりながら、無我夢中のうちに、しかも正しく充分に動きました。

最後の太鼓を合圖に整列した時、餘りに陛下がお近くに居らせられたのに氣附き、本當におそれ多く、體が固くなつたのでした。

奏樂裡に還御あらせられる御車をお送りして、しばらくは動くことも、聲を出すことも出来ず、雨の中に翩翩と翻る日章旗を仰いでゐたのでしたが、感激の涙が後から／＼と頬を傳ふのをさうすることも出来ませんでした。

皇太后陛下には、雨中にもかかはらず、始より終りまで御覽下さいました。時々御微笑さへおもらしになられたとか、後で漏れ承りました。また後刻私共に對し、身に餘る有難きお言葉を戴いたのでした。まことに有難き極みです。すべてが滞りなく終つたときは、安心と嬉しさで胸は一ぱいでした。

私の一生を通じて、此の光榮の日は二度とありません。感激の日六月八日は一生涯の想出となりました。



## 光榮の日を偲ぶ

三重郡富洲原町立實科高等女學校第四學年 渡部 和子

一五八

輝かしい光榮の日の感激をそのままに物語る銀製の床しい行啓記念章、私は今それを手にしながら、ジツと眺めてゐます。指先にはかすかに金屬の冷やかさが傳はつて來ます。

しかし私はその金屬性の冷やかさの中に、無限に熱いあの光榮の日の感激が、指先を通して、まぎれと心の中に湧き上つて來るのを覺えるのです。それは言葉では盡せない感激でありました。

雨に濡れた度會の山々はひそやかに静まり、さゆらぎもせぬ靜肅の中をただ一つ民草の「赤誠」の波が充ち満ちて居りました。私は身も心もかたく緊張して御車の音を聞きました。あのときの嚙喰となり渡る喇叭の一聲が、今でも耳に鮮やかに残つてゐます。莊重に「君が代」が奏樂されるうちに、靜かに御座所に立たせ給うた陛下の神々しい御姿や、雨中に立つ者への畏れ多い御仁慈の御言葉なご、すべては永へに忘れることの出來ない光榮でした。

私は幾度もくも込み上げて來る感激の涙に咽びながら「君が代」を奉唱し、「奉迎歌」を御唱ひ申し上げたのでした。涙が雨に交つて頬をつたひ、そして顔を上げ兩手を高くあげて稱へた「萬歳」は私の一生に消えることのない感激でありませう。

私は今その光榮を思ひ、しみじみと陛下の御徳をおしのび申上げてゐます。陛下には此の六月二十五日滿御五十三歳の御誕辰を京都皇宮で迎へさせ給ふと承り、永久の御彌榮を御祈り申上げてゐるのでございます。

## 感激の一端を

多氣郡三瀬谷村女子青年團 大瀧 利 津

低う垂れこめた雲が、濃緑に盛り上るやうに繁つてゐる四圍の木々を、すっかり包んでしまふのではないかと思はれる程、雨雲があたりを壓してゐながら、それでゐて、ちよつとも重苦しく感じられない程、清澄な空氣が満ち／＼してゐる此の御地。

中央のやや高い位置に白布張りの御座所を拜し、そしてその御前に左右に列をなした四千人に近い聖地の乙女が瀟條と煙る雨に若葉の香りしみに匂ふ朝の大氣の中に、身體中すつかり溶け込んでしまひさうな清淨感に浸りながら、齒簿の近づくのを、ひたすらに御待ち申上げるのでございました。

謹嚴な顔、顔、顔。

そしてそのきりつと結んだ口元には、何かしら少女の喜びが、仄に匂つてゐるのでございました。

雨は一入強かに降る中を、おごそかに「君が代」は奏せられ、靜かに御座に著御あらせられた氣高い大宮様の御姿を拜し奉つた私達の瞳は、歡喜に輝き、其の胸は感激に打ちふるふのでございました。

黒の御服に白の御手袋を召させ給うた御姿は、仰ぐだに神々しき極みでした。恐懼の涙が私達の上氣した頬を流れるのでございました。

御慈み深く凝つと見そなはせらるる御溫き瞳は、拜察するだに恐れ多く、參加團體の一員として、今、大宮様の御前に立てる自分は、文字通り世界中の誰よりも幸運兒だと考へられ、無上の喜びが波紋のやうに心の内に擴がるのでした。

神路の山のみぎり濃く――

今日のおき日にまのあたり――

強く／＼響くその音調に、赤心溢るる乙女の歌聲は廣く／＼四方の山にこだまし、瀟々と降りしきる雨の離宮地も、光



榮に輝き渡るのでした。

台體操「田毎の月」のリズムにのつて、優雅そのものの如く軽きやさしき四肢の躍動は、仙境の女神を偲ばせるに充分な程妖しくも雅びやかでした。

微動だに遊ばされず、じつとみそなはせられました皇太后陛下には、ことの外御満足氣なる御様子に拜せられ、離宮地に集ふもの皆すべては唯々感泣するの外ありませんでした。

大宮様の永久の御榮をことほぎ奉りて叫ぶ「萬歳」の聲は、力強い餘韻をのこし、日章旗の翩翻とひるがへる空に、高くく風の様に擴がつて行くのでした。

たらちねの母もるまして今日の日に

此の光榮よこひを分きてうれしも

### 大宮様ををろがみ奉りて

三重郡千種村女子青年團員 水谷 静子

昭和十二年六月八日、夜來の雨にいよ鮮かな四圍の緑と、前方に神々しく拜する御座所の眞白さとに、いと身身の縮まる思ひして、今日の光榮に喜びの色溢れる乙女ら三千有餘名は、神路山の麓、ここ離宮の敷地に集ひました。午前九時五十分そば降る雨中に整列を了つて、只管臨御をお待ち申上げました。

やがて御泊所御出發が嚴かに報せられ、間もなく莊重に響き渡る軍樂隊の「君が代」と共に、御召車は靜かに止りました。

皇太后陛下には黒の御洋装も神々しく、前方の御座所に立御あらせられました。「君が代」に續いて、天地に響け！と

ばかり奉唱申上げる奉迎歌も、目のあたり神々しき御姿を拜しては、あまりの有難さ勿體なさに、ともすれば聲もつまり、涙と雨とにあたりは次第にかすんで、御座もおぼろになるのでした。雨はいよ／＼はげしく、御もすそをも打つかと拜せられました。陛下には露厭はせ給ふ御様子もなく、御氣色麗しく、續いて演ぜられる遊戯隊の演技を靜かに御覽ぜられました。折々は風さへも加はる中に、御微動だもし給はず、終始御慈愛の御眼を注がせ給ふ尊き御姿に、集る幾千の瞳も、まばたきだにせず、誠心こめて拜しあげるのでした。この御恵に浴した歡喜を、誇りをこの一時に籠めて、垂れ込めた雨雲もとび散れ！とばかり、高らかに唱へる萬歳を最後に、大宮様の還御を御見送り申上げました。

私は繰返し／＼「我が大宮様の御光りを」と唱つたのでした。

### 皇太后陛下の行啓を迎へ奉りて

志摩郡鳥羽町立鳥羽青年學校生徒 森 ふみ

昭和十二年六月七日

忝くも皇太后陛下行啓の光榮に浴する我が鳥羽の町には淨めの雨でありませうか、銀線がこの港の街を包んで、しととに降つて居りました。私達青年學校女子部の生徒一同は、指揮の先生に従つて、所定の奉拜席に整列致しました。いつも緑鮮かな大小の島々は雨に煙り、今日行啓を仰ぐ光榮の眞珠島の木々の緑は艶々と色濃く、架け渡された御假橋は折柄の風にかすかにゆれ、雨に洗はれる橋板の白さが莊重な色に輝いてゐるやうに感じられました。次第に風が強まつて來たのか、雨は益々降りしきつてまゐりました。奉拜席の人々は頭からびしよぬれです。しかし誰一人聲を出す者はありません。せき一つしないで、刻々と迫るありがたい御成りの御時刻を、ひたすら御待ち申し上げて居るのでした。やがて「氣ヲ付ケ」「脱帽」の號令がおごそかにひびき渡りました。傘をすぼめた御木本幸吉翁が至誠の溢れたつつま



しい様子で、御案内申し上げて居りました。

數多のおつきの人々を従へさせられた皇太后陛下の氣高い御姿が拜されました。畏れ多くも陛下には、御自ら洋傘を御さし遊ばされ、雨のふりしきる御假橋の上をしづ／＼と御渡り遊ばされるのでした。奉拜の民草に會釋を給はるのが拜されました。何と言ふありがたさ、もつたいなさでせう。強い海風に當り給ひてや、一しきり御裳がゆらぎ、御かさの傾くのを拜し、思はず胸が一杯になりました。顔を流れ頬を傳ふのは雨にあらず、只有難涙のみでした。

涙の腫をあげて首を廻しますと、陛下には今しも眞珠島へ御著き遊ばされたのです。「直レ」の號令が次々に送られてまゐりました。我に返つて、あたりを見廻すと、ごの人の腫にも皆涙が光つて居りました。「あ、我等よくぞ日の本に生れける」

尊い御身を以て、あの風雨をおいとひなく、御自ら洋傘をささせ給ひ、おひろいにて渡らせ給うた陛下の御心のかたじけなさ。御自ら御示し遊ばされた御教訓のかたじけなさ、有難い極みでありました。

今日の感激をいつ／＼までも忘れず、益々修養して感謝報恩の生活に入ること誓つたのでした。

### 皇太后陛下の行啓を迎へ奉りて

松阪市第四尋常高等小學校 高一 林 貞郎

皇太后陛下におかせられましたは、畏くもおん十六年ぶりに我が三重縣に行啓遊ばされることになりました。百二十萬縣民として無上の光榮であります。そして我が松阪市に保存する鈴の屋へ行啓遊ばされるとのことと、松阪市四萬市民にとつて、これ程の感激はございません。

僕等是一日も早くお迎へしたいものと、當日の來るのを今／＼とお待ち申し上げました。そしてこの光榮の行啓を

立派にお迎へするために、校庭で或は現地で度々練習を行ひました。始めはなれないので、なか／＼思はしく行かなかつたが、かん／＼と照りつける初夏の日光を浴びながら、幾日も／＼練習を重ねたので後には、見事な出來榮えを見るやうになりました。最後の現地で行はれた當日其のまゝの練習は、とりわけて見事な出來であるとのことでした。

町も光榮の日を前にして、すっかり清新の色に塗りかへられました。松阪驛の建物は見違へる程新しくなりました。驛前から新町へ通るアスファルトの道も完成し、又丸信物産館も立派に出來上つて、新興松阪に一段の光を加へました。光榮の鈴の屋は勿論、公園へ行く道はすっかり修理せられました。

かうした市民一同の感激の中に陛下は行啓遊ばされました。其の日は朝からし／＼と小雨が降つてゐました。僕はいくい雨だと心の中で思ひましたが、隣の小父さんに、皇族方が御參宮をなされる時に雨が降ると、必ずその御願ひがかなへられると言ひ傳へられてゐると聞いて、喜び勇んで學校へ行きました。

學校に著いてみると、行啓の話でもちきつてゐました。校庭では雨の中で國防婦人會の人が大勢奉送迎の練習をしてゐられました。

間もなく奉迎奉送の二隊に分れて校門を出發しました。僕等南組は奉送する方でしたから、奉迎のすむまで市役所裏の廣場でお待ちしました。間もなく花火が鳴り始めました。いよ／＼御著き遊ばされたのです。皆の顔にはさつと緊張の色が見えました。

いよ／＼交替の時が來て、僕の心は一層ひきしまりました。練習の時と同じやうに、砂利をしきつめてちり一つとごめぬ道の兩側に整列しました。さすがに御成を三十分の後にひかへて誰一人として動く者もなく、靜かに時の移るのを待ちました。雨は小止みなく降つてゐます。



やがて嚴かな静けさを破つて、エンジンの音が響いて來ました。いよ／＼御姿を拜むことが出来るのだと思ふと、思はず全身がかたくなるのを感じました。つゞいて「氣をつけ」「禮」「直れ」「頭右」の號令が右から順々にかけられました。先生の「頭右」の號令で強く頭を右へ向けると、前行車につゞいて菊の御紋章のついた御車（これこそ御召自動車）がしづ／＼と進んで參りました。

御車が目の前にさしかかつた時、御姿を目前に拜して、僕は思はずはつと頭の下るのを感じました。身がひきしまつて、何かしら熱いものが頭に上つて行くやうに思ひました。

やがて御車は静かにお通り過ぎになりました。つゞいて御つきの車が徐行して御ともをしました。

御車がすつかり見えなくなつて、「直れ」の號令がかかつた時、始めて我にかへりました。今までに受けたことのない有難さに一同はしばらく其のまま立ちつくしてゐました。やがて巡查から「解散」の命令があつたので、學校へ歸りました。途中餘りにも間近く拜することの出來た感激を友達と話し合ひました。其の頃から空はだん／＼明るくなつて、陛下其の後の御旅行の御安全を物語るかのやうでした。

翌日先生から「畏くも皇太后陛下には三重縣知事に『雨の中を傘もささずゐる天子供たちの體に何の障りもなければよいが』とのお言葉がありました。」とのことを聞いて、僕等のことをそれ程までに御心にとめて下さるのだと思つて、有難さが身にしみて涙がとまりませんでした。

### 皇太后陛下の神都行啓

宇治山田市有緝尋常高等小學校 尋六 松村 愛子

ズドン／＼／

二十一發の奉迎煙火が曇つた神都の空高く鳴り響く。皇太后陛下が御著き遊ばされたのである。御召列車からお下りになつて、静々と階段をお上りになられる尊い御姿を御想像申しあげてみると、もう本當に何とも言へぬ有難さが身に感ぜられて、胸が一ぱいになる。明日は私達五年以上がお迎へに行くのである。

二

青葉の薫る六月の六日は淨めの雨が降つてゐた。私達は御幸通へお迎へに出た。今日こそ始めて皇太后陛下を拜ませたいのである。わく／＼する心をしづめてあたりを見まはした。

舗装された御幸通は降りしきる雨あしに残りなく洗ひ清められ、それがすつと向ふへ煙るやうに續いてゐる。私達の向側には制服を著た國防婦人會の人々が雨の中に白く整列してゐた。線滴る街路樹からは雨に打たれた小さな葉やごみが落ちる。それをみのを著た人がだまつてかごの中へ拾ひ上げる。警官があちらこちらに目を配りながら、物々しく警戒して居る。傘の雫がポツリと首すぢに流れた。前に張りわたされた紅白のひもが赤く染まつてゐる。

一時間あまりたつと、私達の前をオートバイが静かに音を立てて通り過ぎた。皆話を止めて姿勢を正した。少しすると、サイドカーが滑るやうに進んで來た。と先生の號令が聞えて、はつとして直立不動の姿勢をとつた。その「氣をつけ」といふ聲が段々遠くの方まで續いていく。一番先の自動車が私達の前に來た時、「禮！」といふ號令がまた邊の静けさを破つて聞えた。一齊にお禮をした。

雨の中をいと静かに、嚴かに鹵簿は進んで來る。皆の目は御車に注がれた。

畏くも皇太后陛下は純白の御召物で、御顔を私達の方へお向けになられた。あゝ、その時の尊くもお優しい御姿。人々は一言も發しないで、静かに遠ざかつて行く御車を唯一生懸命にお見送りした。あの神々しい御姿が今でも目の中に



あり／＼と残つてゐる。

三

陛下には「體に障らなければよいが」と私達を御心配下さつたとか。本當にもつたないことである。私達は雨に濡れても少しもつらくはない。それよりも折角お出でましになつたのに、毎日雨降りて、それがまことに恐れ多い事であつた。

伊勢離宮地で、陛下に女子合同體操を見ていただいた時、私達の先生も拜觀せられ、後程その時のお話を聞かせていただいた。みんな嚴肅な光景であつたことであらう。

陛下は今京都の方に行啓遊ばされてゐる。御無事で御旅行をお続け遊ばされるやう、私共は心をこめて祈つたのであつた。

くわうたいこうへいをおむかへしました

宇治山田市早修尋常高等小學校 尋二 上田 裕子

私たちは先生につれられて、くわうたいこうへいをおむかへにきました。

おなりかいさうは、おむかへの人が一ぱいで、とほるのにこまりました。私たちのならば所は、ちようこくわんの下でした。

みんながおまちしてゐると、山田えきの方でおつきの花火が「ばんばん」とあがりました。私はさあ、今にへいかがここをおとほりになるとおもつて、なんだかむねがききききました。

すると先生が「きをつけ、だつぼう」とおつしやいました。私はその前から、しらないまにきをつけをしてゐ

ました。おぼうしを取つて、神さまのおとほりををがむやうなきもちがして、じつときをつけてゐると、こんごは「れい、なほれ」とごうれいがかかりました。私はそのとほりしました。するとくわうたいこうへいのおのりになつたじさうしやが、私の前をおとほりになりました。くわうたいこうへいからは、くろのおようふくに、くろのおぼうしをおめしになつたとてもとてもおりつばなおすがたで、神さまのやうでした。私はじさうしやが見えなくなるまで、ぢいつとお見おくりして、ぼうつとしてゐました。先生に「やすめ」といはれて、びつくりしました。



# 行啓事務概要

1924

本行は、昭和九年四月一日、東京府芝浦区に設立され、同年六月一日に東京府銀行として営業を開始した。本行の業務は、銀行業務、信託業務、貯蓄業務、貸付業務、及び各種金融業務にわたる。本行は、常に顧客の利益を第一とし、誠實な業務運営を旨として、社会の発展に貢献することを期す。

本行の資本金は、昭和九年四月一日に設立された時点で、千萬元に設定された。その後、昭和十一年に増資が行われ、千五百萬元に増加した。本行の純資産は、昭和二十三年三月三十一日現在、千八百九十億円に達している。

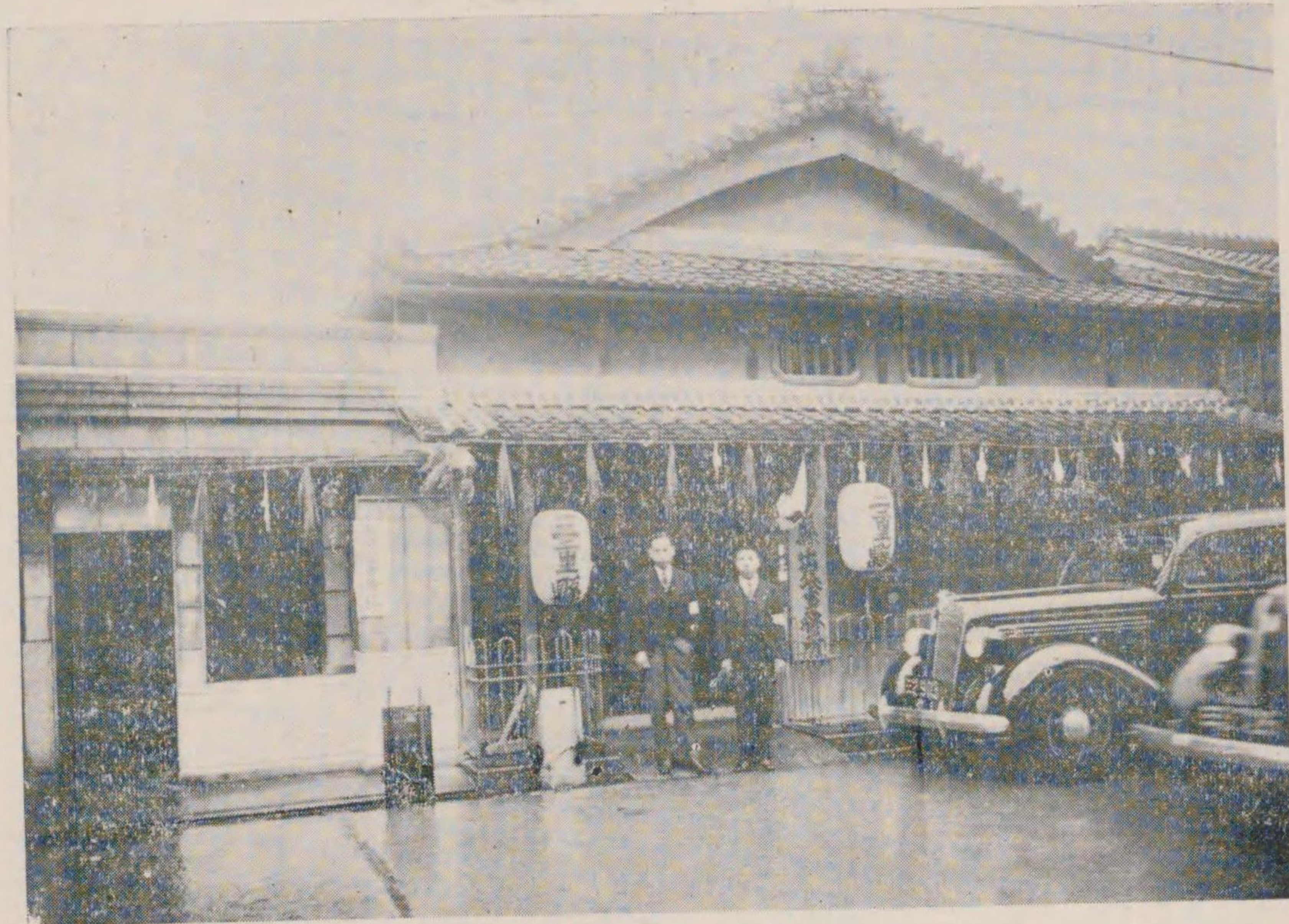
本行の貸付総額は、昭和二十三年三月三十一日現在、千八百九十億円に達している。これは、昭和二十二年三月三十一日比で、千九百億円の増加を示している。本行の貸付は、主に中小企業及び個人向けに行われ、社会の発展に貢献している。

本行の貯蓄総額は、昭和二十三年三月三十一日現在、千八百九十億円に達している。これは、昭和二十二年三月三十一日比で、千九百億円の増加を示している。本行の貯蓄は、主に個人向けに行われ、社会の発展に貢献している。

本行の信託総額は、昭和二十三年三月三十一日現在、千八百九十億円に達している。これは、昭和二十二年三月三十一日比で、千九百億円の増加を示している。本行の信託は、主に個人向けに行われ、社会の発展に貢献している。

本行の銀行業務は、昭和二十三年三月三十一日現在、千八百九十億円に達している。これは、昭和二十二年三月三十一日比で、千九百億円の増加を示している。本行の銀行業務は、主に個人向けに行われ、社会の発展に貢献している。





縣出張事務所



御門鑑交付所

行政事務概要







生徒、青年團員等ノ御親詣、御親詣ノ陪觀及拜觀、奉  
迎歌(獻詠)

營設部 (部長 經濟部長)

台覽品係 (係長 經濟更生課長)

台覽物産品、御買上品

獻上品係 (係長 水産課長)

獻上品、傳獻品

御料品係 (係長 農務課長)

御料品ノ調達運搬

工營係 (係長 土木課長)

御親詣場・行啓先ノ設備營繕、自動車置場等ノ設備、  
圖面調製、御道筋ノ道路・河川・港灣等

接待係 (係長 耕地課長)

供奉員ノ宿舍、接遇等

警務部 (部長 警察部長)

警務係 (係長 警務課長)

査察係 (係長 特別高等警察課長)

保安係 (係長 保安課長)

衛生係 (係長 衛生課長)

事務分擔略

同 同

第二節 行啓事務取扱規程及  
委員氏名(附、腕章の制定)

五月十日制定せられたる行啓事務取扱規程及び同日任命せら  
れたる部・係長、委員並に其の増員したる委員氏名、事務分擔  
左の如し。

行啓事務取扱規程

(昭和十二年五月十日)  
廳訓第五〇號

(改正 昭和十二年五月二十五日)  
廳訓第五五號

第一條 行啓ニ關スル事務ヲ處理スル爲左ノ四部ヲ設ケ委員ヲ  
置ク

置ク

一 總務部

一 奉迎部

一 營設部

一 警務部

第二條 總務部ニ五係ヲ設ケ左ノ事務ヲ分掌セシム

總務部

第一 總務係

一、宮廷ニ關スル事項

二、行啓先ニ關スル事項

三、御使御差遣先ニ關スル事項

四、拜謁ニ關スル事項

五、御機嫌奉伺ニ關スル事項

六、御門鑑ニ關スル事項

七、言上書ニ關スル事項

八、御泊所ニ關スル事項

九、御料車ニ關スル事項

一〇、豫算ニ關スル事項

一一、縣治概況等ノ作製ニ關スル事項

一二、記念印刷物及記念寫眞ニ關スル事項

一三、天氣豫報ニ關スル事項

一四、各部、係ノ連絡統一ニ關スル事項

一五、他部及部中他ノ係ニ屬セサル事項

第二 人事係

一、高齢者ニ關スル事項

二、人事ニ關スル事項

第三 經理係

一、御荷物等ノ運搬ニ關スル事項

二、各係ノ所要物品調達配給ニ關スル事項

三、調度品ノ供給ニ關スル事項

四、金錢ノ出納ニ關スル事項

五、傭人ニ關スル事項

六、其ノ他經理ニ關スル事項

第四 記録係

一、記録編纂ニ關スル事項

二、記念刊行物ニ關スル事項

第五 新聞係

一、新聞材料蒐集及發表ニ關スル事項

二、新聞記者通信記者及寫眞班ノ接遇ニ關スル事項

第三條 奉迎部ニ二係ヲ設ケ左ノ事務ヲ分掌セシム

奉迎部

第一 奉迎送係

一、有資格者及特別資格者ノ奉迎送ニ關スル事項

二、學生、生徒、兒童、青年團員、在郷軍人會員及消防組  
員等ノ奉迎送ニ關スル事項

三、一般奉迎送及奉祝等ニ關スル事項

第二 台覽體操係

一、生徒、青年團員等ノ台覽體操ニ關スル事項

二、台覽體操ノ陪觀及拜觀ニ關スル事項

三、奉迎歌等ニ關スル事項

四、部中他ノ係ニ屬セサル事項

第四條 營設部ニ五係ヲ設ケ左ノ事務ヲ分掌セシム

營設部

第一 台覽品係

一、台覽物産品ニ關スル事項

二、御買上品ニ關スル事項

第二 獻上品係

一、獻上品ニ關スル事項

二、傳獻品ニ關スル事項

第三 御料品係

一、御料品ノ調達運搬ニ關スル事項

二、部中他ノ係ニ屬セサル事項







同(兼)同 伊藤 竹藏(庶務課)  
 同(同)縣書記 內田 巽(文書課)  
 同(同)同 南出 年男(秘書課)  
 知事 佐藤 友次郎(秘書課長)  
 部長 同(兼)同 平田 實(人事課)  
 同(兼)同 伊東 九平(宇治山田  
 縣事務所係主任 同 所長 伊東 九平(財務出張  
 同(兼)縣書記 松本 榮三郎(庶務課)  
 會計係主任 同 囑託 殿村 稀三郎(同)  
 同(兼)縣稅檢查員 猪谷 勤(同)  
 一、宮廷ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 別所 多喜雄(地方課)  
 同 同 瀨古 清(同)  
 同 同 海野 繁(同)  
 一、行啓先ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 太田 好夫(地方課)  
 同 同 黒川 米太郎(松阪財務  
 同 同 山本 壽(地方課)  
 同 同 奥田 源八(松阪財務  
 同 同 宇治山田 花谷 秀郎(財務出張  
 同 同 大森 正(地方課)  
 同 同 落合 秋三(同)

一、御使御差遣先ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 松田 久雄(地方課)  
 同 同 奥野 清藏(同)  
 同(兼)縣書記 白川 守(人事課)  
 一、拜謁ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 諸岡 克(秘書課)  
 同 同 早崎 三郎(地方課)  
 同 同 濱田 啓一(同)  
 同 同 縣書記 南出 年男(秘書課)  
 同(兼)屬 奥山 義憲(地方課)  
 同(同)同 間野 義生(同)  
 一、御機嫌奉伺ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 山岡 精吾(文書課)  
 同 同 田中 義一(同)  
 同 同 縣書記 內田 巽(同)  
 一、御泊所ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 丹羽 龜之助(地方課)  
 同 同 大月 敏雄(同)  
 同(兼)同 岩倉 規夫(庶務課)  
 一、御料車ニ關スル事項  
 一、其ノ他ノ車輛ニ關スル事項  
 御料車係主任 委員 屬 井ノ口 仁吉(地方課)  
 同 縣書記 鈴木 勘五郎(同)

委員(兼)縣書記 増田 守一(人事課)  
 車輛係主任 同 屬 伊藤 竹藏(庶務課)  
 同(兼)同 井ノ口 仁吉(地方課)  
 一、言上書ニ關スル事項  
 主任 委員(兼)縣主事 田所 登(社會課)  
 同 屬 間野 義生(地方課)  
 一、御門鑑ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 尾崎 幸三郎(津財務出  
 同 同 藤川 幸(津財務出  
 同(兼)同 坂 爲次郎(統計課)  
 同(同)同 尾藤 吉右エ門(同)  
 同(同)同 佐野 初次郎(同)  
 一、豫算ニ關スル事項  
 主任 委員 縣主事 辻井 久吉(庶務課)  
 同(兼)屬 葛原 格(同)  
 同(同)同 伊藤 竹藏(同)  
 一、縣治概況等ノ作製ニ關スル事項  
 主任 委員 縣書記 上野 秀次郎(庶務課)  
 同 同 松本 榮三郎(同)  
 一、記念印刷物及記念寫眞ニ關スル事項  
 記念印刷 委員 屬 岩倉 規夫(庶務課)  
 物係主任 同 同 篠原 國文(書課)

記念寫眞 委員 屬 鈴木 磯吉(庶務課)  
 係主任 同 縣書記 畠山 長雄(同)  
 一、天氣豫報ニ關スル事項  
 主任 委員 測候技師 志賀 徹二(津測候所  
 同 測候技手 別所 定(津測候所)  
 同(兼)縣書記 白川 守(人事課)  
 同(同)同 松田 彰(同)  
 人事係  
 係長 委員 地方事務官 織田 智(人事課長)  
 一、人事ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 大形 良實(人事課)  
 同 縣書記 松田 彰(同)  
 一、高齢者調査ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 平田 實(人事課)  
 一、庶務ニ關スル事項  
 主任 委員(兼)屬 大形 良實(人事課)  
 同 縣書記 白川 守(同)  
 同 同 増田 守一(同)  
 經理係  
 係長 委員 地方事務官 山舖 義雄(會計課長)  
 一、御荷物其ノ他運搬ニ關スル事項







委員 社會事業主 川邊 顯孝(社會課)  
 同 視 學 菊川 秀一(教育課)  
 同 同 前川伊左衛門(同)  
 同 社會教育主事補 細梅 清之(同)  
 同 屬 岩間 俊一(社寺兵事課)  
 一、一般奉拜ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 永田 喜一(社會課)  
 同 社會事業主事補 小野 幾郎(同)  
 同 屬 山川 眞澄(同)  
 同 同 長谷川 利市(社寺兵事課)  
 一、奉祝ニ關スル事項  
 主任 委員 縣 主事 田所 登(社會課)  
 同 社會事業主事補 稻垣 半三(同)  
 同 同 村上 輝千代(同)  
 同 屬 長井 徳次郎(社寺兵事課)  
 同(兼)視 學 菊川 秀一(教育課)  
 同(同)同 前川伊左衛門(同)

台覽體操係  
 係長 委員 地方事務官 西岡 太郎(教育課長)

一、庶務ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 中山 卯一郎(教育課)  
 同 視 學 後藤 謙(同)

委員 屬 水野 正七(教育課)  
 同 同 森田 洋(同)  
 同 社會教育主事補 服部 平義(同)  
 同 縣 書記 村林 丈治郎(同)  
 同 同 菊川 久雄(同)  
 一、企畫ニ關スル事項  
 主任 委員 社會教育主事 水谷 重之助(教育課)  
 同(兼)地方視學官 古高 圭一(同)  
 同(同)視 學 佐々木仁三郎(同)  
 同 屬 德井 英一(同)  
 同 社會教育主事補 足立 幸一(同)  
 同(兼)同 藤本 藤太郎(同)  
 委員囑託 宮崎 和彦(同)  
 同 長井 泰敏(同)  
 一、式場ニ關スル事項  
 主任 委員 地方視學官 古高 圭一(教育課)  
 同(兼)主 社會教育 水谷 重之助(同)  
 同(同)主 體育運動 高屋 卯之助(同)  
 同(同)視 學 鶴崎 永藏(同)  
 同(同)同 松原 米藏(同)  
 同 同 大西 正義(南牟婁支廳)  
 一、團體遊戯ニ關スル事項  
 主任 委員 體育運動主事 高屋 卯之助(教育課)

委員 視 學 松原 米藏(教育課)  
 委員囑託 岩本 謹吾(同)  
 一、設備ニ關スル事項  
 主任 委員 社會教育主事補 藤本 藤太郎(教育課)  
 同 屬 三田 有年(同)  
 一、宿舍ニ關スル事項  
 主任 委員 視 學 佐々木仁三郎(教育課)  
 同 同 中西 甚七(同)  
 同(兼)主 社會教育 服部 平義(同)  
 委員囑託 森岡 半次(同)  
 一、奉拜ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 山田 喜代三(教育課)  
 同 視 學 並河 昇(同)  
 委員囑託 北山 芳吉(同)  
 一、輸送ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 鳥居 宗吾(教育課)  
 同 同 川口 靜雄(同)  
 一、給養ニ關スル事項  
 主任 委員 視 學 鶴崎 永藏(教育課)  
 同 同 拓殖講座 岡野 一期(同)  
 同 師囑託  
 一、救護ニ關スル事項  
 主任 委員 學校衛生技師 村山 勝司(教育課)  
 同 縣 書記 中村 富造(同)

台覽品係

係長 委員 屬 北原 康哉(經濟更生課長)

一、庶務ニ關スル事項  
 主任 委員 屬 黑田 健(經濟更生課)  
 同 縣 書記 西村 勝彦(同)  
 一、記錄ニ關スル事項  
 主任 委員 地方農林技師 須子 芳夫(經濟更生課)  
 同 同 農林主事補 潤田 久吉(同)  
 同 同 奧井 亮三郎(同)  
 一、陳列ニ關スル事項  
 主任 委員 地方農林主事 山内 琢郎(經濟更生課)  
 同 同 農林主事補 刀根 俊男(同)  
 同 同 館 元紀(同)



委員 商工主事補 西川 八三(商工獎勵館)

同(兼)屬 長井 茂(商工課)

同(同)同 國分 吉郎(同)

同 地方商工技師 岡尾 嘉美(同)

同(兼)事 地方商工主 中西 雄一郎(同)

同(同)土木工手 野田 利一(土木課)

一、物産ニ關スル事項

主任 委員 地方農林主事 豐田 貞男(經濟更生課)

同 農林主事補 辻森 正太郎(同)

同 杉山 秋良(同)

工藝品 委員 地方商工技師 熊田 健一(工業試驗場)

同 伊藤 眞吾(工業試驗場)

同 中島 要雄(窯業試驗場)

副業品 同 地方農林主事 山下 菊次郎(副業指導所)

同 農林技手 服部 謹藏(同)

林産品 同 中林 孝郎(林務課)

同 梅原 正衛(同)

同 松本 福平(同)

蠶絲品 同 同

委員 地方農林技師 近藤 嘉男(蠶絲課)

同 同 大吞 稔一(同)

同 同 松本 清一(蠶業試驗場)

水産品 同(兼)師 地方農林技師 高島 胤雄(水産課)

同(同)農林技手 宮下 淳(同)

農産品 同(同)師 地方農林技師 中村 義雄(農事試驗場)

同(同)同 秋山 大介(農事試驗場)

同 同 中西 善九郎(穀物検査所)

同 同 國持 武雄(茶業試驗場)

畜産品 同 同 岡本 文六(種畜場)

同 同 矢守 好一(農務課)

統計 同(兼)屬 尾藤 吉右工門(統計課)

同(同)統計主事補 鈴木 重明(同)

献上品係 松崎 正躬(水産課長)

一、獻上品ニ關スル事項

一、傳獻品ニ關スル事項

主任 委員 地方農林主事 佐々木 佳之(水産課)

同 地方農林技師 清瀧 千代夫(同)

同 屬 大川 久(同)

同 同 喜田 主計(同)

同 同 東出 兼七(同)

同 農林主事補 龜井 龜一郎(同)

同 同 高井 猛次(同)

同 農林技手 宮下 淳(同)

同 同 内藤 亮(同)

同 同 永長 富行(同)

同 同 平賀 太壽雄(同)

同 同 岡野 純一(同)

同 同 縣書記 長屋 利藏(商工獎勵館)

同 同 商工獎勵館 長屋 利藏(商工獎勵館)

御料品係

係長 委員 地方事務官 多田 雄次郎(農務課長)

一、御料品ノ調達運搬ニ關スル事項

御料蔬菜類

主任 委員 地方農林技師 中村 義雄(農事試驗場)

同 同 秋山 大介(農事試驗場)

同 農林技手 清水 間(同)

同 同 中川 春一(同)

同 同 矢澤 大二(同)

主任 委員 農林技手 安宅 道義(農事試驗場)

同 農林主事補 南川 勇(同)

御料牛乳鶏卵肉類

主任 委員 地方農林技師 岡本 文六(種畜場)

同 農林主事補 山本 久藏(同)

同 農林技手 栗本 茂生(同)

同 同 川口 納(同)

御料魚類

主任 委員 地方農林技師 高島 胤雄(水産課)

同(兼)農林技手 宮下 淳(同)

庶務

主任 委員 屬 西岡 市太郎(農務課)

同 同 杉田 高觀(同)

同 同 山路 得二(同)

同(兼)地方商工主 中西 雄一郎(商工課)

同(同)屬 坂倉 正一(會計課)

一、部中他ノ係ニ屬セサル事項

主任 委員(兼)屬 黒田 健(經濟更生課)

同(同)地方農林主事 山下 菊次郎(副業指導所)

同(同)屬 西岡 市太郎(農務課)

同(同)同 杉田 高觀(同)

同(同)同 山路 得二(同)



接待係

係長 委員 地方技師 大屋 貞雄(耕地課長)

一、接遇ニ關スル事項

主任 委員 地方農林主事 前田 榮太郎(耕地課)

同 地方農林技師 加藤 雅通(同)

同 農林主事補 加藤 渡(同)

同 屬 山本 吟(同)

一、迎送ニ關スル事項

主任 委員 地方農林技師 塚田 幹夫(耕地課)

同 農林技師 森 義朗(同)

一、誘導ニ關スル事項

主任 委員 地方農林技師 中田 芳三(耕地課)

同 農林技師 上瀧 要美(同)

工營係

係長 委員 地方技師 上井 兼吉(土木課長)

一、庶務ニ關スル事項

主任 委員 土木主事 村田 佐太郎(土木課)

同 道路主事 倉田 清(同)

同 屬 森 秀次郎(同)

同 技師 辻井 克清(同)

同 屬 川喜田 文作(同)

一、土木營繕ニ關スル事項

主任 委員 土木技師 豐田 勝藏(土木課)

同 同 內林 永昌(同)

同 道路技師 西岡 篤太郎(宇治山田島羽  
警務所長)

同 技師 川上 十八(土木課)

同 道路技師 藤田 俊一(同)

同 土木工師 福村 末太郎(同)

同 同 池田 四郎(同)

同 同 鈴木 藤作(同)

同 同 野田 利一(同)

同 同 渡邊 良男(同)

一、御道筋ニ關スル事項

主任 委員 道路技師 高田 廣作(土木課)

同 同 笠井 孫一(同)

同 同 成田 謙治(同)

同 同 永田 達彌(同)

同 同 林田 三郎(同)

同 同 若林 周治(同)

同 同 大見川 正(同)

同 道路技師 中村 柳藏(同)

警務係

係長 委員 地方警視 大森 寛(警務課長)

一、警衛要圖作成ニ關スル事項

一、警衛警備計畫ニ關スル事項

一、警衛員警備補助員數決定ニ關スル事項

一、警衛員警備補助員ノ選定並配置ニ關スル事項

一、制服部隊ノ編成並部署決定ニ關スル事項

一、交通遮断ニ關スル事項

一、奉拜者ノ取締ニ關スル事項

一、警務部内ノ連絡統制ニ關スル事項

一、警務部中他ノ係ニ屬セサル事項

主任 委員 警部 伊藤 清(警務課)

同 警部 補 錦 安吉(同)

同 同 樋口 鐵男(同)

同 委員囑託 伊藤 幸昌(同)

同 同 矢部 正二郎(同)

同 同 北村 久次(同)

同 同 富田 定吉(同)

一、圖面調製ニ關スル事項

主任 委員 地方技師 兼岩 傳一(土木課)

同 都市計畫三 西村 健次郎(同)

同 重地方委員 同

同 會技師 高倉 貫一郎(同)

委員 技師 伊藤 四方平(松阪土木  
出張所長)

同 道路技師 黒部 貞太郎(松阪土木  
出張所)

同 同 安川 勉(同)

同 同 伊藤 胖(同)

同 土木工師 福田 榮吉(同)

同 技師 曾我 平作(山田土木  
出張所長)

同 道路技師 大山 市太郎(山田土木  
出張所)

同 同 市岡 文八(同)

同 同 勝村 惠迪(同)

同 同 雨川 芳之助(同)

同 土木技師 御法川 富治(同)

同 同 西方 二郎(同)

同 同 吉川 彌之助(同)

同 同 山田 銀次郎(同)

同 同 坂口 傳一郎(同)

同 同 山本 幸四郎(同)

同 同 河川管理員 山縣 武彦(同)

同 同 土木工師 柴山 儀三郎(同)



- 一、教養訓練ノ實地監督ニ關スル事項
- 一、戸口調査ニ關スル事項
- 一、地方警備計畫ニ關スル事項
- 一、警備補助員ノ調査ニ關スル事項
- 一、警備部隊ノ輸送ニ關スル事項
- 一、各種會議ニ關スル事項
- 一、當直ニ關スル事項
- 一、警備用諸標識ニ關スル事項
- 一、警務部ニ屬スル記録編纂ニ關スル事項
- 一、文書ノ收受發送ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 梅田 邦彦(警務課)
- 同 警 部 補 岡出 信次(同)
- 同 同 小杉 正郎(同)
- 一、豫算編成ニ關スル事項
- 一、經理ニ關スル事項
- 一、警備部隊員ノ宿舍並食事ニ關スル事項
- 一、警備部隊員ノ接遇ニ關スル事項
- 一、警備部隊員ノ給與ニ關スル事項
- 一、警備部隊員ノ設備ニ關スル事項
- 一、通信施設ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 高山 卓郎(警務課)
- 同 警 部 補 水越 幸一(同)
- 同 警察技手 小村 壽(同)

- 委員 警察技手 上部 次郎(警務課)
- 保安係
- 係長 委員 警 部 永井 昇平(保安課長)
- 主任 委員 警 部 西野 吉之助(保安課)
- 同 警 部 補 西田 實(同)
- 同 地方警察技手 田中 傳(同)
- 同 警察技手 神谷 繁夫(同)
- 主任 委員 警 部 阪本 幸司(保安課)
- 同 警 部 補 福角 春雄(同)
- 一、銃砲火藥類ノ取締ニ關スル事項
- 主任 委員 警察技師 有田 善夫(保安課)
- 一、原動機及汽罐ニ關スル事項
- 主任 委員 地方警察技師 岡田 孫一郎(工場課)
- 同 技 手 野田 閏一(同)
- 一、工場ノ災害防止ニ關スル事項
- 主任 委員 屬 中村 兵藏(工場課)
- 同 同 岸田 鹿藏(同)
- 同 技 手 野口 雄次郎(同)
- 查察係

係長 委員 地方警視 緒方 信一(特別高等警察課長)

- 一、刑事警察ニ關スル總括的事項
- 主任 委員 警 部 川島 松太郎(刑事課長)
- 一、各種要警戒人物並精神病者等ノ視察取締ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 笠井 金之助(特別高等警察課)
- 同 警 部 補 境 利雄(同)
- 同 同 水谷 賢一(同)
- 一、私服隊ノ編成及配置ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 市川 光信(特別高等警察課)
- 同 警 部 補 中條 薫(同)
- 同 同 谷 忠助(同)
- 一、新聞紙及出版物ノ檢閲ニ關スル事項
- 一、新聞通信記者並寫眞攝影取締ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 補 伊東 治(特別高等警察課)
- 一、行啓關係請願陳情等ノ情報蒐集ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 補 市川 文六(警察部長書記室主任)
- 一、刑事要視察人ノ視察取締ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 補 池田 兼義(刑事課)
- 一、移動警察ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 補 鈴木 仁八(刑事課)
- 一、其ノ他特高、刑事警察事項ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 補 別所 秀雄(刑事課)
- 同 技 手 淺井 恒郎(同)

衛生係

係長 委員 地方技師 山本 憲一(衛生課長)

- 一、庶務ニ關スル事項
- 主任 委員 警 部 上村 久郎(衛生課)
- 同(兼)衛生主事 孫福 圭一(同)
- 同(同)防疫監吏 伊藤 幸郎(同)
- 一、防疫ニ關スル事項
- 主任 委員 衛生技師 鈴木 英男(衛生課)
- 同 同 山口 晋(同)
- 同 防疫 警 部 補 前原 義行(同)
- 同(兼)同 仁平 弘夫(同)
- 同 衛生技師 笠井 龍夫(同)
- 同 警察技師 渡邊 進三(同)
- 同(兼)三重縣防疫 大原 甫(同)
- 同(同)同 尾崎 嘉篤(同)
- 同 防疫監吏 岡田 信太郎(同)
- 同(兼)同 堀 雄吉(同)
- 同(同)同 伊藤 幸郎(同)
- 一、檢診ニ關スル事項
- 主任 委員 防疫 警 部 補 仁平 弘夫(衛生課)
- 同(兼)衛生技師 鈴木 英男(同)
- 同(同)同 山口 晋(同)



- 委員(兼)防疫醫 前原 義行(衛生課)
- 同(同)衛生技師 笠井 龍夫(同)
- 同(同)警察技師 渡邊 進三(同)
- 同三重縣防疫醫 大原 甫(同)
- 同 尾崎 嘉篤(同)
- 同(兼)防疫監吏 岡田 信太郎(同)
- 同 堀 雄吉(同)
- 一、消毒ニ關スル事項
- 主任 委員 衛生技師 廣瀬 隆三(衛生課)
- 同 技 手 伊藤 卓治(同)
- 同 同 平 純孝(同)
- 同 衛生技手 山口 巖(同)
- 同 同 稻川 英夫(同)
- 一、家畜防疫ニ關スル事項
- 主任 委員 技 手 永野 吾(衛生課)
- 同 衛生技手 倉田 一良(同)
- 一、救護ニ關スル事項
- 主任 委員 衛生主事 孫福 主一(衛生課)
- 同 衛生技師 並河 誠三郎(同)
- 同 衛生技手 箕 暲(同)
- 同 防疫監吏 伊藤 幸郎(同)

- 一八六
- 地方事務官 今井 良次郎
- 同 立石 靜一
- 地方技師 山口 彌太郎
- 同 横山 長藏
- 縣會議長 石原 圓吉
- 縣會議員 杉本 英一
- 同 青木 銀三郎
- 同 松本 松太郎
- 同 西田 常藏
- 同 谷川 儀市
- 同 林 奎兵衛
- 同 佐藤 邦則
- 同 宮田 小右衛門
- 同 堀川 茂三
- 同 平井 茂八郎
- 同 岡山 勝藏
- 同 早川 俊一
- 同 小切間 重三郎
- 同 藤谷 茂郎
- 同 後藤 善之助
- 同 西川市 太郎

- 縣會議員
- 岩名 秀松
- 松本 一郎
- 土屋 忠
- 川村 貢
- 山本 源助
- 大井 幸太郎
- 田村 稔
- 富澤 淳
- 永井 久兵衛
- 富永 貞英
- 濱口 吉五郎
- 小野 耕一郎
- 三谷 祇賀
- 小龜 衡一
- 阿竹 齋次郎
- 水谷 昇
- 龜井 正雄
- 福島 吉五郎
- 天春 元太郎
- 大澤 由松
- 浦田 忠加壽

附 委員腕章

本縣行啓事務委員たる、こを識別せしめ、且交通遮斷後の事務執行に便ならしむる爲、左圖の腕章を定め、各委員及び關係者に佩用せしめたり。



- 保見 國治
- 山田 尚
- 松本 重
- 古田 三好
- 樋田 清松
- 鈴木 重治

地 紫色 文字並に線 白色 腕章は左腕に佩用す



## 第二章 總務部

### 第一節 總務

#### 一 行啓費豫算

五月二十日午後一時行啓費豫算案を附議すべき縣參事會招集に付、五月五日付各係長宛右豫算案の提出方を通告せり。  
五月十七日及十八日の兩日に互り、各係長より提出せる豫算案を査定し、十八日徹宵之を集計し、行啓費豫算案を編成して知事の決裁を経たり。  
五月十九日前日決裁を経たる豫算案を印刷し、議案を作製せり。

五月二十日午後一時縣參事會を招集して豫算案を附議し、全員總起立裡に之を可決せり。  
成立したる行啓費豫算左の如し。

警察費	三六、五四四圓
衛生費	二、七九五圓
行啓費	四一、〇四〇圓
計	八〇、三七九圓

#### 二 縣出張事務所

行啓に關する事務の敏活を圖る爲、神宮司廳附近に適當なる

家屋を物色して、縣出張事務所に充つることをし、五月十九日總務係長現地調査の上之を決定し、五月二十七日三重縣告示第六三八號を以て、左の如く告示したり。

名稱	三重縣出張事務所
場所	宇治山田市大字中之切町九拾貳番地ノ八
期間	自六月一日 至六月十日
電話番號	山田一、五五〇番 同 一、五五一番 同 一、五五二番 同 一、五五三番

#### 三 總務係事務分掌

五月十日行啓事務委員決定せられたるを以て、五月十四日總務係の事務を庶務係外二十係とし、分掌せしむることをせり。  
(第一章第一節參照)

#### 四 行啓事務打合

各係の事務分掌は五月十日廳訓第五〇號を以て定められたるを以て、各係間の事務聯絡につき遺憾なきを期する爲、五月二十一日縣會議事堂に於て、第一回打合會を開催したり。打合事項左の如し。  
イ、縣出張事務所設置の件

六月一日より十日間左記に出張事務所を設置す  
宇治山田市大字中之切町九十二番地ノ八  
口、電話架設

公衆電話 事務用	山田一、五五〇 一、五五一
新聞社用	山田一、五五三
御泊所	山田一、五五四
水月樓	山田一、五五五
警察電話 縣出張事務所	一個
水月樓	一個

ハ、宿舍豫定  
知事、部長、係長 水月樓(鮮久)  
係員 五鈴館、對泉閣へ分宿  
係員の宿舍日割人員を取調べ、總務係へ申出でしむることを各係に於て宿舍係を定め、會計及辨當配給等の取扱を爲すこと  
ニ、出張事務所の宿直  
人事係に於て決定すること

#### 五 御使御差遣

本縣行啓第二日、六月六日午前十一時五十分皇太后宮大夫より本縣知事宛  
皇太后陛下本縣下ニ御駐泊ニ付明七日縣社本居神社へ皇太后

宮事務官ヲ御差遣ノ趣  
通牒ありたるを以て、直に右の趣を同神社に傳達せり。  
同日午後八時二十分同神社へ幣饌料御下賜あらせられたるを以て、翌日係員之を捧持し、參向して奉納せり。  
七日松阪市へ行啓、本居宣長の遺蹟鈴屋に台臨あらせられ、間もなく御使を御差遣あらせらる。  
其の次第左の如し。  
當日神社に於ては、社司以下氏子總代及關口本縣學務部長等一の鳥居右側にて奉迎せり。

#### 御使御差遣次第

縣社本居神社	御使	清閑寺皇太后宮事務官		
	隨員	山本宮内屬		
	嚮導官	松田縣屬		
	係員	奥野縣屬		
月日	發著時刻	發著箇所	乗物	所要時間
六月七日	午前	鈴屋御發	自動車	五分
	九時四十五分	本居神社御著		
	九時五十分	同社務所御休憩		
	十時	同社務所御發		
	十時十五分	御參拜		
		同社務所御著		



同社務所御休憩 十分  
 同社務所御發 自動車 十分  
 鈴屋御著 五分

### 六 拜 謁

#### 事 務 概 要

拜謁の榮に浴すべき者の資格、服装、心得等の事項に關しては、西邑行啓主務官一行より大體の指示を得、其の後更に宮内省の意向を承けて成案を見、係員打合會を開きて準備に著手せり。而して五月二十一日三重縣告示第六百二十三號を以て拜謁日時、場所、資格並に服装其の他を告示し、同日更に縣下各市町村長に對し、有資格者の拜謁方に關しては特に慎重に事を運び萬遺漏なき様依命通牒せり。

#### 【告示内容】

昭和十二年五月二十一日 改正昭和十二年五月二十六日  
 縣告示第六二三號 縣告示六三三號

皇太后陛下神宮御參拜ノ爲本縣へ行啓被爲在拜謁可被仰付趣ニ付其ノ拜謁日時、場所、資格並ニ服装其ノ他ニ關シ左ノ通り定メラレタリ

第一條 拜謁ヲ賜ハルヘキ日時、場所、資格左ノ通トス

昭和十二年六月六日午後四時三十分頃

神宮司廳

拜謁資格

- 一 單獨拜謁者
- 一 三重縣下ニ在勤及同地ニ在住スル宮中席次第三階以上ノ者
- 一 三重縣下ニ在住スル貴族院議員
- 一 三重縣下ノ舊藩主タル有爵者及從四位以上ノ有位華族
- 一 三重縣下ヨリ選出セラレタル衆議院議員
- 一 三重縣下ノ神佛各派管長及佛教各宗派管長
- 一 行啓ノ事務ニ關與スル勅任官、同待遇
- 一 行啓ニ關シ職務ヲ以テ出張滞在中ノ勅任官、同待遇
- 一 三重縣廳ノ各部長
- 一 京都憲兵隊長
- 一 三重縣會議長
- 一 宇治山田市市長
- 一 前各號ニ該當スルモノニシテ宮中席次第三階以上ノ者ノ夫人
- 二 列立拜謁
- 一 三重縣下ニ在勤スル奏任官、同待遇及同地ニ在住スル宮中席次第四階乃至第六階ノ者
- 一 三重縣下ノ門跡寺院ノ住職
- 一 行啓ノ事務ニ關與スル奏任官、同待遇
- 一 行啓ニ關シ職務ヲ以テ出張滞在中ノ奏任官、同待遇
- 一 三重縣會副議長、同縣會議員
- 一 宇治山田市ノ市會議長、同市會副議長

#### 拜謁ノ爲御届

官 職	氏 名 (前)	生 年 月 日	年 月 日	資 格	格	
					現 住 所	資 格 受 領 年 月 日
官 等	高等官 (待遇)	年 月 日	年 月 日	位	正(從)	位
勳 章	勳 等	年 月 日	年 月 日	功	功	功
爵	爵	年 月 日	年 月 日	功	功	功

右六月六日神宮司廳ニ於テ拜謁ノ榮ニ浴シ度此段及御届候也

昭和十二年五月 日

三重縣知事安藤狂四郎殿

拜謁室及拜謁者控室

五月二十八日係員は神宮司廳に赴き、定められたる拜謁室を拜觀したるに、室狹隘にして列立拜謁者の全部を容るるに足らず。仍て全員を大體三回に分つこととし、次に列立拜謁に當りての御立臺は拜謁室の大きさに應じ、高さ一尺四寸・縦横各六

- 一 三重縣下ノ各市長
- 一 宇治山田市ノ助役
- 一 三重縣町村長會長
- 一 三重縣教育會長
- 一 三重縣農會長
- 一 宇治山田商工會議所會頭

第二條 前條ニ掲クル資格ノ一ニ該當スル者ニシテ拜謁ノ榮ニ浴セントスル者ハ五月三十一日迄ニ到達スル様別記様式ニ依ル届書ヲ三重縣廳内總務部總務係長宛ニ書留郵便ヲ以テ提出セラルヘシ

第三條 拜謁ノ場合ニ於ケル拜謁者ノ服装ハ左ノ通トス

- 一、男 子
  - イ 「フロックコート」「モーニングコート」「シルクハット」
  - ロ 服制アルモノハ之ニ相當スル制服
  - ハ 神佛各宗派管長及門跡寺院ノ住職ハ之ニ相當スル服
  - ニ 紋附羽織袴、山高帽ヲ以テ「イ」乃至「ハ」ノ服装ニ代フルコトヲ得
- 二、女 子
  - イ 「グイヂャッティングドレス」袴袴、通常服又ハ白襟紋附

第四條 拜謁有資格者ニシテ拜謁届出ノ者ニ對シテハ拜謁者心得及拜謁者參入證ヲ交付ス

第五條 拜謁届出後身分ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ拜謁當日不參ノ向ハ速ニ其ノ旨届出テラルベシ



尺のものを作製すべく工營係に申込みたり。  
而して是等拜謁者の控室に就ては、神宮司廳内には適當なる室なきため、御泊所に接近せる進修尋常高等小學校校舍を之に當つることとし、第一棟の階下教室を單獨拜謁者控室に、階上の三教室を列立拜謁者控室に決定せり。

拜謁者名簿作製及び書類發送

六月一日係員は縣廳正廳前應接室に於て拜謁届書を整理し、綿密なる資格調査を行ひ、拜謁者の決定を待つて拜謁者名簿を調製し、拜謁届出者に對しては左の參入證、拜謁者心得及宮内傳染病豫防令拔萃を發送せり。而して單獨拜謁者は七十七名、列立拜謁者は四百二十一名に上れり。宮内官に提示すべき單獨拜謁者名簿二通は之を墨書し、他は凡て之を印刷に付せり。

第 號  
拜謁場所 神宮司廳  
氏 名  
拜謁者參入證 (單獨拜謁)  
昭和十二年六月六日  
三重縣 印

(紙 青)

第 號  
拜謁場所 神宮司廳  
氏 名  
拜謁者參入證 (列立拜謁)  
昭和十二年六月六日  
三重縣 印

(紙 白)

注 意  
一、六月六日午後二時迄ニ宇治山田市進修尋常高等小學校ニ參集セラルベシ  
二、參集ノ際本券ヲ持參セラルベシ  
(當日ハ印鑑ヲ持參セラルベシ)

(面 裏)

拜謁者心得

- 一 拜謁ヲ賜ハルベキ日時及場所ハ左ノ通トス
- イ、日 時 六月六日午後四時三十分頃
- ロ、場 所 神宮司廳
- 一 拜謁者參集時刻及控所ハ左ノ通トス
- イ、拜謁者參集時刻  
拜謁者ハ當日午後二時迄ニ宇治山田市進修尋常高等小學校ニ參集受付ニ參入證ヲ提示シ係員ノ指揮ヲ受ケラレタシ、若シ時刻ニ遅レタルトキハ除外セラル、コトアルベキニ付注意セラレタシ  
當日ハ御警衛ノ關係上御參拜ノ御道筋ハ交通遮斷ノ時間有ルベキニヨリ成ルベク早ク左記圖示ノ道路ヨリ參集セラレタシ
- ロ、拜謁者控所  
拜謁者控所ハ宇治山田市進修尋常高等小學校トス
- 一 單獨拜謁者ハ係員ノ指揮ニ從ヒ定メラレタル席次ニヨリ順次拜謁ヲ了スルモノトス
- 一 列立拜謁者ハ係員ノ指揮ニ從ヒ整列ノ上拜謁ヲ了スルモノトス
- 一 拜謁者ノ敬禮ニ付テハ當日控所ニ參集ノ上係員ヨリ之ヲ指示ス
- 一 服裝ハ左ノ通トス  
(男子)

- イ、「フロックコート」又ハ「モーニングコート」帽子ハ「シルクハット」又ハ山高帽但シ黒紋付羽織袴山高帽ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- ロ、服制アルモノハ之ニ相當スル制服
- ハ、神佛各宗派管長及住職ハ之ニ相當スル服  
(女子)
- イ、「ダイチツティングドレス」
- ロ、袴又ハ白襟紋付
- 「ネクタイ」ハ白、黒ノ無地物以外ハ特ニ制限ナシ、但シ蝶形ハ用ヒザルコト
- 手袋ハ鼠色、茶色ヲ普通トス
- 靴ハ黒皮製タルコト(長靴ハ不可)
- 「カラー」ハシンゲル折襟トス
- 紋付ハ染抜トシ縫紋ハ不可
- 下駄履ノ者ハ上草履ヲ携行セラレタシ

拜謁當日の事務

- 一、拜謁者の受付は宇治山田市進修尋常高等小學校の兒童昇降所附近に之を設け、西は單獨拜謁者(當日雨天の爲之關に換ふ)、東は列立拜謁者(三箇所)の受付とす。
- 第一受付參入證番號自第一 號至第一四四號
- 第二受付參入證番號自第一四五號至第二八八號



第三受付参入證番號自第二八九號至第四二一號  
一、係主任は係員を統轄し、他の係に屬せざる事項を處理するものとす。

一、受付係は拜謁者より参入證を受け、名簿と照合して其の本人たることを確め、更に服装を點檢す、服装異式なる場合は注意を與へ、改むるに由なきものは拜謁を辭するの餘儀なきことあるべき旨を指示す。和服の者の穿ちたる下駄、當日雨天なる場合の雨具等は紙荷札を與へ、本人をして記名處理せしむ。

一、受付係は本人に對し参入番號札(左の様式)を交付すると共に、列立拜謁者の區分順序を指示するものとす。

参入第 號	参入第 號	参入第 號
(紙 赤)	(紙 青)	(紙 白)

一、誘導係は受付を経たる拜謁者を所定の控室に導きて休憩せしむ。列立拜謁者の控室は拜謁順序別に定めたるを以て、混同せざるやう注意せしむ。

一、受付係は受付完了を待ちて御門鑑の請求をなし、拜謁者の所持する参入證と引替に、御門鑑番號を豫め参入證に記入しつづ、拜謁者に交付す。御門鑑は拜謁後退出の際返納せしむものとす。前項の交付を受けたるときは御門鑑請求高名簿に豫め記入しある御門鑑番號を記入するものとす。

一、名簿係は受付を了ると共に、名簿と受付簿とを對照し、不参者ありたるときは其の氏名の上に「不参」の印を押捺して的確なる名簿を作製し、之を係主任に手交す。係主任は拜謁に先ち、正副二通の名簿を先著の宮内官に提出し、控一通を自ら所持す。

一、呼出整列係は拜謁者を控所出發時刻三十分前に運動場(當日雨天の爲廊下)に参集せしめ、参入順序(單獨拜謁者は拜謁者は「参」に整列せしめ、其の序列を保ちたる儘行進の位置に於て誘導係に之を引繼ぐものとす。

一、誘導係は左の行事一覽表により、拜謁者を所定の待合場所に誘導し、之を宮内官に引繼ぐものとす。

拜謁行事一覽表

組別	控所出發時刻	御泊所への入口	通路	待合場所	退出経路
單獨	後四時十分	二〇分 御車寄	北側廊下	同上	参入と同様
第一列	後四時三十分	二〇分 北側入口	東側廊下	同上	同
第二列	後四時四十分	二〇分 西北側入口	北側廊下	同上	同
第三列	後四時五十分	二〇分 北側入口	東側廊下	同上	同

一、誘導係は拜謁を了りたる拜謁者の退出を監督す。拜謁者の荷物は控室に置かしむるを以て、名簿係は之が保管に當る。

拜謁

六月六日神宮及倭姫宮御参拜の後、御泊所たる神宮司廳に於て知事に謁を賜ひ、縣治概況を聞召したる後、單獨拜謁を行はせられ、單獨拜謁了つて御少憩の後、更に三回に互り、列立拜謁者三百六十七名に對し賜謁あらせられたり。

準備品其の他

- 一 椅子(折疊用) 百脚
- 一 外に兒童用のもの四百個
- 一 茶碗 三百個
- 一 藥罐 二十個
- 一 立看板用枠 二臺
- 一 受付標示用枠 三本

七 御機嫌奉伺

御機嫌奉伺に就ては、縣は昭和三年十月宮内省の通牒に基き、昭和十二年五月二十六日三重縣告示第六百二十九號を以て左記の通奉伺者の資格、日時及場所等を告示し、尙ほ同月二十九日同第六百四十六號を以て参候時刻の一部を變更したり。

皇太后陛下神宮御参拜ノ爲本縣ニ行啓被爲在ニ付御滞泊中御

- 一 天幕 四張
- 一 靴拭 四枚
- 一 長柄靴ブラシ 十本
- 一 ハタキ 二十本
- 一 ハタキ臺 四臺
- 一 紙荷札 千枚
- 一 茶 二斤
- 一 天竺木綿大中 一反
- 一 杉駒下駄 十足
- 一 レコードテープ 十個
- 一 ピン 二箱
- 一 模造紙 二十枚
- 一 墨汁 一本
- 一 筆 二本
- 一 人夫 六人
- 一 給仕(兒童) 十人



泊所ニ於テ御機嫌奉伺ヲ爲シ得ベキ日時、場所、資格及服裝等左ノ通定メラレタリ(昭和十二年五月二十六日) (縣告示第六二九號) 昭和十二年五月二十六日三重縣告示第六百二十九號中御機嫌奉伺者ノ參候時刻ヲ六月五日及同八日ニ限り左記ノ通變更セラレタリ(昭和十二年五月二十九日) (縣告示第六四六號)

- 一 御機嫌奉伺者ノ參候日時
  - 六月五日 午後五時ヨリ午後六時頃迄
  - 六月八日 午前八時ヨリ正午迄

- 二 御機嫌奉伺參候場所
  - 神宮司廳支關
  - 御機嫌奉伺者ノ資格及服裝

- 一 宮中席次ヲ有スル者
- 二 神佛各宗派管長
- 三 門跡寺院及御由緒寺院ノ住職
- 四 學位ヲ有スル者
- 五 本縣ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者

- (イ) 縣會議長、副議長、議員
- (ロ) 市長、市參與、助役、局長(局長ニ相當スル部長ヲ含ム)
- (ハ) 市會議長、副議長、議員
- (ニ) 市制第六條ノ市ノ區長、區會議員
- (ホ) 地方森林會議員
- (ヘ) 法令ノ定ムル各種委員會ノ委員
- (ト) 官衙長
- (チ) 町村長
- (リ) 市町村組合長及町村組合長
- (ヌ) 官公私立學校長
- (ル) 商工會議所會頭、副會頭、議員
- (ヲ) 縣市町村農會會長
- (ワ) 縣市町村教育會會長
- (カ) 縣市町村青年團及處女會ノ長
- (ヨ) 縣市町村在郷軍人分會會長
- (タ) 消防組頭
- (レ) 縣社及郷社ノ社司
- (ソ) 縣立感化院長
- (ツ) 水產會會長、山林會會長、重要物産同業組合聯合會會長、畜産組合聯合會會長、漁業組合聯合會會長及茶業組合聯合會議所會頭
- (ネ) 辯護士會會長
- (ナ) 縣市醫師會會長、同齒科醫師會會長、同藥劑師會會長

- (ラ) 宮内大臣ヨリ選奨セラレタル社會事業功勞者
- (ム) 内務大臣ヨリ選奨セラレタル市町村吏員
- (ウ) 方面委員常務
- (キ) 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ獎勵金又ハ助成金ヲ下附セラレタル社會事業團體ノ代表者
- (ノ) 産業組合中央會ヨリ特別表彰セラレタル産業組合ノ代表者及同會ヨリ功勞章ヲ付與セラレタル功勞者
- (オ) 褒章受領者
- (ク) 内務大臣ヨリ警察官吏及消防官吏功勞章ヲ付與セラレタル者
- (ヤ) 内務大臣ヨリ選奨セラレタル地方改良功勞者及衛生功勞者(團體ナルトキハ其ノ代表者)
- (マ) 文部大臣ヨリ選奨セラレタル學校職員及教育功勞者
- (ケ) 主務大臣ヨリ選奨セラレタル實業功勞者
- 六 證衡ニ依リ列立拜謁ヲ賜ハリタル者
- 七 本縣ニ於ケル名望家又ハ各種功勞者ニシテ本縣知事ノ推獎ニ係ル者
- 八 御泊所所在地ノ市ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者
  - (イ) 村社ノ上席社掌
  - (ロ) 町村ノ助役
  - (ハ) 市町村組合及町村組合ノ助役

- (ニ) 町村會議員
- (ホ) 市町村及町村組合會議員
- (ヘ) 衛生組合長
- 九 宮中席次第三階以上ノ者ノ夫人
- 十 供奉長官ノ特ニ證衡シタル者
- 服裝
  - 御機嫌奉伺ノ爲御泊所ニ參入スル者ノ服裝ハ通常服(フロックコート、ザイヂッティングドレス又ハ袴)
  - 服制アル者ハ之ニ相當スル制服、神佛各宗派ノ管長及住職ハ之ニ相當スル服トス但シ「モーニングコート」、黒紋付羽織袴、白襟紋付又ハ之ニ相當スル僧服ニテモ妨ナシ
- 四 參候
  - 奉伺ノ節ハ宇治山田市三重縣出張事務所御門鑑交付所ニ於テ御門鑑ノ交付ヲ受ケテ御泊所ニ參入シ、備付ノ御帳ニ官職、位、勳、功、學位、爵等ノ資格並ニ氏名ヲ謹書シ、退出スルモノトス。
  - 前記資格者中第七號知事ノ推獎に係る者に付ては昭和十二年五月十七日付を以て夫々關係箇所ニ對シ、内申方を照會シ、之が回答を得、其の内三十二名を嚴選シ、其の旨を本人に通達するに共に、行啓主務官に名簿を送付し、尙參候當時には係員を御門鑑交付所に派遣し、資格、服裝等を精査し、萬一の遺漏なきを期したり。



知事に於て推奨したる人員左の如し。  
 農林統計功勞者九名、蠶絲業功勞者十三名、社會事業功勞者三名、自治功勞者三名、産業貿易功勞者三名、小作調停功勞者一名、計三十二名。

### 八 御門 鑑

#### 準備事務

五月十五日 御門鑑係全員の事務打合せ開催

十六日 豫算要求

十七日 御門鑑雛形決定の上、左記種類の枚数を作製方手配す

イ、楕圓形のもの 青色三百個  
 白色二百個

有爵、有位、帶勳者、官公吏及之に準すべきもの

ロ、角形のもの 青色百個  
 白色三百個

商人、傭人用

十九日 御門鑑規程及同取扱心得等の草案を作製し、決裁を経たる上、宮内次官に差支の有無を伺ふ

二十四日 御門鑑事務用諸物品の調達方を經理係長へ要求

御門鑑交付所設警方を工營係長へ要求

二十七日 御門鑑規程制定の件異存無き旨、皇太后宮大夫より通知を受く

總務係長の招集に依る事務打合せに參會

二十九日 御門鑑規程を告示す（縣告示六四五）

宮内省皇太后宮大夫へ御門鑑並に御門鑑規程、同取扱心得等を送付す（各種二通送付）

警務係長、第十六師團參謀長、京都憲兵隊長へ照合用御門鑑を送付す

拜謁者の申出多数の状況に鑑み、楕圓形青色（有資格者一回限り通用のもの）二百枚を追加作製方を手配す

六月一日 御門鑑を受領す

御門鑑交付簿、同返付簿及亡失通知書等の諸帳簿類を調整す

交付簿は取扱に際し混乱を防ぐ爲め、種類別に各別冊とし、各百枚綴長期六冊、短期五冊とす返付簿は一冊を以て種類毎に見出しを付して區分す

二日 拜謁申込者多数の故を以て拜謁係の要求に依り、御門鑑交付に關し、御門鑑係員の打合を行ひ、續いて御門鑑に縣印を押捺し、且各種五十枚宛を一括して、出發準備全く整ふ

三日 係員五名中二名宇治山田市へ先發す

四日 係員の殘員三名午前十一時縣出張事務所に到着御門鑑各種一通を照合用として、御門鑑警察官に送付す

### 附 記

一、御門鑑交付所閉鎖日時 六月八日午前十一時四十分

二、御門鑑交付枚数の通

種別	月日					計
	六月一日	四日	五日	六日	七日	
有爵有位帶勳者 官公吏及び之に 準すべきもの	七	六五	六九	二三	三七三	五
商人 傭人用	七	八	八	一	五	八
楕圓青	一六五	一	一	一	一	一六五
楕圓白	二一	一	一	一	一	二一
角青	二一	一	一	一	一	二一
角白	二一	一	一	一	一	二一
計	八四四	六三	四一三	一四五	一五三	七

備考 青は一回限り通用

白は期間中通用

一、御門鑑規程、同取扱心得（略）

交付御門鑑の返付に就ては極力回収に努めたるも、八日夕刻に至るも尙相當未返付者ありたるを以て、係員一名殘留し、電話其の方法に依り、極力回収に努めたり。而して未返付者中十日に至り一名の亡失届出ありたる所、同日後刻に至り發見の旨届出ありて、無事事務の終了を告げたり。

午前十一時三十分御門鑑交付所の備品一切を經理係より受領す

五日 正午より御門鑑警察官に於て御門鑑の點檢、回収開始の旨協定

### 御門鑑交付狀況

六月一日 大阪鐵道局長以下鐵道關係各係長七名に對し、本廳秘書課に於て津驛長立會の上交付

四日 正午より縣廳各係員及御料品納入關係商人傭人等に對し交付す

五日 正午より各種御門鑑の交付を開始す

右時刻より御門鑑警察官の配置成る

交付期間中は常に警務獨立中隊長（伊藤警部）御門鑑警察官と聯絡を採り、嚴重に官職又は其の他の資格及要件等を調査し、夫々所定の交付簿に記名捺印の上交付したり。

拜謁者、御機嫌奉伺者の御門鑑交付に當りては各係員と聯絡を採りたる外、商人傭人等に對しては夫々係員並に衛生係と聯絡を採り、遺漏なきを期したり。

交付御門鑑の返付に就ては極力回収に努めたるも、八日夕刻に至るも尙相當未返付者ありたるを以て、係員一名殘留し、電話其の方法に依り、極力回収に努めたり。而して未返付者中十日に至り一名の亡失届出ありたる所、同日後刻に至り發見の旨届出ありて、無事事務の終了を告げたり。



九 奉迎文

奉迎文用紙は厚質の鳥の子紙(長サ九寸五分・幅七寸二分・幅一尺四寸四分のもの二つ折)を用ひ、津市立高等女學校教諭山崎佐吉氏をして謹書せしめ、純白の羽二重を以て之を包み、檜白生地三寶に載せて奉呈せり。

一〇 御泊所

一、御泊所は、神宮司廳を以て充てさせらるることに御治定遊ばされ、宮内省より盆栽(臺共)竝に生花の借上げ方御下命ありたるを以て、本縣園藝協會宇治山田支部より盆栽を借上げ、宇治山田市立高等女學校生徒より生花を獻納せしむることに内定したるも、先著の供奉員鎌田主事の指示に依り、御座所には五葉の松(高サ約四尺)一鉢・生花(松ニ菊)一瓶(口徑三寸高サ一尺五寸位)、御謁見室には皁月(満開のもの)一鉢・御支關正面の廊下には五葉の松(高サ約六尺)一鉢を配置することに定められたり。依つて盆栽は行啓の前日に搬入せしめ、生花は行啓の當日午前中に御納め申上げたり。尙ほ多氣郡齋宮村長乾覺郎より花菖蒲「ごんご花」の生花一鉢を獻納方願ひ出で、特に御嘉納の光榮に浴したり。

二、神宮司廳内縣官詰所には、執務上必要な設備を爲し、各係との連絡上遺憾なきやう、電話二臺(内一臺は警察電話)を特設せり。

一一 記念印刷物

記念印刷物係に於て蒐集作成の上、行啓關係者竝に供奉員に贈呈せし印刷物左の如し。

種目	部数	備考
一、三重縣治概要	二〇〇	縣治概要係より受領
二、産業と觀光の三重	二〇〇	三重縣觀光協會編輯
三、觀光の三重	二〇〇	三重縣觀光協會編輯
四、三重の風景第一輯	二〇〇	三重縣觀光協會編輯
五、神都	二〇〇	宇治山田市寄贈
六、神都繪葉書	二〇〇	宇治山田市寄贈
七、松阪市	二〇〇	松阪市寄贈
八、松阪市繪葉書	二〇〇	松阪市寄贈

- 九、鳥羽名所案内 二〇〇 鳥羽町寄贈
  - 十、鳥羽勝景 二〇〇 鳥羽町寄贈
  - 十一、大軌參急沿線案内 二〇〇 參急電鐵株式會社寄贈
  - 十二、時刻表 二通 各二〇〇 參急電鐵株式會社寄贈
- 以上十二種を取纏め、「贈呈 三重縣」と印刷したる袋に收めて、之を次の各係に交付したり。

部数	係名	備考
九十部	宮廷係	宮内省係官へ配布
五十部	接待係	内務省・近衛將校・憲兵將校へ配布
三部	台覽體操係	文部省係官へ配付

一二 行啓記念寫眞

準備

イ、鹵簿及御尊影拜寫場所の決定  
鹵簿及び御尊影を拜寫すべき場所は警務部査察係に於て宮内省の許可を得、左の通決定せり。

御寫眞拜寫場所

月日	種別	拜寫場所	拜寫方法	拜寫の際	拜寫時刻
六	桑名地方尾張大橋	待機普通	御召列車木曾川鐵橋御通過の際	后	二・元時分

日	月	日	月	日	月	日	月
日	五月	日	六月	日	六月	日	六月
宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方	宇治山田地方
省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛	省線山田驛
同	同	同	同	同	同	同	同
貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際	貴賓室に向はせらるる際
四・三五	四・四〇	四・四五	四・五〇	四・五五	四・六〇	四・六五	四・七〇

ロ、寫眞撮影者の決定  
撮影者は警務部査察係の諒解を得て、左の通定めたり。

桑名市大字鍛冶町

畑 享



畑 謙 治  
津市丸之内本町  
長谷川 喜藏  
長谷良之助  
藪谷 四郎

より撮影者を縣廳に集合せしめ、研究協議を遂げ、以て實施に際し遺憾なきを期したり。  
謹寫又は撮影

ハ、拜寫場所の現地調査  
六月二日三日の兩日に互り、警務部査察係員と共に寫眞撮影者を引率し、桑名市・松阪市・宇治山田市及び鳥羽町の現地に就き、豫備調査を行ひたり。

ニ、鹵簿竝に御尊影に關係なき撮影場所の決定  
奉祝及奉迎送の状況は時と場合とに應じ、適宜撮影すべき筈なるも、左記關係係と協議して之を豫定し置きたり。

- 1、奉祝奉迎送は奉迎部奉迎送係
- 2、台覽體操及獻詠和歌は同台覽體操係
- 3、台覽品は警設部台覽品係
- 4、獻上品は同獻上品係

ホ、交通上の連絡協調  
寫眞班は御警衛の交通取締に關係する、こと多きを以て、御道筋其の他に於ける交通状況及び車輛置場等に關し、警務部警務係と協調を遂げ、實施上の圓滑を期したり。

ヘ、寫眞班の編成及撮影者の訓練  
寫眞班は之を四班に編成す。撮影者には現地調査の際、豫め當日の行動に關して詳細なる指示を與へ、且六月三日午後二時

六月五日午後二時二十九分頃御召列車が縣地の北端に入らせられたる際、木曾川鐵橋御通過の御模様を拜寫し、以下六月八日迄に於て左の通拜寫又は撮影を行ひたり。  
御召列車木曾川鐵橋御通過  
御召列車山田驛に御著、貴賓室に向はせらる  
鹵簿山田驛御發の直前  
同 山田驛御發  
同 御泊所御著  
同 山田郵便局前御通過  
同上の二  
同 宇治橋前御著  
同 倭姫宮表參道入口  
同上の二

松阪公園展望所に向はせらる  
松阪公園展望所に立御  
本居神社に御使御差遣  
鳥羽港棧橋を眞珠島に向はせらる  
鳥羽眞珠島に御上陸  
台覽體操場に御著、御座所に出御

知事合同體操の台覽を仰ぐ旨言上  
同 御座所に於て知事の言上を受けさせらる  
奉迎歌奉唱  
知事言上 其の二  
體操台覽  
知事萬歳三唱  
台覽體操豫行 其の一  
同 其の二  
奉迎歌豫行  
台覽體操豫行 其の一  
還啓の際鹵簿山田驛御著  
御座所  
謁見室  
御泊所 其の一  
同 其の二  
台覽體操場に於ける陪觀者 其の一  
同 其の二  
三重縣出張事務所  
御門鑑交付所  
山田驛構内有資格者の奉迎 其の一  
同 其の二  
宇治橋前特別奉拜者  
山田郵便局前特別奉拜者

高齡者奉拜 其の一 (御幸通外宮前)  
同 其の二 (神宮皇學館裏門前)  
同 其の三 (鳥羽町眞珠島)  
同 其の四 (松阪公園藤の棚)  
奉迎門 (山田驛前)  
儀仗兵堵列 (御泊所前)  
奉拜狀況 其の一 (御幸通 神宮皇學館生徒)  
同 其の二 (同 男子中等學校生徒)  
同 其の三 (同 女子中等學校生徒)  
同 其の四 (同 小學校兒童)  
同 其の五 (同 在郷軍人會)  
同 其の六 (同 男女青年團)  
同 其の七 (同 青年學校生徒)  
同 其の八 (同 國防婦人會)  
同 其の九 (山田郵便局東 一般奉拜者)  
同 其の十 (宇治橋前 特別奉拜者)  
奉祝提灯行列 (御泊所前)  
奉祝花火 其の一  
同 其の二  
同 其の三  
奉迎門 (松阪驛前)  
奉拜狀況 其の一 (松阪驛前通 在郷軍人會)  
同 其の二 (同 國防婦人會)



- 同 其の三 (同 中等學校生徒)
- 同 其の四 (松阪警察署前 小學校兒童)
- 同 其の五 (松阪公園下 一般奉拜者)
- 同 其の六 (鳥羽港岸壁 青年學校生徒)
- 同 其の七 (同 商船學校生徒)

結末

完成せる寫眞を以て行啓記念寫眞帖を製作し、一冊を宮内省に獻上し、一冊を行啓記念として保存す。

一三 氣象通報

御駐輿中の氣象及び天候を迅速に豫報する爲、縣は六月四日より同八日まで五日間、左記の通り宇治山田市に於て、氣象通報事務を行へり。

- イ、氣象通報の種類及び其の發布時刻
  - 地方天氣豫報 毎日二回正午及午後六時迄
  - 全國氣象實況天氣圖 毎日二回午前六時及正午の實況
  - 地方氣象特報 臨時
  - 地方暴風警報 臨時
  - 氣象通報の配布箇所
    - 配布先 天氣圖 天氣豫報 三通 三通
    - 御泊所(行啓主務官) 三通 三通
    - 大安別館(皇太后宮大夫・宮内次官・宮内省)

- 高等官
  - 大安本館(警衛本部・近衛將校) 三通 三通
  - 油屋本店(第十六師團長・憲兵司令官) 二通 二通
  - 油屋本店(内務省衛生局防疫課長) 一通 一通
  - 戸田屋(内務省神社局長) 一通 一通
  - 神宮司廳(大宮司) 一通 一通
  - 戸田屋(内務省警保局警務課長) 一通 一通
  - 千秋樓(大阪鐵道局長) 一通 一通
  - 松島館(文部省督學官) 一通 一通
  - 水月樓(知事) 一通 一通
  - 水月樓(總務部長・總務係長) 二通 一通
  - 神風館(津憲兵分隊長) 一通 一通
  - 神宮司廳(内縣官詰所) 一通 一通
  - 縣出張事務所 三通 三通
  - 宇治山田市出張所 一通 一通
  - 省線山田驛 一通 一通
  - 奉迎送係事務所(團體事務所) 一通 一通
  - 台覽體操係事務所(楠部驛樓上) 一通 一通
  - 衛生係事務所(南勢病院) 一通 一通
  - 車輛係事務所(參急宇治山田驛前巡查派出所) 一通 一通
  - 台覽品係事務所(商工獎勵館) 一通 一通
- ハ、天氣豫報

一四 文書事務

行啓事務に關する文書の取扱(警務部を除く)に付ては別に規程等は定めざりしも、之が處理の敏捷を期する爲、收發文書の餘白に(行)の印章を押捺して一般文書と區別し、一目瞭然たらしむる等、周密なる注意の下に事務の進捗を計りたり。

部名	發收件數	收收件數	計
總務部	三、一二五	一、〇四〇	四、一六五
奉迎部	五、八七八	一、六九二	七、五七〇
警設部	二、八七三	八九一	三、七六四
合計	一一、八七六	三、六二三	一五、四九九

第二節 人事

一 高齢者

行啓地に現住する高齢者に對し、特に思召を以て御菓子料御下賜あらせらるるやの御趣を拜したるに依り、縣に於ては宇治山田市長・松阪市長・鳥羽町長に對し、算へ年八十歳以上の高齢者にして現住する者の調査方を照會したり。

斯くて昭和十二年五月十九日調査完了の際に於ける人員は九十歳以上の者二十六名、八十歳以上の者六百二十名なりしが、其の後他市町村よりの轉住者、又は死亡等の爲に異動を生じ、

ニ、宇治山田市の天氣實況

月日	風向	天	氣	最高氣溫	最低氣溫	雨量
六月五日	南東	薄曇	より本曇	二四・九	一五・五	六・一
六月六日	南東	終日驟雨	性の雨	二〇・二	一六・八	二四・〇
六月七日	南東	終日雨		二〇・五	一五・九	三・五
六月八日	北	午前中雨	午後より霽れる	二七・三		

備考 氣溫は攝氏、雨量は耗(但し雨量は前日午前六時より當日午前六時までの降雨量なり)(…は不詳)

月日	發布時刻	今	晩	明日
六月四日	午後五時	北東の風薄曇	東の風曇	天氣惡い方に向ふ
六月五日	午前十一時	北東の風曇	雨模様	東の風曇少雨
	午後五時	北東の風曇	雨模様	東の風曇少雨
六月六日	午前十一時	南東の風曇	時々射す	北西の風曇時々射す
	午後五時	南東の風雨	稍強く降つたり	北又は西の風少雨
六月七日	午前十一時	東の風雨	降つたり	東の風雨降つたり
	午後五時	南東の風雨	歇む	東の風雨歇む



昭和十二年六月六日現在に於て御菓子料を拜受したる者は六百二十二名なり。内譯左の如し。

御菓子料拜受者數

市町名	八十歳以上	九十歳以上	計
宇治山田市	三一五人	一三人	三二八人
松阪市	二〇九	八	二一七
鳥羽町	七〇	七	七七
計	五九四	二八	六二二

右御菓子料は皇太后陛下御駐泊中六月六日午後六時、御泊所に知事を召させられ、皇太后宮大夫を経て有難き御誼と共に御下賜相成りたるを以て、知事は謹んで之を拜領し、直に縣出張事務所に關係市町長を招致し、同日午後六時三十分各部長、人事係長及係員列席して之が傳達式を舉行せり。

人事係長は擧式の挨拶を爲し、次いで知事御菓子料を宇治山田市・松阪市・鳥羽町の順に依り傳達し、別項(本書八四頁に掲載)の如く訓示し、宇治山田市市長拜受者を代表して、優渥なる御仁慈に應へ奉り、今後共心身に充分注意して益々君國の爲奉公の誠を效さしむべき旨の答辭を述べて式を了へたり。

松阪市長並に鳥羽町長は其の地に行啓の當日、宇治山田市は六月七日、各々高齢者に對し之を傳達すると共に、有難き思召を十分訓示し、皇恩の洪大なるを感得せしめたるに、高齢者は孰れも御坤徳の優渥なるに感泣し、拜受者一同至仁の惠澤に浴

し、洵に恐懼感激の至りに堪へざる旨を以て、御禮言上執成方當該市町長を通じて知事に申出たるにより、知事は拜受者名簿を添へ、皇太后宮大夫を経て御禮を言上せり。

二人 事

五月十日行啓事務取扱規程を制定して事務分擔を定め、各部長・係長・委員三百四十七名、係兼務者四十一名を任命せり。五月二十七日行啓中、玉體の御安泰並事務無事遂行祈願の爲係長以上神宮に參拜せり。

委員腕章を制定し、之を委員及事務従事者に佩用せしめ、又委員服務心得を定め、(大演習事務委員服務心得を準用)尙又行啓中在廳事務官を決定し、縣出張事務所の當直を定め、事務執行上遺憾なきを期したり。

六月六日縣行啓關係員一同へ御下賜の酒饌料は係長以下委員及同事務に従事したる全員(給仕・小使等をも含む)千九百九十二名に對し、六月十八日夫々配分し、厚き思召を頒ちたり。

第三節 經理

經理事務の大要は之を御荷物其の他運搬に關する事項、各係の所要物品調達配給に關する事項、調度品の供給に關する事項、金錢の出納に關する事項、傭人に關する事項、其の他經理に關する事項に分ち、各々其の分擔を定めたり。

四月九日西邑行啓主務官一行實地檢分の爲來縣せられたるを以て、係員二名を各地に隨伴出張せしめて諸般の打合せを遂げ、各擔任事務に關し充分なる調査研究を爲すと共に、宮内係官と連絡を取り、疑問の事項に關しては隨時指示を承け、事務執行上遺漏と錯誤の絶無を期せり。

一 御荷物其の他の運搬

宮内省主馬寮の指示を承け、萬端の準備を爲し、五月三十日宇治山田・松阪・鳥羽各行啓地に於ける御荷物運搬の豫行演習を行ひ、遺漏なきを期せり。

御料自動車積降し積込みは山田合同運送株式會社に請負はしめ、其の他の御荷物の運搬は全部「トラック」により、係員同乗して傭人を指揮し、警察官の護乗を得て滞りなく運搬を終へたり。

御荷物數	三一〇個
トラック	二〇臺
傭人	延一一〇人

二 各係の所要物品調達配給、調度品の供給

今般の行啓に際し、御泊所内諸調度品は主として神宮司廳に於て設備を了し、縣は宮内省と連絡して諸事遺漏なきやう手配せり。供給品目表左の通。

皇太后陛下行啓供奉員詰所調度表

配給箇所	調度品												
	卓尺六	卓尺三	子椅上	子椅並	子帽上	子帽並	被卓	立衝	計時	箱硯上	箱硯並	机座	切灰
大夫官房	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
事務官室	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
女官室	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雑仕詰所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
皇太后宮職	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
供奉將校室	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
侍醫寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大膳寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
内藏寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
内匠寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
主馬寮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
御車寄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
應接室	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計備	二四	一〇	四三	四三	五	九	二	五	一四	一〇	一八	三	三五







品目	總務	人事	經理	記録	新聞	奉迎	台覽	台覽	台覽	品獻上	品料御	計
毛筆大												四
クリップ												一〇
玉糸												一〇
綴糸												一〇〇
B4表紙												一四
封筒四洋紙												一〇〇
封筒三洋紙												五〇〇
封筒一洋紙												一〇〇
封筒四洋紙												一〇〇
封筒二洋紙												一〇〇
複寫板												一〇
炭酸紙												一〇〇
紙ハترون												一〇〇
模造紙												五〇
同上												三〇〇
B4白紙下												三〇〇
B5紙案罫												一〇〇
B5洋罫紙												一〇〇
計												四、九五〇

品目	總務	人事	經理	記録	新聞	奉迎	台覽	台覽	台覽	品獻上	品料御	計
毛筆中												六
同小												一〇
骨筆												五〇
鐵筆												二〇
墨汁												三〇
灰皿												四〇
墨汁												二〇
糊汁												二〇
朱肉												一〇
(肉池共)												一〇
緞金												一〇
石鹼												七
蚊殺線香												二〇
メモ												二〇
行在所縣官詰所												一
事務所用新聞												一
伊勢新聞												一
縣民新聞												一
大阪朝日新聞												一
計												三、一六

一一一

品目	總務	人事	經理	記録	新聞	奉迎	台覽	台覽	台覽	品獻上	品料御	計
水杓小												四
バケツ												三
箒拂												六
茶碗												三
土瓶												二
晒木綿												二〇〇
茶碗籠												五
マット												五
木炭												二〇
割木												二〇
茶買用品												一〇
御用品												一〇
送付用木												一
白箱												一
送付用布												一
札												一
スリッパ												一〇
手袋												一〇
白手袋												一〇
計												一、〇一六

品目	總務	人事	經理	記録	新聞	奉迎	台覽	台覽	台覽	品獻上	品料御	計
マスク												二
アルコ												三
ルコ												二
脱脂綿												五
ガゼ												五〇
葡萄酒												五
健胃錠												五
アスピリン錠												二
ミネレン錠												一
ロニ錠												一
ロニ散												一
コデ錠												一
ラキサト												一
オリキシフ												二
リンール												二
五列綿帶												二〇
油紙												一〇〇
絆創膏												二
硼酸												二
B4和罫紙												五〇〇
計												三、〇〇〇

一一〇



品目	總務	人事	經理	記錄	新聞	奉迎	台覽	台覽	台覽	台覽	計
大阪毎日											
新聞											
名古屋新聞											
東京朝日新聞											
讀賣新聞											
伊勢朝報											

### 三 金銭出納

金錢の出納に關しては、科目の妥當と支出の正確を期したるも、嚴に過ぎて事務の圓滑なる進行を阻害することなきやう十分留意せり。其の支出豫算額左の通。

#### 國費

地方廳 行幸啓諸費

廳 費 四、一〇〇圓  
 內國旅費 七〇〇圓  
 雜給及雜費 三、〇〇〇圓  
 四〇〇圓

#### 縣費

行啓費 行啓費 行啓費

雜給 四一、〇四〇圓  
 雜品費 八、四五二圓  
 八七四圓

二二二

#### 四 備人

備人の供給に關しては、其の圓滑を期する爲、行幸啓事務に經驗ある山田合同運送株式會社を指定して供給契約を締結し、宮内省御用に係るものは特に經驗ある會社の使用人を選定し、特別高等警察課及衛生課と連絡して、身元調査・健康診断を行ひ、心身の健全なる者六十五名を指定人夫とせり。

##### 人夫並ニ車持人夫供給請書

皇太后陛下行啓ニ際シ縣ニ於テ使用スル人夫並ニ車持人夫ノ

消耗品費 一、八七三圓  
 通信運搬費 一、六二三圓  
 圖書及印刷費 三、六〇四圓  
 設備費 五、七六九圓  
 雜費 一三、一九五圓  
 豫備費 四、〇〇〇圓  
 車輛費 一、六五〇圓  
 三六、四九二圓

警察費  
 俸給及諸給 二一、三七六圓  
 廳費 一一、六一六圓  
 機密費 二、五〇〇圓  
 衛生及病院費 二、七九五圓  
 衛生諸費 二、七九五圓

供給ニ付テハ左記各項ヲ遵守スルハ勿論御指示通り至誠奉仕可致御請申上候

昭和十二年五月

宇治山田市吹上町四番地

山田合同運送株式會社

事務取締役 西川 武右衛門

記

- 一、人夫並ニ車持人夫ノ供給賃ハ見積書ノ通りトシ人夫ハ身體強健志操堅實身元確實ニシテ赤誠奉仕ノ觀念ヲ持シ勤勉敏活ニ用務ニ従事スベキ者タルコト
- 一、人夫ハ係員ノ指揮ニ依リ健康診断又ハ身體検査ヲ受ケシムルコト
- 一、著衣ハ清潔ニシ容儀ヲ正シ異様ノ粧著ヲ爲サシメザルコト
- 一、火氣ハ嚴重ニ始末シ喫煙ハ用務中爲サシメザルコト
- 一、病氣其ノ他止ムヲ得ザル事情ノ爲中途退下ノ人夫アルトキハ係員ニ豫告シ其ノ許可ヲ受クルコト
- 一、傳染病患者ニ接近シタルモノハ差出サザルコト
- 一、命令違背ノ人夫ニ對スル責任者ハ總テ請負人トシ係員ノ要求ニ依リ直ニ其ノ者ノ交替ヲ爲スコト
- 一、供給請負人若ハ其ノ代人ハ指定ノ場所ニ出頭シ係員ノ指揮ニ從ヒ人夫ノ取締命令ノ傳達ニ従事スルコト

#### 賃金表

宮内省

種別	一日雇	半日雇	終夜雇	半夜雇	書臨時雇	夜臨時雇
運搬人夫一人	二・〇〇	一・〇〇	二・五〇	一・三〇	〇・四〇	〇・五〇
雜役人夫一人	一・七〇	一・〇〇	二・〇〇	一・一〇	〇・三〇	〇・四〇
車持人夫一人	二・六〇	一・五五	三・〇〇	一・七五	〇・五〇	〇・六〇

三重縣

- 一、一日雇トハ午前六時ヨリ午後六時迄トス
- 一、半日雇トハ一日雇ノ正午ヲ以テ區分ス
- 一、終夜雇ハ午後六時ヨリ翌午前六時迄トス
- 一、半夜雇ハ終夜雇ノ夜半零時ヲ以テ區分ス
- 一、時間増ハ半日雇其ノ他連續使役ノ場合トシ臨時雇賃金ヲ以テ計算ス

一一三



一、臨時雇ハ時間ヲ以テ計算ス  
 一、時間増又ハ御雇入ノモノニシテ六時間以上ニ達シタルト  
 キ又ハ此ノ時間ニ滿タザルモ半日雇又ハ半夜雇ノ賃金ヲ  
 超過シタルトキハ半日雇又ハ半夜雇ノ賃金ヲ以テ計算シ

人夫使用内譯表

一一四  
 一日雇又ハ終夜雇ノ賃金ヲ超過シタルトキハ一日雇又ハ  
 終夜雇ノ賃金ヲ以テ計算ス  
 一、雨天又ハ道路泥濘ノ場合ニ於テモ別ニ増賃金ヲ請求セズ  
 右ノ賃金ヲ以テ確實ニ御用相勤メ可申候

使用月日	宮内省		總務係		奉迎送係		獻上品係		衛生係		台覽品係		經理係		計	
	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫	運搬人夫	雜役人夫
昭和十二年五月二十八日																
五月三十日																
六月一日																
六月二日																
六月三日																
六月四日																
六月五日																
六月六日																
六月七日																
六月八日																
六月九日																
計	三三六〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第四節 記 録

一 記録編纂

行啓事務部係長打合せ

記録は各係に於て其の草案を複製し、之を記録係長に於て蒐録するも、編纂の事務は行啓事務全般の推移に斷えず關心を拂ひ、資料を敘事的・具體的に記述する要あるを以て、記録係長は係員をして行啓事務關係部係長の事務打合せに於ける會議の情況を記録し置かじめたり。

行啓事務に關する部係長打合せは昭和十二年陸軍特別大演習並地方行幸事務打合せの席上に於て行はれたる場合多かりしも、尙ほ特に行啓事務の爲、設けられたる會合は左の如し。

- 一、五月四日 自午後四時二十分 於縣會議事堂縣參事會室。出席者 知事・四部長・各係長。會議概況 御内定の御日程に付總務係長より説明。
- 一、五月二十一日 自午後三時十五分 於縣會議場。出席者 警察部長・各係長。會議概況 御公表御日程に付詳細打合。
- 一、六月二日 自午後二時二十分 於縣會議事堂縣參事會室。出席者 總務部長各係長。會議概況 皇太后宮職印刷「行啓供奉員必携」並に三重縣印刷「皇太后陛下行啓事務便覽」に據り、御日程に關聯する事務の詳細なる打合せに於ける會議の

務施設情況知事下巡視に付指示あり。本打合せを以て今回の行啓に關する最終の各係長打合せす。

記録係長並に委員の任命及事務分擔

本縣總務部統計課長は行啓事務記録係長を拜し、記録係を分擔する統計課員中七名の委員が任命せられたる外、他の十五係内に各一名の記録係委員(兼任)及び一名の校閱係(兼任)の任命を見たり。(第一章第二節參照)

右の外記録係内に於ては所屬課員に行啓事務の分擔を命じ、新聞記事の切抜、記念刊行物の發送等の事務に當らしめたり。

新聞記事の切抜

左記六種の日刊新聞より行啓關係記事の切抜貼付を爲せり。  
 大阪毎日新聞(追加購讀)、大阪朝日新聞(從來統計課に於て購讀したるものを充つ)、名古屋新聞(追加購讀)、三重縣民新聞(同)、新愛知新聞(同)、伊勢新聞(從來購讀のものを充つ)  
 但し右六種の新聞は大演習並に地方行幸關係記事の切抜貼付を行ふべきものを兼用せり。

記録係打合せ

五月二十八日午後一時より縣會議事堂内縣參事會室に於て開催し、記録係長、以下校閱係並に關係委員の全員參集し、左記事項に付打合せを遂げたり。



記録係打合せ事項

- 一、記録編纂ニ付テハ記録係處務要項及記述注意事項ニ依ラレタキコト
- 二、記録ニ登載ノ寫眞・地圖ハ各係ニ於テ説明ヲ附シ置カレタキコト
- 三、記録事務ノ簡捷ト迅速トヲ圖ル爲資料トナルベキ規程・通牒・打合せ事項・寫眞・圖面・統計表其ノ他印刷物等ハ相當部數ヲ保存セラレタキコト
- 四、宮内官ヨリ口達アリタル事項又ハ上司ノ口頭指揮ニ依リタルモノ、其ノ他電話照會事項等ハ其ノ要領並ニ其ノ處置ノ結果ヲ摘録シ之ヲ整理保存セラレタキコト
- 五、記録係員ハ部又ハ係ノ打合せニハ出席シ會議事項等ヲ筆記シ置カレタキコト
- 六、各部係ノ記録・資料トナルベキ新聞記事・日誌等ハ可成蒐集保存シ又新聞係ニ回付シテ新聞ニ發表セシ事項ハ其ノ要領ヲ其ノ都度洩レナク保存セラレタキコト
- 七、目次例ハ最小限度ヲ示シタルモノニ付必要事項ハ洩レナク記載セラレタキコト
- 八、原稿用紙ハ記録係ヨリ配付スベキニ付所要數ヲ請求セラレタキコト
- 九、縣公報及各係ニ於テ印刷セラルル謄寫版其ノ他ノ印刷物ハ今後其ノ都度各五部ヲ記録係ヘ回付セラレタキコト

記録係處務要項

- 一、行啓ニ關スル記録事務ハ本要項ニ依リ處理スベシ
- 二、記録事務ヲ處理スル爲各部係ニ設置ノ記録係兼務者ノ外必要アル場合ハ記録係内ニ補助員ヲ置クコトアルベシ
- 三、記録事務ヲ處理スル爲之ガ事務分擔ハ別ニ之ヲ定ム
- 四、係員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ記録事務ニ從事スベシ
- 五、係員ハ記録事務ヲ敏活ナラシムル爲常ニ連絡ヲ保持スベシ
- 六、記録事務ニ關シテハ常ニ他係トノ緊密ナル連絡ヲ保持シ遺漏ナキヲ期スベシ
- 七、係員ハ別ニ定ムル記述注意事項ニ依リ記録ノ正確ヲ期スベシ
- 八、係員ハ別ニ定ムル事務執行計畫豫定表ニ基キ事務ノ進捗ヲ圖リ遺憾ナキヲ期スベシ
- 九、各係ニ於ケル記録係兼務者ハ當該係ノ記録編纂資料ヲ蒐集記述シ事後二十日以内ニ其ノ資料ト共ニ部係長ヲ經テ記録係長ニ回付スベシ
- 一、記述注意事項 (略)
- 一、用字例 (略)
- 一、事務執行計畫豫定表 (略)
- 一、記録目次例 (略)
- 一、記録事務分擔 (略)

當日の打合せに於て、村田記録係長は左の如き挨拶をなし、事務の可及的速かなる完結に期待する所ありたり。

今回畏くも

皇太后陛下の行啓を仰ぎ奉ることは聖地百二十萬縣民の齊しく感激措く能はざる處でありまして、特に我々行啓事務に携はる者の光榮は筆紙に盡し難い所であります。

記録編纂並に記念刊行物謹製の事は申す迄も無く此の御盛儀を永遠に傳へ且は御盛儀を直接目の當りに拜することの出來なかつた縣民に喜びを頒つと謂ふ趣旨に外ならぬのでありますから、徒に歳月を費すべきものではないのでありまして、此の感激の氣分の薄らがない中に、原稿の作製資料の蒐集整理を行つて頂き度いのであります。殊に大演習を控へて居りますから、行啓の記録事務と大演習の記録事務とが重なり合つて來るといふことは、係員として不便であり、遺憾な點が生じないとも限らないと思ふのであります。従つて今回の行啓記録事務は特に慎重と迅速とを同時に實行して頂き度いと御願して置く次第であります。迅速を期する餘りに犯す些かの誤謬も許されませんと同時に、慎重さ故の事務の遲滯も亦避けて頂き度いのであります。

尙ほ一言申添へて置きたいのは記録事務は主として御盛儀の終つた後に遂行されるのでありますから、行啓前と雖も、勿論準備と計畫とを十分樹て、實際に當つて遲疑する處なく稿を起し、資料を編成しなければなりませんから、記録事

務も亦他係の事務と同様、事前から事後に互り、著々遂行せられなければならぬ所でありまして、殊に行啓から還啓までの感激を係員自身の心魂に醸じて置きますことは、記録に精彩を加へ、御高德を如實に傳へる所以とも存じますから、本事務の遂行は後の事だと言ふ風な考に陥らないやう、十分の御精勵を以て御奉公を效されんことを希望する次第であります。

記録の蒐集

本日ハ記録係の分擔する記録編纂並に記念印刷刊行の事項に關し、事務上の御打合を致しまするに際し、各位御多用中を差繰り御來集を願ひましたる事は誠に有難く存じます。茲に厚く御禮を申上ぐると共に、御願を申述べて御挨拶を致します。

記念寫眞の蒐集

各係の記録は行啓を畢へさせられし後、漸次記録係長に提出あり、八月末迄に蒐集するを得たり。

記念刊行物に登載すべき行啓記念寫眞は總務部總務係に於て謹寫撮影せるものの廻付を受けたる外、大阪朝日新聞名古屋支社、東京朝日新聞社、新愛知新聞社及伊勢新聞社の好意により若干入手するを得たり。

其の他の記録



神宮司廳囑託大西源一氏に依頼して、本書第二編及第三編に掲載せる「皇大神宮御鎮座」外九編の寄稿を得、以て記録編纂の趣旨に添ふことを得たり。

御木本幸吉氏に同養殖場行啓に關する資料の送付を依頼し、之を参照して鳥羽行啓記録の具體的敘述に資せり。

記録編纂

記録の編纂は各係の記録を入手の都度、記録係長が之が校閲を行ひ、字句の訂正を爲し、全係記録取纏の後、各係間に於ける重複箇所を削除し、遺漏を追加せり。

本行啓記録は單なる事務的記録の體裁を避けて、行啓御日程及び縣民奉公の實情を記述して、御坤徳を普く傳へんとする方針に據り、第一編乃至第四編には此の趣旨に基く事項を、他係の記録、新聞記事等を参照して、謹記し、第五編を以て事務的記録に充てたり。

記録の編纂・校閲淨寫は十二月に之を終りたり。

記念刊行物

編纂を終りたる記録は昭和十三年二月初旬より印刷に著手し、同年三月下旬之を完了せり。

第五節 新聞

今回の行啓に當り、新たなる感激の裡に係事務の内容を検討するに、全國より集る新聞記者をしてこの盛儀の次第を、迅速且詳細に報道せしむる便宜を與へ、普く全國民に御坤徳を傳へしむるは新聞係の重大なる責任に屬す。而して本係は

新聞係執務心得並に事務分擔

新聞係執務心得

- (一) 新聞記者其他に接する場合は懇切丁寧を旨とすること
- (二) 係員は相互聯絡協力するは勿論、總務・特高・車輛・接待其他の各係及各關係市町並に行啓主務官と連絡を緊密にし、毎日の行動遂行上遺漏なきを期すること
- (三) 係員は常に自己の行動並に居所を明にすること共に、毎日所定時刻に一定の場所に集合し、係長並に班主任より必要なる行動に付指示を受くること
- (四) 係員所定の場所を離れんとする場合は豫め班主任の承認を受くること
- (五) 各員は其の處理したる事項を日誌に記載し置き、其の重要なものは班主任並に係長に報告すること。但し緊急なる事項は一應口頭又は電話を以て之を即報すること

行啓事務分擔表

月日	服務場所	總務班	拜寫誘導班	庶務班	備考
六月五日	山田驛	係主任 中西主事 林書記	班長 笠福長 近藤分 森本監督 森本監督	班主任 谷川(本部詰) 大鹿書記	午後四時三十五分 山田驛御著車 御泊所 神宮司廳
六月六日	外宮 内宮	中西主事 林書記	笠福長 近藤分 森本監督	谷川技手 大鹿書記	午前九時 御泊所御出門(外宮) 午後一時 御泊所御出門(内宮) 午後二時五十分 御泊所御出門(後姫宮)
六月七日	松阪公園 真鳥珠羽島町	中西主事 林書記	笠福長 近藤分 森本監督	谷川技手 大鹿書記	午前九時三十分 松阪驛御著車 午後十一時二十五分 松阪驛御著車 午後零時十五分 鳥羽驛御著車 午後四時十分 鳥羽驛御著車
六月八日	伊勢離宮地 山田驛	中西主事 林書記	近藤分 森本監督 笠福長 井井井	谷川技手 大鹿書記	午前十一時十分 御泊所御出門 午後一時十分 御泊所御出門 午後四時十分 山田驛御著車



二 行啓前に於ける事務

新聞係は現地の事務にして、加之皇太后陛下を咫尺に拜し奉る光榮極みなき事務なるを以て、慎重なる上に慎重を期し、諸般の事務に付、警務部査察係と十分なる協議を重ねたり。

五月二十五日査察係委員を加へて、拜寫誘導並に記事の發表に關する具體的協議を遂げたり。

六月一日第四回の各係長行啓事務打合會に際し、新聞係よりは、本縣全般に互り新聞記事の發表を統制する爲、各部係長・行啓先市町長・關係團體に之が材料提供方を依頼し、報道に便宜を與へられるやう希望を開陳し置きたり。

新聞記事ニ關スル件

行啓關係新聞記者會場ハ三重縣出張所内ニ設置シ來ル五日ヨリ谷川・大鹿ノ二委員ヲ常置可致貴關係事項ニシテ決定又ハ豫定シ得ルモノ多數可有之ト被存候ニ就テハ各事項ニ付「新聞記事」「何日朝刊」又ハ「夕刊」登載希望ト朱書ノ上至急原稿送付相成度候也

追而 長文・圖面・人名若ハ重要ナルモノ又ハ即時發表ヲ要スルモノハ夫々五十部印刷ノ上御送付相成度 尙新聞記事締切時刻ハ大體夕刊ハ當日午前十一時迄朝刊ハ前日午後三時迄ニ付御含ミ置ノ上御送付相成度申添候

(例ハバ)

- 一、關係事項ニ關スル謹話
  - 一、拜謁者官職位階勳等氏名
  - 一、顯官往來日時
  - 一、獻上品・傳獻品名並人名
  - 一、台覽品名並人名
  - 一、奉祝行事(旗行列・煙火・提灯行列)
- 代表者氏名人員團體名順路時間等
- 右ノ外一般ニ周知セシムル事項

六月三日中西・長井兩委員は此の日行啓先に於て行はるる宮内省函簿豫行演習に出張して之が實際を視察せり。而して右兩委員歸廳後、其の見聞に基きて最終の打合をなし、全委員緊張裡に深更に至る迄協議せり。

六月四日新聞係員全員は各其の分擔事務に就けり。各班は行啓を明日に控へ、此の日午前中松阪・鳥羽・伊勢離宮地の各行啓地を視察し、萬全を期したるが、午後より商工獎勵館に集合し、分擔事項に就き細部に互る打合を爲したり。

- 行啓事務ニ付新聞係ヨリ御知セ
- 一、六月五日 山田驛御著ノ際ノ拜寫係員ハ山田驛ニ等待合室ニテ縣新聞係員ノ指示ヲ受ケ拜寫所ニ行カレ度シ。
- 一、六月七日 松阪城址御展望所ノ拜寫係員ハ松阪市役所前通ノ入口ニテ縣新聞係員ノ指示ヲ受ケ拜寫所ニ行カレ度シ。
- 一、六月七日 鳥羽眞珠島御著ノ際拜寫ノ係員ハ當日棧橋ハ通

行止トナル爲、鯛池入船魚問屋棧橋ニ發動機船博友丸・つばめ丸ノ二隻ヲ用意ス、同所ニ於テ縣新聞係員ノ指示ヲ受ケ眞珠島拜寫所ニ行カレ度シ。

- 一、六月八日 伊勢離宮地ニ於ケル拜寫係員ハ離宮地正門ハ午前九時三十分ニ閉鎖サルルニ付以後出入ノ者ハ電車楠部驛前(御幸街道角)受付口ニ於テ縣新聞係員ノ指示ヲ受ケ拜寫所ニ行カレ度シ。

備考

- 一、縣新聞係事務所所在地ハ左記ノ通
- 宇治山田市中之切町九十二番地 (自六月五日 至六月八日)
- 電 一、五五三
- 松阪市役所内 電 一、一九 (六月七日 行啓當日)
- 六四四
- 鳥羽町角卯旅館内 電 二〇 (同上)
- 二、宇治山田市・松阪市・鳥羽町ノ各地圖ハ別途御配付ノ要覽ニ添附シアルヲ以テ御參照セラレ度シ

記事發表事項

(五日)

- 一、提灯行列
- 一、奉祝花火
- 一、知事奉迎文
- 一、縣會議長奉迎文
- 一、西邑行啓主務官謹話
- 一、「さん」花ノ獻上ニ付テ

- 一、奉祝提灯行列ヲ女官・西邑主務官受ケラル

(六日)

- 一、提灯行列
- 一、獻上品
- 一、拜謁
- 一、高齢者ニ關スル知事謹話
- 一、宇治山田市長謹話
- 一、御使御差遣
- 一、知事謹話

(七日)

- 一、台覽品
- 一、台覽體操
- 一、御下賜金御禮言上方ノ件
- 一、松阪市長謹話
- 一、大西源一謹話
- 一、御木本幸吉謹話
- 一、鳥羽町長謹話
- 一、台覽體操ノ件
- 一、御買上品發表

(八日)

- 一、知事及警察部長謹話
- 一、縣會議長謹話
- 一、台覽體操ニ關シ優渥ナル御誼ヲ賜ハル



三 行啓四日間に於ける發表事項と  
新聞係の事務情況

六月五日

皇太后陛下神都に著御遊ばさる。

第一班は山田驛に、第二班は御泊所に、それらに配置場所に就き、本部に於て別項の發表をなし、當日の任務を終了せり。

六月六日

此の日發表の事項左の如し

奉祝花火は六日雨天の節は七日決行

七日は雨天にても決行す

御使御差遣

七日午前九時五十分縣社本居神社へ清閑寺皇太后宮事務官を御差遣遊ばさる。

注意(獻上に關する記事は六月七日朝刊に登載のこゝ)

△獻上品説明補遺

一、三重縣知事獻上萬古燒(水指・茶盤)

本品の名稱は

一、葆光白磁珍果水文指

一、紅流釉茶盤

一、宇治山田市長獻上提燈(大内行燈)

本品は宇治山田市岩田合資會社の謹製に係るものにして繪畫は度會郡二見町中村左十(左洲と號す)をして「伊

勢新名所歌合繪卷」の内「岡本の里」「川邊の里」を模して謹筆せしめたるものにして、岡本の里は碓、川邊の里は登を畫きたるものなり。

六月七日

此の日又雨に明く。

鈴屋行啓に際し、萬葉研究の權威にして本縣出身の佐々木信綱博士に特別奉拜を仰付けらる。老博士は感激の涙に濡れて此の光榮を三十一文字に綴りて發表せり。(本書二〇頁掲載)

此の日の雨は終日烈しく、従つて明八日取り行はせらるる台覽體操に關し、各社より電話の照會絶えざるを以て、新聞係に於ては台覽體操係と連絡を採り、次の如き發表をなせり。

「八日台覽體操の行事は晴雨に拘らず決行することに決定せらる。體操の豫行演習は今朝(七日朝)九時、戸山學校軍樂隊を迎へ、午前、午後二回に亘つて執行」

伊勢離宮地ニ於ケル台覽體操御座ノ拜觀ヲ左記ノ通り差許サレタリ

一、拜觀期日

昭和十二年六月八・九兩日

六月八日 自午後二時 至午後四時

六月九日 自午前九時 至午後四時

二、拜觀者心得

一、拜觀者ハ表參道口受付ニ於テ氏名、但シ團體ハ引率者氏名及員數ヲ申出テ參入スルコト

四 寫眞撮影者  
新聞通信記者  
通信連絡員 名簿

寫眞撮影者

證番	本所在地	社名	種別	氏名
一	津市	伊勢新聞社	普通	太田金典
二	同	同	同	藤野清三郎
三	同	三重縣民新聞社	同	田中衛
四	同	同	同	西岡市郎
五	四日市市	勢州毎日新聞社	同	森永初次
六	同	三重日日新聞社	同	杉浦乾一
七	名古屋市	名古屋新聞社	同	葛西行文
八	同	同	同	天野正英
九	同	新愛知新聞社	同	水野主税
一〇	同	同	同	日比光雄
一一	愛知縣	鐵道評論社	同	今枝茂
一二	長野市	長野新聞社大阪支局	同	三井來一
一三	東京市	パラマウント、ニユース社	活動	小谷倉市
一四	同	同	同	藤波次郎
一五	同	報知新聞社	普通	二村次郎
一六	京都市	日本經濟通信社	同	松原清次郎
一七	同	京都日日新聞社	同	森田清三郎

一、御座所ニ對シテハ特ニ不敬ニ渉ルガ如キ行爲ヲ爲サザルコト

一、城内ニ於テハ絶對ニ喫煙セザルコト

一、樹木ヲ毀損セザルコト

一、便所以外ニ於テハ不淨ヲ爲サザルコト

一、紙屑、塵埃ハ濫リニ捨テザルコト

一、服裝ハ不敬ニ渉ラザルコト

一、其ノ他係員ノ指揮ヲ遵守スルコト

(登載ハ成ルベク早く御願シマス)

六月八日伊勢離宮地ニ於ケル台覽體操ノ實況ヲ左記ノ通ラザオ放送ヲナシ普ク全國民ニ斯ノ慶ビヲ頒ツコトト相成リタリ。

一、放送局 名古屋中央放送局

一、放送時間 六月八日 自午前十時五十五分 至同十一時二十分

一、放送種別 第一放送

一、放送局放送部臨時出張所 伊勢離宮地内陪觀者席隣

一、放送擔務員 山崎放送局長以下局員七名

附記、右放送テストハ前日之ヲ爲ス豫定

六月八日

伊勢離宮地より御歸還の後安藤知事に對し優渥なる御詫あり、知事の謹話を發表せり。(本書一三二頁掲載)

本縣行啓を悉なく訖へさせらる

縣地御巡啓の御儀悉なく訖へさせ給ひたるに付、知事竝に縣會議長は謹話を發表せり。(本書一三四頁掲載)



八	京都市	新生映畫社	活動	田中英一
元	同	同	同	島津爲三郎
三	大阪市	大阪毎日新聞社	同	笹原松三郎
三	同	同	同	北友雄
三	同	同	普通	佐藤成夫
三	同	同	同	石川忠行
三	同	同	同	勝俣英雄
三	同	同	同	中川順治郎
三	同	同	同	悟道照夫
三	同	同	同	山本清
三	同	同	同	長澤昌一
三	同	同	同	福井末吉
三	同	同	同	竹若檜一
三	同	同	同	角野福三
三	同	同	同	大東元
三	同	同	活動	田畑雅
三	同	同	同	加藤政雄
三	同	同	同	宮口一雄
三	同	同	同	西川正治
三	同	同	同	尾崎健二
三	同	同	同	瀧義雄
三	同	同	同	長谷川喜藏
三	同	同	同	長谷良之助

新聞通信記者

四	京都市	パラマウント、ニース關西出張所	活動	林鶴吉
三	名古屋市	新愛知新聞社	同	伊藤祐文
三	津市	三重縣總務係	普通	藪谷四郎
一	津市	伊勢新聞社	名	氏名
二	同	同	同	扇本政一
三	同	同	同	川端健助
四	同	同	同	浦田忠加壽
五	同	同	同	楠嘉武
六	同	同	同	富岡利一
七	同	同	同	松井龜次郎
八	同	同	同	池田景彦
九	同	同	同	太田才吉
一〇	同	同	同	西川源吉
一一	同	同	同	杉浦靖敏
一二	同	同	同	大久保魯吉
一三	同	同	同	北泉清
一四	同	同	同	小林信司
一五	同	同	同	古田三好
一六	同	同	同	松村光藏
一七	同	同	同	大島右助

七	大阪市	大阪朝日新聞社	同	兵頭恭雄
六	同	同	同	蝶野忠四郎
元	同	同	同	南實太郎
三	同	同	同	木村嘉夫
三	同	同	同	由上勝男
三	同	同	同	福安美好
三	同	同	同	石原敏之
三	同	同	同	高木弘一
三	同	同	同	北村謹一
三	同	同	同	今川一雄
三	同	同	同	日比野良三
三	同	同	同	大澤由松
三	同	同	同	山本勇夫
三	同	同	同	西岡一郎
三	同	同	同	坪井春市
三	同	同	同	上村政吉
三	同	同	同	岩田政吉
三	同	同	同	岡本太郎
三	同	同	同	松林喜八
三	同	同	同	國司宣教
三	同	同	同	永富雞三
三	同	同	同	岡田實
三	同	同	同	鈴木重治

通信連絡員

一	津市	伊勢新聞社	名	樋田清松
二	同	同	同	大倉重藏
三	同	同	同	加藤正夫
四	同	同	同	駒田孫次郎
五	同	同	同	濱地治郎
六	同	同	同	田口忠太夫
七	同	同	同	宮瀬規矩
八	同	同	同	大橋貞正
九	同	同	同	鈴木兼吉
一〇	同	同	同	清水三郎
一一	同	同	同	松本檜重



# 第三章 奉迎部

## 第一節 奉迎送

奉迎奉送に関する事務は、限ある地域に僅少なる時間に於て、民草をして直接至仁の恩煦に浴せしめ、洽く赤子の至情を獻げしむる上に、重大なる關係あるを以て、其の取扱最も困難にして、細心の注意を要すること論を俟たざる所なり。

今次の行啓は畏くも御駐輿四日に亙らせられ、神宮御參拜の外、松阪市・鳥羽町へも御駕を進めさせ給ふが故に、奉迎送係の奉仕すべき任務は、頗る多岐廣汎に亙り、且御駐輿中を通じて瞬時も緊張を缺くことを許さず。されば、奉迎送係に於ては左の如く分擔を定めて、事務に當らしめ、百二十萬赤子をして傾奏の至情を満足せしむるに於て、秋毫の遺憾なからむことを期せり。

- 一、庶務に関する事項 (委員三名)
- 一、特別奉拜に関する事項 (委員五名)
- 一、團體奉拜に関する事項 (委員七名)
- 一、一般奉拜に関する事項 (委員四名)
- 一、奉祝に関する事項 (委員六名)

### 一 皇太后宮職との打合

五月四日、皇太后宮事務官西島清氏外六名の宮内省係官を宇

治山田市に迎へ、左の打合せを遂げたり。

五月四日皇太后宮職係官トノ奉迎送事務ニ

關スル打合事項

- 一、高齢者ノ奉拜場所ニ關スル件
  - イ、高齢者ハ成ルベク御徒歩通御ノ路傍ニ於テ奉拜セシムルヲ適當トス
  - ロ、松阪行啓ノ場合ハ、松阪公園藤ノ棚ノ下圍内ニ於テ、座シテ奉拜セシムルコト
  - ハ、宇治山田市ニ於ケル奉拜場所ハ神宮司廳ト打合ノ上、兩宮神苑内及ビ倭姬宮境内ノ適當ナル地點ヲ選定スルコト
- 二、鳥羽町行啓ノ場合ハ、眞珠島ノ御上リ口右側ノ廣場ニテ奉拜セシムルヲ適當トス。此ノ場合眞珠島ニ設ケタル棧橋ヲ使用セシムルモ差支ナシ
- ホ、奉拜人員ヲ豫メ報告スルコト
- 二、奉祝催物ニ關スル件
  - イ、旗行列・提灯行列・煙火打揚等ヲ行フハ差支ナシ
  - ロ、煙火放揚ノ場所ハ御泊所(神宮司廳)ノ東方五十鈴川ノ對岸ニテ差支ナシ
- 三、驛構内等ニ於テ奉拜スル特別奉拜ノ有資格者ノ範圍

行幸ノ場合ニ準ジテ之ヲ定ムルコト

- 四、國防婦人會員ノ特別奉拜ニ關スル件
  - 驛構内ノ廣狹ニ應ジ、各地ニテ適宜人員ヲ割當ツルコト
- 五、奉拜者ノ名刺奉呈ニ關スル件
  - イ、御停車驛ニ於テハ一括シテ袋又ハ白紙ニ包ミ、御乗車中ノ係官ニ提出スルコト
  - ロ、御通過驛ノ分ハ後ヨリ御送り申上グルコト
- 六、優良社會事業施設ニ對シ御使御差遣ノ有無未詳

### 二 奉迎送に関する計畫

(イ) 宇治山田市に於ける鹵簿奉拜に關する打合

五月二十一日、左の照會を發し、豫め團體奉迎送希望人員を調査したる後、五月三十一日午後一時より、宇治山田市岩淵町度會郡團體事務所に關係市町村長及び團體長の參集を求め、各奉迎送場所・割當人員・其の他具體的事項に就き詳細なる打合を行ひたり。

社會第一、二九四號

昭和十二年五月二十一日

學務部長

支廳長殿

市町村長殿(鳥羽町長ヲ除ク)

皇太后陛下行啓ニ付團體奉迎送ニ關スル件

皇太后陛下本縣へ行啓可被遊ニ付、宇治山田市內鹵簿御通路ニ於テ奉迎送希望ノ團體有之候ハバ左記御參照ノ上別紙様式ニ依リ本月二十六日マデニ必ズ到達スル様御回報相成度

追テ右期限内ニ報告書到達セザル場合ハ希望無之モノトシテ處理可致候間御含置相成度、尙右報告ニシテ文書ヲ以テ期限内ニ到達シ難キ場合ハ電報ヲ以テ處置相成度

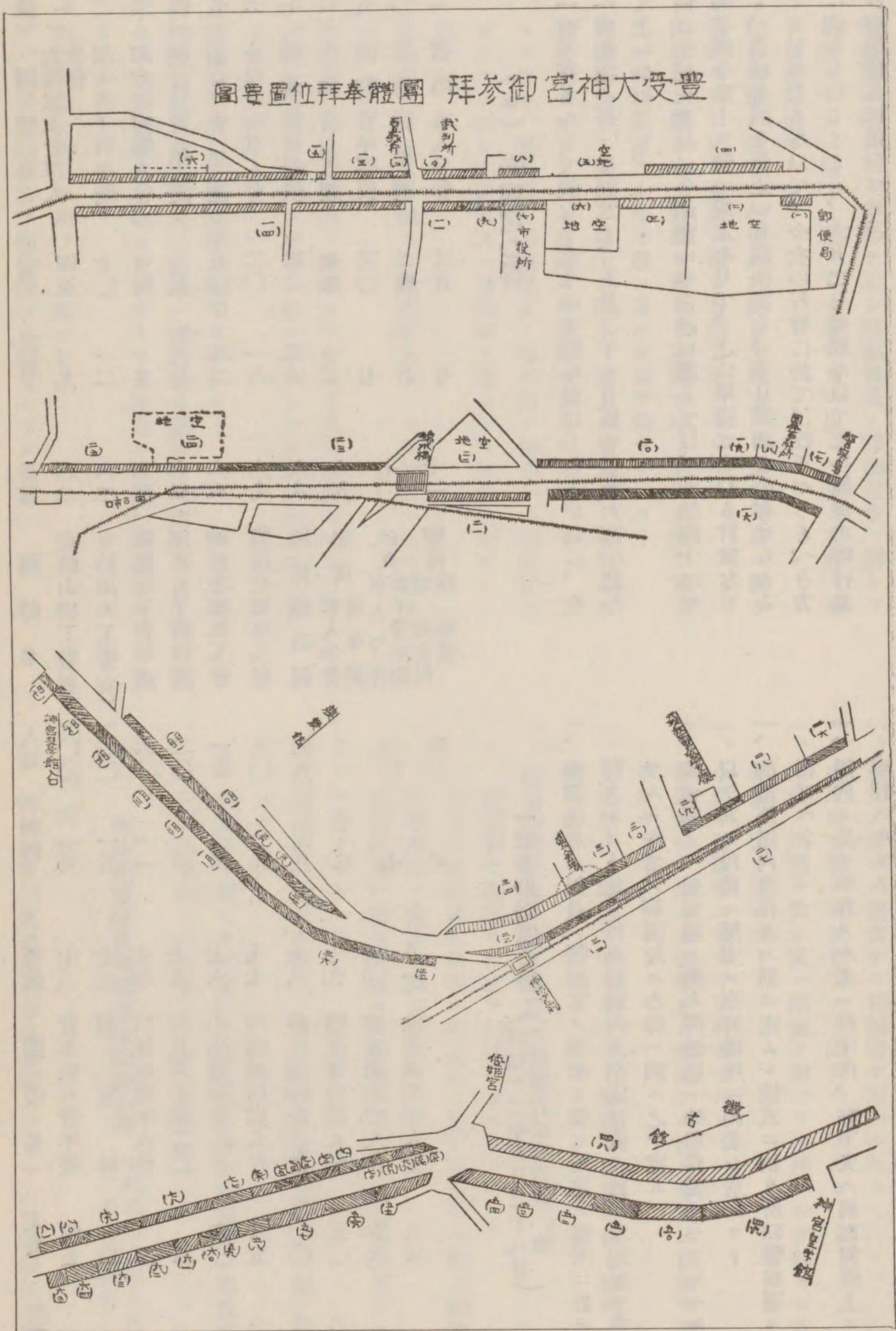
- 一、團體ト稱スルモノハ、學校・青年團・在郷軍人會・消防組・赤十字社・愛國婦人會・救濟會・國防婦人會・軍友會等一定ノ指揮者ニ依リテ團體的行動ヲ爲シ得ルモノナルコト
- 二、鹵簿御通路日時ハ別紙參照ノコト(略)
- 三、輸送計畫ハ當該團體ニ於テ實施スルコト
- 四、本件ニ關シテハ、即刻關係團體長若クハ代表者ヲ招致ノ上至急協議ヲ遂ゲ、當日濫リニ缺席スルコト無キヤウ豫メ打合セテ了シ置クコト
- 五、右希望報告アリタル向ト雖、御通路奉迎送地域ニ收容人員ノ制限アルヲ以テ申込人員ニ相當ノ制限ヲ加へ、若クハ遠慮セシムルコトアルベシ

別紙様式

皇太后陛下行啓奉迎送希望團體報告

月日時	團體(學校)名	人員	指揮者氏名	備考
	市郡團體報告			
	市郡			
	村町			





尙之と同時に、三重高等農林學校・神宮皇學館・高田専門學校・縣立各中等學校・同國兒學園・同農林勸修場・拓殖訓練所・神風義塾等に對しても、同様の照會を發し、是亦五月三十一日

午前九時より同所に於て以上各學校長・主事等の參集を求め、前記同様打合會を開催せり。

六月六日(豊受大神宮御参拜團體)團體奉拜位置割當(次頁圖面内番號參照)

番號	團體名	人員	間數	番號	團體名	人員	間數	番號	團體名	人員	間數
一	特別奉拜者			一七	警察署			三四	小俣小學校	四七〇	五二
二	一般奉拜者			一八	團體事務所			三五	穗原小學校	六三	九
三	特別奉拜者			一九	田丸實業女學校	五五	一〇	三六	四郷小學校	八三六	九〇
四	特別奉拜者			二〇	早修小學校	五九〇	六五	三七	城田小學校	二八〇	三二
五	一般奉拜者			二一	國防婦人會			三八	矢持小學校	七二	一〇
六	一般奉拜者			二二	一般奉拜者			三九	上野小學校	九〇	一二
七	市役所			二三	有緝小學校	五二〇	六一	四〇	宮山小學校	三二六	三六
八	神都婦人會篤志看護婦會	一〇〇	一五	二四	一般奉拜者			四一	佐八小學校	二六六	三一
九	保姆會	一五〇	二二	二五	明倫小學校	五五五	六二	四二	小川小學校	六五	一〇
一〇	裁判所			二六	大湊工業	一一〇	一七	四三	豐濱小學校	二八〇	三二
一一	明野農蠶			二七	厚生小學校	一、〇五	一四	四四	下外城田小學校	三四九	三八
一二	五百銀行			二八	御蘭小學校	三〇九	三四	四五	豐濱東小學校	二八〇	三二
一三	愛國婦人會	三〇〇	二〇	二九	天理教			四六	有田小學校	二〇〇	二三
一四	山田中學	九七〇	一三〇	三〇	東大淀小學校	一五四	一九	四七	神宮皇學館職員家族	五〇	八
一五	山田中學	一	一〇	三一	田丸小學校	二一五	二六	四八	濱郷小學校	一、〇二	一一〇
一六	山田商業	六七四	九〇	三二	中島小學校	三二〇	三六	四九	北濱小學校	三二〇	三六
一七	山田高女	八三三	一一四	三三	東外城田小學校	一八〇	二六	五〇	大湊青年團	一二〇	一八



番號	團體名	人員	間數	番號	團體名	人員	間數
五一	大湊軍友會軍人分會	四五	九	六二	東紡山田工場(男)	一〇〇	一五
五二	沼木男子青年團	七〇	一二	六三	東紡山田工場(女)	一〇〇	一五
五三	沼木在郷軍人會	一四	五	六四	御蘭女子青年團	六〇	一一
五四	神社青年團	二九	七	六五	沼木女子青年團	二〇	六
五五	小俣青年團	一五〇	二二	六六	神社在郷軍人會	一五	三
五六	小俣在郷軍人會	一二〇	一八	六七	豐濱在郷軍人會	三〇	五
五七	四郷青年學校	一五二	二二	六八	城田消防組	四九	八
五八	四郷青年團	七五	一二	六九	加茂軍人分會	二一	三
五九	濱郷青年學校	三〇	七	七〇	田丸軍人分會	三〇	七
六〇	濱郷青年團	二四	六	七一	豐濱東女子青年團	四〇	六
六一	濱郷軍人分會	三五	七		豐濱西女子青年團	四〇	六

二三〇

(ロ) 奉迎送心得

一般奉拜者をして限なく赤子の至情を獻げしむるが爲に、左の「奉迎送心得」を制定し、五月二十八日縣告示第六四〇號を以て之を公布せり。

尙ほ生徒兒童並に各團體の奉迎送に關しては、明治四十三年文部省訓令第十八號の規定ありて、之に準據せしむる計畫なりしも、當時右訓令改正の省議決定し、不日該訓令公布せらるることとなりたるを以て、今次の行啓に於ては改正せらるべき方式に依らしむることとし、六月二日通牒を以て之を關係市町村長及び各學校長に通告せり。

一般奉迎送者心得

(昭和十二年五月二十八日) (三重縣告示第六四〇號)

- 一、奉迎送者ハ係員、警察官ノ指示ニ從ヒ所定ノ場所ニ於テ奉拜スルコト但シ停車場構内及指定位置ニ於テ奉迎送ヲ差許サルベキ者ノ範圍竝ニ心得ハ別ニ之ヲ定ム
- 一、御道筋ノ一般交通ハ概ネ御通過一時間前禁止セラルベキヲ以テ其ノ以前ニ所定ノ奉拜場所ニ到着シ居ルコト
- 一、御道筋屋内奉拜者ハ別ニ定ムル様式ニ依リ所轄警察署ニ届出ヅベシ
- 一、屋内ニ於テ奉拜スル者ハ居室内、軒下又ハ前面側溝上ニテ奉拜スルコト

- 一、御通過ニ際シテハ姿勢ヲ正シ前驅通過ノ時御召車ニ對シテ敬禮ヲナシ(體ノ上部ヲ三十度前方ニ屈ス)舊ノ姿勢ニ復シ目迎目送スルコト
- 一、御召列車ノ場合ハ御召列車約百米前方ニテ御召列車ニ對シ敬禮ヲナシ舊ノ姿勢ニ復シ目迎目送スルコト
- 一、御通過ニ際シテハ靜肅ヲ旨トシ萬歳ヲ唱へ若ハ鹵簿ヲ指シ又ハ喫煙私語スル等不敬ニ互ル所爲ヲ爲サザルコト
- 一、御道筋及其ノ附近ノ屋上、階上、樹上、車馬上、塀柵其ノ他鹵簿ヲ見下スベキ高所ヨリ奉拜セザルコト
- 一、ステッキ、寫眞機、望遠鏡其ノ他不用ノ物品ハ一切携帯セザルコト但シ高齢者又ハ傷痍軍人等ニシテ杖ヲ使用スルハ妨ナシ
- 一、危険性ヲ有シ又ハ他人ニ迷惑ヲ及ボスベキ物品ハ之ヲ携帯セザルコト
- 一、御通過ニ先チ御道筋ニ無斷ニテ立入り又ハ横斷セザルコト
- 一、鹵簿ヲ撮影セザルコト但シ特ニ許サレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一、御通過ニ際シ望遠鏡等ヲ使用セザルコト
- 一、御召列車ノ御通過又ハ鹵簿ノ御通過ヲ遠方ヨリ奉拜スルトキハ隣人相誡メ不敬ニ互ラザルヤウ注意シ奉迎送ヲ爲スコト
- 一、雨天ノ際ハ雨具ヲ用フルモ妨ナシ
- 一、戸、障子、塀柵其ノ他物陰ヨリ視見セザルコト

- 一、老幼ノ者ニハ適當ナル保護者ヲ附スルコト
- 一、老幼婦女等ハ可成前方ニテ奉拜セシムルコト
- 一、異様ノ風態ヲ爲シ又ハ酒氣ヲ帶ビテ奉拜スルガ如キコトハ絶對ニ之ヲ慎ムコト
- 一、小兒ヲ肩車等ニ乗セテ奉拜セザルコト
- 一、御通過後ト雖モ交通禁止ノ解除アル迄ハ各其ノ位置ヲ離レザルコト
- 一、交通禁止ノ解除アリタルトキハ係員ノ指示ニ從ヒ靜肅ニ退散スルコト
- 一、御道筋居住民ハ左ノ諸點ニ留意スルコト
- イ、御道筋ヲ清潔ニシ之ヲ汚損セザルコト
- ロ、畜犬牛馬家畜家禽等ハ御道筋ニ出デザルヤウ豫メ繋留スル等適當ノ處置ヲ講ズルコト
- ハ、御道筋又ハ御召列車ヨリ望見シ得ベキ場所ニ見苦シキ物ヲ置カザルコト
- ニ、御道筋ニ面スル階上ノ窓、障子ハ御通過前之ヲ閉シ置クコト
- ホ、御道筋ニ沿ヒタル家屋ニ居住スル者ハ御通過ノ際親戚知己ノ外未知ノ人ヲ立入ラシメザルコト

生徒兒童並各種團體奉迎送心得

(昭和十二年六月) (二日通牒號外)

- 一、奉迎送
- (一) 御召列車御通過並御停車各驛ニアリテハ當該驛長、係員、

一一三



警察官ノ指揮ヲ承ケ御通過驛ニアリテハ御通過三十分前、御停車驛ニアリテハ一時間前迄ニ指定ノ位置ニ整列ヲ終ヘ奉迎送ヲ爲スコト

(二) 御召列車御通過沿道筋ニアリテハ係員、警察官等ノ指揮ヲ承ケ御通過三十分前迄ニ適當ノ位置ニ整列ヲ終ヘ奉迎送ヲ爲スコト但シ此ノ場合ハ線路ヨリ二十米以上ノ距離アル場所ナルコト

(三) 鹵簿御通過沿道筋ニアリテハ係員、警察官等ノ指揮ヲ承ケ御通過一時間前迄ニ指定ノ位置ニ整列ヲ終ヘ奉迎送ヲ爲スコト

(四) 奉迎送ヲ爲ス生徒、兒童、團體ニハ其ノ監督上必要ナル員數ノ引率者ヲ配置シ所屬生徒、兒童、團體員以外ノ者ハ絕對ニ混入セシメザルコト

(五) 鹵簿御通過後ハ警戒ヲ解ク迄其ノ位置ヲ保ツコト

(六) 校旗又ハ團旗ヲ持參スルトキハ旗手ハ敬禮ノ爲旗ヲ操縦セザルコト

二、敬禮

(一) 學校ニアリテハ學年、團體ニアリテハ年齢、身長等ヲ斟酌シ約八十名以下ヲ以テ適宜一組ヲ編成シ之ニ指揮者ヲ附スルコト

(二) 鹵簿御通過沿道筋ニアリテハ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ先乗ガ指揮者ノ前方通過ノ時「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ前驅通過ノ時「禮」ノ號令ニ

テ御召車ニ對シ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)「直レ」ノ號令ヲ下シ體ノ上部ヲ舊ニ復シ正シキ姿勢ニテ目迎目送セシムルコト但シ左翼ヨリ御通過ノ場合ハ指揮者ハ各組ノ左翼ニ位置スルコト  
(四) 驛構内又ハ列車沿道筋ニアリテハ御召列車約五百米前方ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ御召列車約百米前方ニ差懸リタルトキ「禮」ノ號令ニテ御召列車ニ對シ敬禮セシメ(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈セシム)「直レ」ノ號令ヲ下シ體ノ上部ヲ舊ニ復シ直立ノ姿勢ニテ目迎目送セシムルコト

(三) 武裝セザル場合(女子ヲ含ム) 立體

(四) 指揮者ハ先乗ガ其ノ部隊ノ先頭ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」脱帽」ノ號令ヲ下シ御車ガ凡ソ六十米ノ距離ニ近ヅキタルトキ(前驅ガ指揮者ノ前方通過ノ時)「禮」ノ號令ニ依リ上體ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」ノ號令(又ハ左)ノ號令ヲ下シ目迎目送セシメ御車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ十五米ノトキ「直レ」ノ號令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時「著帽」ノ號令ヲ下ス  
(四) 御召列車御通過ノ節ハ指揮者ハ御召列車ガ其ノ部隊ヨリ凡ソ千米ノ距離ニ差懸リタルトキ「氣ヲ付ケ」脱帽」ノ號令ヲ下シ御召列車ガ凡ソ二百米ノ距離ニ近ヅキタ

ルトキ「禮」ノ號令ニ依リ上體ヲ約三十度前方ニ屈セシメ直ニ「直レ」ノ號令(又ハ左)ノ號令ヲ下シテ目迎目送セシメ御召列車ガ其ノ部隊ヲ離ルルコト凡ソ六十米ノトキ「直レ」ノ號令ヲ下シテ不動ノ姿勢ニ復セシメ適當ノ時「著帽」ノ號令ヲ下ス

坐禮

立禮ニ準ズ但シ「氣ヲ付ケ」ノ號令ニテ端坐セシム坐禮ノ場合ニ於ケル敬禮ハ兩手ノ指ヲ揃ヘ膝前約二十糎ノ所ニ八字形ニ置キ指尖ノ間約十糎トシ上體ヲ前方ニ屈シ額ハ坐面ヨリ約七、八糎ノ所迄下グルテ度トス  
端坐ノ姿勢ハ兩足ノ拇趾ヲ少シク重ねテ坐シ上體ヲ眞直ニシ兩手ハ膝ノ上ニ置キ眼ハ前方ヲ正視ス  
豫メ生徒、兒童、團體員ヲシテ充分敬禮法ヲ練習セシメ整一セル禮容ヲ保タシムルコト

三、服裝

一般ニ華美ヲ避ケ敬意ヲ失ハザルヤウ注意シ服制アルモノハ其ノ制服(徽章ノ定アルモノハ之ヲ佩用スルコト)然ラザルモノハ概ネ左ノ標準ニ依ルモノトス  
一、指揮者  
(四) 男子ノ場合  
洋裝ノ場合ハ成ルベク「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ニ「シルクハット」若ハ黒山高帽トス但シ背廣服ヲ用フルモ妨ナシ

和裝ノ場合ハ紋付羽織袴トス  
(四) 女子ノ場合  
成ルベク白襟紋付(著袴差支ナシ)トス但シ洋裝ヲ用フルモ妨ナシ  
二、生徒、兒童、其ノ他團體員和裝ノ者ハ成ルベク袴ヲ著用シ洋裝ノ者ハ靴ヲ穿ツコト  
三、雨天ノ際ハ雨具ノ使用妨ナシ  
四、特ニ許可ヲ受ケタル場合ノ外武裝セザルコト  
(ハ) 奉迎送者ノ別

奉迎送者(之ヲ)有資格者並ニ特別資格者(學生・生徒・兒童及規律統制ある各種團體)一般縣民の三範圍に區別し、特に(一)有資格者並ニ特別資格者の範圍並ニ心得を左の如く制定せり。但し徳和(六月七日上り列車の場合)・山田上口・富田濱の三驛は有資格者並ニ特別資格者の構内入場は不可能なるを以て、其の旨別途通牒を以て各市町村長に通知せり。  
●三重縣告示第六百四十七號  
皇太后陛下本縣ニ行啓ノ節關係各停車場並ニ指定位置ニ於テ奉迎奉送ヲ差許サルベキ諸員ノ範圍左ノ通定ム  
昭和十二年五月三十日 三重縣知事 安藤狂四郎  
山田驛構内ニ於テ奉迎送差許サルベキ者  
一、親任官 同待遇  
一、勅任官 同待遇  
一、有爵者



- 一、宮中席次第三階以上ノ者
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、貴族院議員 衆議院議員
- 一、縣會議長
- 一、縣町村長會長
- 一、行啓事務部長
- 一、宇治山田市市長
- 一、宇治山田市會議長
- 一、宇治山田商工會議所會頭
- 一、以上ノ夫人
- 一、宇治山田市在住ノ宮中席次第四階以上ノ者
- 一、宇治山田市在住ノ高等官五等以上ノ奏任官 同待遇
- 一、山田郵便局長
- 一、宇治山田稅務署長
- 一、縣會議員
- 一、縣町村長會副會長
- 一、宇治山田市助役
- 一、宇治山田市會副議長
- 一、宇治山田市會議員
- 一、宇治山田市商工會議所副會頭
- 一、行啓事務係長
- 一、宇治山田市在住ノ褒章拜受者
- 一、宇治山田市在住ノ日本赤十字社有功章佩用者

二三四

- 一、愛國婦人會特別有功章佩用者並ニ宇治山田市在住ノ愛國婦人會一等有功章以上ノ佩用者
- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇
- 一、有爵者
- 一、宮中席次第三階以上ノ者
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、松阪市在住ノ衆議院議員
- 一、縣會議長
- 一、松阪市長
- 一、松阪市會議長
- 一、以上ノ夫人
- 一、松阪市在住ノ宮中席次第六階以上ノ者
- 一、松阪市在住ノ縣會議員
- 一、松阪市助役
- 一、松阪市會副議長
- 一、松阪市在住ノ褒章拜受者
- 一、松阪市在住ノ日本赤十字社有功章佩用者
- 一、松阪市在住ノ愛國婦人會一等有功章以上ノ佩用者
- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇

- 一、有爵者
- 一、宮中席次第三階以上ノ者
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、鳥羽町在住ノ宮中席次第六階以上ノ者
- 一、縣會議長
- 一、鳥羽町長
- 一、以上ノ夫人
- 一、志摩郡在住ノ縣會議員
- 一、鳥羽町在住ノ褒章拜受者
- 一、鳥羽町在住ノ日本赤十字社有功章佩用者
- 一、鳥羽町在住ノ愛國婦人會一等有功章以上ノ佩用者
- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇
- 一、有爵者
- 一、宮中席次第三階以上ノ者
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、貴族院議員 衆議院議員
- 一、縣會議長
- 一、縣町村長會長
- 一、行啓事務部長
- 一、津市長
- 一、津市會議長

二三五

- 一、津市商工會議所會頭
- 一、行啓事務係長
- 一、以上ノ夫人
- 一、津市在住ノ奏任官 同待遇
- 一、津市在住ノ從六位 勳六等 功五級以上ノ有位帶勳者
- 一、縣會議員
- 一、縣町村長會副會長
- 一、津市助役 同收入役 同主事 同技師
- 一、津市會議員
- 一、津市商工會議所副會頭
- 一、津市在住ノ褒章拜受者
- 一、津市内ニ本社又ハ支局ヲ有スル日刊新聞社代表者
- 一、津市在住ノ日本赤十字社有功章佩用者
- 一、津市在住ノ日本海員救濟會一等有功章佩用者
- 一、國防婦人會三重縣本部長 同副長
- 一、津市在住ノ財團濟生會黃色有功會員該當以上ノ者
- 一、津市在住ノ軍人後援會有功章佩用者
- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇
- 一、鈴鹿郡在住ノ奏任官 同待遇



- 一、鈴鹿郡在住ノ從六位 勳六等 功五級以上ノ有位帶動者
- 一、貴族院議員 衆議院議員
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、縣會議長 同副議長 同議員
- 一、褒章拜受者
- 一、龜山町長 同助役 同收入役
- 一、神邊村長 同助役 同收入役
- 一、鈴鹿郡内ノ町村長
- 一、鈴鹿郡内ノ公私立學校長並ニ同官衙長
- 一、龜山町内ニ居住スル者ニシテ左記各項ニ該當スル者
- イ、縣社郷社ノ社司
- ロ、學位ヲ有スル者
- ハ、日刊新聞代表者
- ニ、郡町村農會長
- ホ、郡醫師會長 同齒科醫師會長 同藥劑師會長 同獸醫師會長
- ヘ、郡畜産組合聯合會長
- ト、教育 自治 軍事 産業 社會事業功勞者トシテ各省ヨリ表彰セラレタル者(團體ニアリテハ其ノ代表者)
- チ、内務大臣又ハ文部大臣ヨリ表彰セラレタル青年團ノ長
- リ、一家ヨリ五人以上ノ兵役服務者ヲ出シ表彰セラレタル家ノ戸主
- ヌ、教育 自治 納税 産業 社會事業 衛生 統計 消

- 防 火防等ノ功勞者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者
- (團體ニアリテハ其ノ代表者)
- ル、孝子 節婦 義僕トシテ内務省、文部省又ハ縣ヨリ表彰セラレタル者
- チ、三重縣斯民會長ヨリ表彰セラレタル者
- ワ、帝國在郷軍人會聯合分會長
- カ、方面理事
- コ、消防組頭
- タ、産業組合長
- レ、傷痍軍人代表者
- ソ、商工會代表者
- ツ、方面常務委員
- ネ、帝國在郷軍人會分會長
- ナ、帝國在郷軍人會有功章佩用者
- ラ、日本赤十字社有功章佩用者
- ム、愛國婦人會有功章佩用者
- ウ、日本海員救濟會一等有功章佩用者
- キ、帝國水難救濟會一等有功章佩用者
- ク、帝國軍人後援會特殊會員以上ノ者
- カ、大日本武德會三等有功章佩用以上ノ者
- ケ、財團濟生會黃色有功會員以上ノ者
- コ、帝國飛行協會有功會員以上ノ者
- マ、海軍協會有功章佩用者

山田、松阪、鳥羽、津、阿漕、龜山ノ各驛ヲ除ク沿道各驛ニ於テ奉迎送差許サルベキ者

- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇
- 一、奏任官 同待遇
- 一、從六位 勳六等 功五級以上ノ有位帶動者
- 一、貴族院議員 衆議院議員
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、縣會議長 同副議長 同議員
- 一、褒章拜受者
- 一、市町村長 同助役
- 一、公私立學校長並ニ官衙長
- 一、驛所在市町村内ニ居住スル者ニシテ左記各項ニ該當スル者
- イ、市會議長 同副議長 同議員
- ロ、商工會議所會頭 同副會頭
- ハ、縣社郷社ノ社司
- ニ、學位ヲ有スル者
- ホ、日刊新聞代表者
- ヘ、縣都市町村農會長
- ト、縣信用購買販賣組合聯合會長
- チ、縣都市醫師會長 同齒科醫師會長 同藥劑師會長 同獸醫師會長

- リ、縣畜産組合聯合會長
- ヌ、辯護士會長
- ル、縣酒造組合聯合會長
- チ、教育 自治 軍事 産業 社會事業功勞者トシテ各省ヨリ表彰セラレタル者(團體ニアリテハ其ノ代表者)
- ワ、内務大臣又ハ文部大臣ヨリ表彰セラレタル青年團ノ長
- カ、一家ヨリ五人以上ノ兵役服務者ヲ出シ表彰セラレタル家ノ戸主
- コ、教育 自治 納税 産業 社會事業 衛生 統計 消防 火防等ノ功勞者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者
- (團體ニアリテハ其ノ代表者)
- タ、孝子 節婦 義僕トシテ内務省、文部省又ハ縣ヨリ表彰セラレタル者
- レ、三重縣斯民會長ヨリ表彰セラレタル者
- ソ、帝國在郷軍人會聯合分會長
- ツ、方面理事
- ネ、消防組頭
- ナ、産業組合長
- ラ、傷痍軍人代表者
- ム、商工會代表者
- ウ、方面常務委員
- キ、帝國在郷軍人會分會長
- ク、帝國在郷軍人會有功章佩用者



- オ、日本赤十字社有功章佩用者
- ク、愛國婦人會有功章佩用者
- ヤ、日本海員救濟會一等有功章佩用者
- マ、帝國水難救濟會一等有功章佩用者
- ケ、帝國軍人後援會特殊會員以上ノ者
- フ、大日本武德會三等有功章佩用以上ノ者
- コ、<sup>恩賜</sup>財團濟生會黃色有功會員以上ノ者
- エ、帝國飛行協會有功會員以上ノ者
- テ、海軍協會有功章佩用者

宇治山田市外宮前竝ニ宇治橋前ノ指定位置ニ於テ奉迎送差許サルベキ者

- 一、親任官 同待遇
- 一、勅任官 同待遇
- 一、奏任官 同待遇
- 一、從六位 勳六等 功五級以上ノ有位帶勳者
- 一、貴族院議員 衆議院議員
- 一、神佛各宗派管長 門跡寺院住職
- 一、縣會議長 同副議長 同議員
- 一、市長 同助役
- 一、市會議長 同副議長 同議員
- 一、町村長
- 一、褒章拜受者
- 一、縣社郷社ノ社司

- 一、公私立學校長
- 一、日刊新聞社代表者
- 一、縣郡市町村農會長
- 一、縣信用購買販賣組合聯合會長
- 一、縣郡市醫師會長 同齒科醫師會長 同藥劑師會長 同獸醫師會長
- 一、縣畜産組合聯合會長
- 一、辯護士會長
- 一、縣酒造組合聯合會長
- 一、縣郡市水産會長
- 一、森林組合研究會長
- 一、森林同業組合長
- 一、林産物同業組合長
- 一、木炭同業組合長
- 一、縣茶業組合聯合會議所會頭及郡市茶業組合長
- 一、縣産業組合製絲組合長
- 一、三重縣製絲業組合長
- 一、同 蠶絲組合長
- 一、同 蠶種業組合長
- 一、縣養蠶業組合聯合會長 郡養蠶業組合長
- 一、商工會議所會頭 同副會頭
- 一、學位ヲ有スル者
- 一、教育 自治 軍事 産業 社會事業等ノ功勞者トシテ各

省ヨリ表彰セラレタル者(團體ニアリテハ其ノ代表者)

- 一、内務大臣又ハ文部大臣ヨリ表彰セラレタル青年團ノ長
- 一、一家ヨリ五人以上ノ兵役服務者ヲ出シ表彰セラレタル家ノ戶主
- 一、教育 自治 納税 産業 社會事業 衛生 統計 消防 火防等ノ功勞者トシテ縣ヨリ表彰セラレタル者(團體ニアリテハ其ノ代表者)
- 一、孝子 節婦 義僕トシテ内務省、文部省又ハ縣ヨリ表彰セラレタル者
- 一、三重縣斯民會長ヨリ表彰セラレタル者
- 一、帝國在郷軍人會聯合分會長
- 一、方面理事
- 一、帝國在郷軍人會有功章佩用者
- 一、日本赤十字社有功章佩用者
- 一、愛國婦人會有功章佩用者
- 一、日本海員救濟會特別會員以上ノ者
- 一、帝國水難救濟會名譽會員以上ノ者
- 一、大日本武德會三等有功章佩用以上ノ者
- 一、帝國軍人後援會特殊會員以上ノ者
- 一、<sup>恩賜</sup>財團濟生會黃色有功會員以上ノ者
- 一、帝國飛行協會有功會員以上ノ者
- 一、海軍協會有功章佩用者

一、服 裝

- イ、男子ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ニ「シルクハット」又ハ黒山高帽、和服ノ場合ハ紋附羽織袴、女子ハ「グイザツテイングドレス」桂袴、通常服又ハ白襟紋附
- ロ、服制アルモノハ之ニ相當スル制服
- ハ、僧侶ハ之ニ相當スル服
- 一、奉迎送者ハ御通過驛ニ在リテハ時刻三十分前迄ニ、其ノ他ノ驛及指定ノ場所ニ在リテハ一時間前迄ニ入場セシムルニ付其ノ時刻迄ニ停車場又ハ指定ノ場所ニ參集シ係員、驛長、警察官等ノ指示ニ據ラレタキコト
- 一、奉迎送者ハ在在地最寄ノ停車場ニ於テ奉拜セラレタキコト
- 一、遲參者ハ入場ヲ拒絶スルコトアルベシ
- 一、場内ニハ「ステッキ」手荷物等一切携帶セザルコト但シ高齢者又ハ傷痍軍人等ニシテ杖ヲ使用スルハ妨ゲナシ
- 一、奉迎送者ハ其ノ都度左記様式ノ名刺二枚ヲ差出スコト

爵位勳功 官 職 氏 名	爵位勳功 官 職 氏 名 妻
-----------------	-------------------

尙ほ、宮内省より御日程ニ同時に御公表せられたる「宮廷列車の編成並乗組割」「御發着驛構内御列」は左の通りである。







河原田	加佐登	井田川	龜山	下之庄	一身田	阿津漕	高茶屋	六軒
上リ 下リ (下リナシ)	下リ	五〇〇	一、〇〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇 九〇〇	一、〇〇〇	上リ 下リ 一、〇〇〇 五〇〇
河原田	石津	高野	庄瀬	井田川	龜山	大生	上野	豐田
河原田	石津	高野	庄瀬	井田川	龜山	大生	上野	豐田
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

德松	相可口	田丸	宮川	二見浦	關太	加太	新植	佐那具
上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ	上リ 下リ
一、〇〇〇	三、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
松花	相和	射津	相和	射津	相和	射津	相和	射津
松花	相和	射津	相和	射津	相和	射津	相和	射津
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

二四三

五月二十七日	五月二十八日	五月二十九日	五月三十日	五月二十九日	五月二十九日
午後	午前	午前	午前	午前	午前
四日市市役所	龜山町役場	津市 社會事業會	度會郡團體事務所	鳥羽町役場	鳥羽町役場
三重郡 富田町・富洲原町・八郷村・大矢知村・羽津村・常盤村・日永村・河原田村	鈴鹿郡 石藥師村・高津瀬村・庄野村・井田川村	鈴鹿郡 龜山町・關町・加太村・神邊村	阿山郡 東植村・西植村・壬生野村・河合村・府中村・三田村・新居村・島ヶ原村・上野町	津市 鈴鹿郡 大里村・一身田町	津市 鈴鹿郡 大里村・一身田町
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長
關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長
關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長
關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長
關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長
關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長	關係警察署長

二四二



伊賀上野 二、〇〇〇 新三野 二、〇〇〇  
 島ヶ原 五〇〇 島ヶ原 一、〇〇〇

備考

- 1、新堂・佐那具・伊賀上野・島ヶ原ノ各驛ハ上リノミトス
- 2、井田川驛ニ於テハ下リノ場合團體ノ入場不可能ノコトアリ
- 3、龜山驛ノ決定人員ハ入場人員一、〇〇〇名ノ場合ナリ
- 4、六軒驛ハ下リノ場合ハ半數トス
- 5、徳和驛ハ七日上リノ場合ハ入場ヲ許サズ

●社會乙第八號

昭和十二年五月三十日 學務部長  
 各市町村長殿  
 各中等學校長殿  
 各小學校長殿

皇太后陛下行啓ノ砌御沿道筋各驛ニ於ケル  
 奉迎送ニ關スル件

皇太后陛下本縣下へ行啓可被遊ニ付御沿道筋各驛構内ニ於テ奉迎送ヲ許サルベキ入場可能人員極メテ少數ナルヲ以テ學校生徒、兒童及各種團體ノ驛構内奉迎送ハ不得止左記ノ通制限致ス事ト相成候條御含置相成度

津市 (安濃郡) 神戸、安東  
 阿漕 (一志郡) 高茶屋、雲出、桃園、小野江  
 高茶屋 (一志郡) 豊田、天白、中原、松ヶ崎、米之庄  
 六軒 (松阪市) 花岡、松江、港  
 徳和 (飯南郡) 射和  
 相可 (飯南郡) 相可  
 田丸 (多氣郡) 西外城田  
 宮川 (度會郡) 城田、小俣  
 二見浦 (宇治山田市) 濱郷、二見  
 關 (志摩郡) 鳥羽  
 加太 (鈴鹿郡) 加太  
 柘植 (鈴鹿郡) 加太  
 新堂 (阿山郡) 西柘植、壬生野  
 佐那具 (阿山郡) 河合、府中  
 伊賀上野 (阿山郡) 三田、新居、上野  
 島ヶ原 (阿山郡) 島ヶ原

備考 河原田驛ハ六月五日(下リ)加佐登驛ハ六月二十九日(上リ)徳和驛ハ六月七日(上リ)ノ場合團體入場ヲ許サズ、山田驛・鳥羽驛・山田上口驛ハ何レノ場合ニ於テモ團體入場ヲ許サズ  
 松阪驛ハ六月七日ニ限り團體入場ヲ許サズ

尙左記ノ外市町村内一般並ニ學校生徒、兒童及各種團體ニシテ各自最寄沿線ニ於テ奉迎送ヲナス場合ハ警察署ト協議ノ上適當ナル位置ヲ選定シ一般奉迎送者ハ可成指揮者ヲ付シ團體的行動ヲ採リ別途公布ノ奉迎送者心得遵守ノ上奉迎送相成度此段及通牒候也  
 追テ各市町村内學校、各種團體ニ對シテハ市町村長ヨリ夫々此旨移牒相成度申添候

記

驛名 學校、團體ノ入場ヲ許サルベキ市町村  
 長島 (桑名郡) 長島、楠、伊曾島  
 桑名 (桑名郡) 桑部、城南、深谷、七取、在良  
 富田濱田 (三重郡) 朝日  
 富田濱田 (三重郡) 八郷、大矢知、富洲原、富田、羽津  
 四日市 (三重郡) 常磐、日永  
 河原田 (三重郡) 河原田  
 加佐登 (河藝郡) 一ノ宮、河曲、神戸  
 井田川 (鈴鹿郡) 石薬師、高津瀬、庄野  
 龜山 (鈴鹿郡) 井田川  
 下之庄 (鈴鹿郡) 龜山、神邊  
 一身田 (河藝郡) 晝生  
 (河藝郡) 大里、一身田、上野、黒田、豊津、白塚、栗真

宮廷列車時間表

尙、御召列車の縣内各驛御通過時刻は左の通りである。

驛名	通過時刻
東京驛	午前八時一分
名古屋驛	午後一、五五
同	二、〇一
長島驛	同 二、二六、四五
桑名驛	同 二、三二
富田濱田	同 二、四一、三〇
富田濱田	同 二、四三、三〇
四日市驛	同 二、四八、三〇
河原田驛	同 二、五二、四五
加佐登驛	同 三、〇一、一五
井田川驛	同 三、一〇、四五
龜山驛	同 三、一七、三〇
同	同 三、二二
下ノ庄驛	同 三、三〇、三〇
一身田驛	同 三、三八
津驛	同 三、四三
阿漕驛	同 三、四九、四五
高茶屋驛	同 三、五四
六軒驛	同 四、〇〇



六月七日

松阪驛	通過	午後	四、〇六
徳和驛	同	同	四、〇九、三〇
相可口驛	同	同	四、一五、四五
田丸驛	同	同	四、二三、四五
宮川驛	同	同	四、二八
山田上口驛	著	同	四、三一
山田驛	著	同	四、三五
山田上口驛	通過	午前	九、〇〇
山田驛	通過	同	九、〇三、四五
宮川驛	同	同	九、〇六、四五
田丸驛	同	同	九、一一、四五
相可口驛	同	同	九、一九、一五
徳和驛	同	同	九、二五
松阪驛	著	同	九、三〇
松阪驛	發	同	一一、二五
徳和驛	通過	同	一一、二九、四五
相可口驛	同	同	一一、三六
田丸驛	同	同	一一、四四
宮川驛	同	同	一一、四八、一五
山田上口驛	同	同	一一、五一、一五
山田驛	同	同	一一、五五

六月八日

二見浦驛	通過	午後	〇、〇四、三〇
鳥羽驛	著	同	〇、一五
鳥羽驛	發	同	四、五〇
二見浦驛	通過	同	五、〇一
山田驛	著	同	五、一〇
山田驛	發	午後	一、三〇
山田上口驛	通過	同	一、三四
宮川驛	同	同	一、三七
田丸驛	同	同	一、四二
相可口驛	同	同	一、四九、三〇
徳和驛	同	同	一、五五、一五
松阪驛	同	同	一、五九
六軒驛	同	同	二、〇五
高茶屋驛	同	同	二、一一、一五
阿漕驛	同	同	二、一五、四五
津驛	同	同	二、二〇、一五
一身田驛	同	同	二、二四、三〇
下ノ庄驛	同	同	二、三三、一五
龜山驛	著	同	二、四三、三〇
龜山驛	發	同	二、四六、三〇
關驛	通過	同	二、五四、三〇

六月二十九日

加太驛	通過	午後	三、〇三、一五
柘植驛	著	同	三、一八
柘植驛	發	同	三、一九
京都驛	著	同	四、二五
奈良驛	發	午後	二、〇〇
大河原驛	通過	同	二、三二、三〇
島ヶ原驛	同	同	二、四二、四五
伊賀上野驛	同	同	二、五一、四五
佐那具驛	同	同	二、五六、四五
新堂驛	同	同	三、〇一、三〇
柘植驛	同	同	三、〇八、四五
加太驛	同	同	三、二一
關驛	同	同	三、二八、三〇
龜山驛	著	同	三、三七
龜山驛	發	同	三、四三
井田川驛	通過	同	三、四九、三〇
加佐登驛	同	同	三、五四、三〇
河原田驛	同	同	四、〇三
四日市驛	同	同	四、一一、三〇
富田濱驛	同	同	四、一七
富田驛	同	同	四、一九
桑名驛	同	同	四、二九、一五

長島驛 通過 午後 四、三四、四五  
 名古屋驛 著 同 五、〇〇

三、奉祝計畫

六月五日

奉迎煙火 二十一發 山田驛御著車前(宇治山田市主催)  
 縣立宇治山田中學校前に於て放揚

奉祝提灯行列 (宇治山田市主催)

舉行方法

集合 六月五日午後七時、内宮宇治橋前神苑(國道經由)

奉祝式

開會

神宮宮城遙拜

君サ代合唱

奉祝の辭 宇治山田市長

行進 午後七時四十分より音楽隊を先頭に、各團體毎に行進、縣道を御泊所前に至る

拜禮 午後八時御泊所前に整列、宇治山田市長正面に進み、全員最敬禮、萬歳三唱

行進 外宮に向つて縣道を行進

解散 東邦電力電線浦田停留所前に於て解散

參加團體人員

宇治山田市内小學校尋常五年以上の男兒、男子中等學校



生徒、神宮皇學館學生、東洋紡績株式會社山田工場男子  
從業員、以上計四千三百六十九人

六月六日

奉祝煙火 午後七時三十分より同八時三十分迄、宇治山田市大字宇治、山田二見線西行谷附近に於て放揚(但し當日雨天の節は翌日の同時刻)

奉祝煙火目録 昭和十二年六月六日 三重縣

順序	寸法	煙火名稱	謹製者
一	八寸	菊先銀雪青ニ紅浮模様	伊藤 覺
二	六寸	昇り小花菊先三化ニ曙一光	南端 才助
三	五寸	菊先青紅ニ化	辻 傳兵衛
四	同	紅星	田中 利光
五	同	引先紅降雪	辻 傳兵衛
六	尺	紅芯菊先青紅輝	伊藤 永二
七	八寸	菊先變化亂發	田中 利光
八	六寸	昇り小花引先綠先割	南端 才助
九	五寸	菊先青ニ曙	辻 傳兵衛
一〇	同	銀芯紅牡丹	田中 利光
一一	同	變芯菊先ニ化	辻 傳兵衛
一二	尺	青芯紅牡丹降雪	伊藤 覺
一三	八寸	菊先ノ輝	伊藤 覺
一四	六寸	引先ニ化日月	南端 才助
一五	五寸	綠芯丁字菊先ニ化	辻 傳兵衛

二四八

一六	五寸	青先割芯紅牡丹降雪	田中 利光
一七	同	菊先ノ青紅	田中 利光
一八	尺	菊花園後霧島	伊藤 永二
一九	八寸	菊先ノ黃金	伊藤 永二
二〇	四寸	(速射)五十發	伊藤 永二

三四	五寸	引先青紅輝	田中 利光
三五	同	紅輝引先ノ青紅	田中 利光
三六	尺	引先三化日月	南端 才助
三七	八寸	引先輝ニ菊浮模様	伊藤 覺
三八	六寸	黃金玉菊紅先割	南端 才助
三九	五寸	菊先青紅輝	田中 利光
四〇	同	引先青紅	田中 利光
四一	同	紅星	田中 利光
四二	同	變芯丁字菊先青紅	辻 傳兵衛
四三	同	紅星ニ電光浮模様	田中 利光
四四	六寸	引先紅葉笠	山村 鹿藏
四五	尺	紅星	伊藤 覺
四六	五寸	引先ノ青	田中 利光
四七	同	紅星ニ電光浮模様	田中 利光
四八	同	紅輝引先ノ青紅	田中 利光
四九	同	引先ノ青	田中 利光
五〇	同	(速射)五十發菊花園	伊藤 清

綠芯菊先 紅葉  
綠芯菊先ノ青  
紅輝菊先錦青  
紅輝菊先青紅  
綠芯紅牡丹  
紅輝引先ノ紅

五 五 五 五 五 五

五一	五寸	紅輝引先ノ青紅	田中 利光
五二	同	銀芯紅牡丹	田中 利光
五三	同	金芯紅牡丹降雪	田中 利光
五四	六寸	菊先紫葉花	山村 鹿藏
五五	八寸	菊先輝ニ青色浮模様	伊藤 覺
五六	尺	紅芯菊先青紅光露	伊藤 永二

(本奉祝煙火は六月七日夜之を放揚せり)

六月七日

奉祝音樂會(宇治山田市主催)  
於宇治山田市神都公會堂、午後七時開始

二四九

鈴鹿郡龜山町	伊藤 清
鈴鹿郡龜山町	伊藤 覺
鈴鹿郡川崎村	田中 利光
河藝郡飯野村	伊藤 永二
度會郡豐濱村	南端 才助
宇治山田市	辻 傳兵衛
松阪市	山村 鹿藏



六月八日

奉祝旗行列(宇治山田市主催)

集合 午前七時三十分、内宮宇治橋前神苑集合(国道經由)

奉祝式 午前八時三十分、於集合所

開會

神宮 宮城遙拜

君が代合唱

奉祝の辭 宇治山田市長

行進 午前八時四十分より音楽隊を先頭に、各團體毎に縣道

を御泊所前に至る

拜禮 午前九時御泊所前に整列——宇治山田市長正面に進み、

全員最敬禮、萬歳三唱

行進 外宮に向つて縣道を行進

解散 東邦電力電車線浦田停留所前にて解散

參加團體人員

宇治山田市内小學校尋常五年以上の女兒、宇治山田高等女

學校生徒、東洋紡績株式會社山田工場女子従業員、合計三

千三百九十五人

奉送煙火 二十一發 山田驛御發車の際(宇治山田市長)

縣立宇治山田中學校前に於て放揚

#### 四 奉迎送係員の心得

「奉迎送事務取扱要項」より摘録

二五〇

一 御停車驛に於ける奉迎送

1 御停車時刻凡そ二時間前、驛前に受付所を設く。

2 團體「學校及各種團體」に付ては

(イ)驛前に於て各種團體毎に整列せしめ、指揮者より團體名、

員數、指揮者職氏名を報告せしめ、之を受付簿に登記す

ること。此の場合、豫め奉迎送心得に付、要點を注意す

ること共に、構内に於ける混雜を避くる爲、整列順序等を

協議せしめ置くこと。

(ロ)所定時間を考慮して入場せしむること。

3 昭和十二年五月三十日縣告示第六四七號の資格者に付て

は

(イ)名刺(所定のもの)二枚を徴し、之を引換に奉迎送入場證

(上り列車の際は青色、下り列車の際は赤色)を交付し、

所定の時刻を見計ひ入場せしむること。

(ロ)服装、其の他奉迎送心得並に縣告示第六四七號を遵守せ

ざるものは入場せしめざること。

(ハ)入場資格者の名刺は其の一枚を豫め用意し置ける封筒に

入れて奉呈し、他の一枚は縣社會課(奉迎送係)に持歸る

こと。

(ニ)敬禮に付ては豫め打合せ置き、不敬に渉ることなきを期

すること。

4 宇治山田市内御道筋奉拜に付ては

(イ)豫め分擔區域を踏査し、其の附近の状況を詳知し置くこと。

こと。

(ロ)曩に交付せる要圖に依り、御通過二時間前迄に各團體名

記載の立札を建つること。

(ハ)諸團體所定の位置に著きたるときは、時機を見て立札を

後方(御道筋より見えざる所)に撤去すること。

(ニ)立札は御通過後諸團體の退散するを待ちて、奉迎送係事

務所に運び、一定の場所に整理し、明日の準備に支障な

からしむること。

(ホ)御道筋中、特別奉拜者に對する事務を擔任する者は、受

付を設け、一般奉拜者と區別して入場せしむること(此

の場合名刺を徴すること)

(ヘ)宇治山田市内分擔係員は、御通過三時間前迄に事務所に

集合し、打合せの上、御通過二時間前迄に所定の任務に

就くこと。

但し第一日(六月五日)は午前九時三十分迄に事務所に集

合のこと。尙ほ當日より係官出張し得ざる各驛入場者に

關する事務は之を同驛所在の市町村長に委嘱することと

し、五月三十日左の通牒を當該市町村長に發せり。

●社會第一、三七一號

昭和十三年五月三十日

別記關係市町村長殿

入場證雛形送付ノ件

學務部長

(様式)

一、持參セル名刺ハ後刻受付名簿(團體受付名簿共)ト共ニ縣

廳社會課宛送付セラレタシ。

(様式)

二五一



受付名簿

年月日	住	所	資格	氏	名
-----	---	---	----	---	---

團體受付名簿

年月日	學校・團體名	員數	指揮者職氏名
-----	--------	----	--------

(別記宛名(關係市町村長)へ前掲各驛構内入場人員割當表)  
ニ記載セル市町村長ト同一ナルヲ以テ略)

第二節 台觀體操

第一 台覽體操

一 台覽體操受團體及參入者

(一) 台覽拜受團體及員數

總計 { 台覽拜受團員 三、五〇四名 } { 引率者 一二三名 } { 三、六二七名 }

附記

- 一、引率者中ニハ團體遊戯隊引率者ヲ含ム
- 二、郡市青年學校員數中ニハ私立學校生徒ノ數ヲ含ム

(二) 台覽拜受者資格

- 1 思想堅實ナルコト
  - 2 身體強健ナルコト
  - 3 團體行動ヲ確實ニ爲シ得ルコト
- (三) 陪列陪觀者及拜觀團體ノ範圍
- 1 陪列(勅任官及同待遇以上ノ者) 陪觀者

- イ中央關係
- 宮内省關係者
- 内務省關係者
- 文部省關係者
- 軍部關係者
- 鐵道關係者
- 大日本聯合女子青年團理事長
- 帝國教育會長
- 口地方關係
- 京都府・奈良縣・愛知縣
- 知事・關係部長・關係課長
- 本縣分

學校名	員數	引率者數	郡市名		青年學校女子 部(女子青年 學校ヲ含ム)	青年女子 團
			員數	引率者數		
女子師範	二二二	六	桑名	二	二	二
津縣立高女	二五二	四	三	一	一	一
阿山高女	一五五	三	重	一	一	一
尾鷲高女	一四四	三	鹿	一	一	一
鈴鹿高女	一四四	三	濃	一	一	一
飯南高女	一七四	二	志	一	一	一
河藝高女	一七九	二	安	一	一	一
南牟婁高女	一八〇	二	飯	一	一	一
名張高女	一八〇	二	多	一	一	一
津市立高女	二六〇	三	度	一	一	一
四日市高女	二六三	三	阿	一	一	一
宇治山田高女	一九五	三	名	一	一	一
上野實女	九三	二	志	一	一	一
神戶實女	三三	二	北	一	一	一
富洲原實女	三三	二	津	一	一	一
松阪實女	八五	三	南	一	一	一
島羽實女	八五	三	北	一	一	一
松丸實女	八五	三	津	一	一	一
田丸實女	八五	三	四	一	一	一
多氣實女	六〇	二	宇	一	一	一
員辨實女	五五	二	桑	一	一	一
計	二、〇七	六	計	五五	二六	七三

- 各部長・各課長・支廳長・視學官・社會教育主事
- 神宮司廳大宮司・少宮司及同夫人・各課長
- 神宮皇學館長・同夫人及教授
- 三重高等農林學校長・同夫人
- 縣選出貴衆兩院議員・同夫人
- 縣會議長・副議長及同夫人
- 縣會議員
- 縣内各市長・同夫人・助役・學務課長(宇治山田市收入役)
- 縣内各市會議長・副議長
- 縣内在鄉陸海軍將官及同夫人
- 縣郡市教育會長
- 帝國在鄉軍人會津支部長・同副支部長
- 帝國在鄉軍人會郡市聯合分會長
- 縣郡市聯合青年團長
- 同 女子青年團長
- 同 婦人會長
- 宇治山田市學校醫會長
- 同 齒科醫師會長
- 町村長(度會郡四鄉村助役・收入役)
- 紅綠藍紺綬褒章拜受者
- 縣内新聞社長・同支局長及同通信部主任(縣内ニ本社アルモノヲ除ク)



教育關係被表彰者  
公私立中等學校長  
小學校長

青年學校長

私立青年學校設置者

官國幣社宮司

縣神職會長及同郡市支會長

縣內社會事業團體代表者

日本赤十字社三重支部長・同副支部長・同主事

愛國婦人會 同 同

將校婦人會 津支部長 同

國防婦人會 三重縣本部長・同副本部長

其ノ他特ニ陪觀ヲ差許サレタル者

2 拜觀團體

縣內小學校・中等學校・各種學校及青年學校ノ女子兒童・生徒又ハ女子青年團・婦人會・愛國婦人會・國防婦人會等  
引率者アル團體ノ團員ニシテ特ニ拜觀ヲ差許サレタル者

四 徽章及標識

1 徽章

知事 白色薔薇型(リボン三本付)

委員 白色薔薇型(リボン二本付)

奉迎部長 白色薔薇型(リボン一本付)

台覽體操係長 白色薔薇型(リボン一本付)

運動服・黒靴下・黒運動靴

4、指揮者・引率者 陪觀者ノ服裝ニ同シ但シ學校女教員ハ  
袴着用ニテモ差支ナシ

二 陪列陪觀者

1、男子「フロックコート」又ハ「モーニングコート」帽子ハ  
「シルクハット」又ハ黒山高帽、靴ハ黒革製但シ服制アル  
モノハ其ノ制服ヲ着用スルヲ妨ゲズ

和服ノ場合ハ紋付・羽織・袴・黒山高帽トス

2、女子「グレイヂツテイングドレス」又ハ白襟紋付トス

三 拜觀者

制服アルモノハ其ノ制服トシ制服ナキモノハ質素ニシテ不敬  
ニ互ラザルモノトス

四 係員

指揮者・引率者ニ準ズ

五 服裝上ノ注意

- 1、服裝ニ就テハ各團體毎ニ十分注意シ豫メ集合場ニ於テ服  
裝・携帶品ノ検査ヲ爲スコト
- 2、式場ニハ水・湯ノ用意アレドモ可成各個ニ水筒ヲ用意ス  
ルコト
- 3、各員ハ洋傘ヲ用意スルヲ可トス天候ノ模様ニ依リマント  
等ノ雨具ノ用意ヲナスコト
- 4、休憩中踞坐ヲ許サル、コトヲ豫想シ、敷物用トシテ油紙・  
風呂敷ノ如キ物ヲ携行スルヲ便トス

胸章 白色リボン 係名記載  
腕章 紫地ニ「三重縣」ノ白抜  
線白線三本

白色赤線菊花型  
白色青線菊花型

赤色菊花小型  
鶉色菊花小型

水色菊花小型  
黄色蝶型

參加章白色 第一集團員 赤線  
リボン付 第二集團員 綠ナシ  
第三集團員 青線

2 標識

集團班旗

第一集團班旗 赤地 番號ヲ墨書ス  
第二集團班旗 白地 同  
第三集團班旗 青地 同

二 服裝

一 台覽拜受者

1、學校生徒 其ノ校ノ制服(夏服)黒靴下、黒靴トス  
制服ノ制定ナキ學校ニ在リテハ女子青  
年團員ニ準ズ

2、女子青年團員 質素ニシテ不敬ニ互ラザルモノ

3、遊戯隊 帽子ヲ用ヒズ紺下袴・白木綿襟付半袖

5、女子青年團員ノ服裝ハ特ニ注意シ華美ニ流レズ敬意ヲ失  
セザルヤウナスコト

羽織・文化コート・エプロンノ類ハ着セザルコト

6、低下駄ハ天候ノ都合ニ依リ用フルヲ妨ナキモ高下駄又ハ  
薄齒下駄ハ遠慮スルコト

三 團體編成

一 編成

1、台覽拜受團體ハ之ヲ三集團ニ區分シ各集團ハ更ニ數班ニ  
分ツ

2、遊戯隊ハ第二集團第二班ヲ以テ之ニ充ツ

3、各集團ノ編成左ノ如シ

集團	班	員數	編成校(團)	集團長
第一	第一班	一〇七	女範・津縣女・阿女・ 鈴女・飯女・名女・津 市女・上實女・松實女 ・一實女・多實女	縣立津高女 旭 寂雄
	第二班	四〇八	桑女・四女 河女・神實女・富實女 ・田實女・員實女	縣立飯南高 女教諭 福田久治
	第三班	五五	鳥實女	尾女・南女・山女
第二	第一班	二四六	尾女・南女・山女	市立宇治山
	第二班	二〇〇	青年學校女子	田高女教諭 細貝二郎
	第三班	五五	鳥實女	
第三	第一班	二四一	尾女・南女・山女	市立宇治山
	第二班	五五五	青年學校女子	田高女教諭 細貝二郎
	第三班	七四二	鳥實女	

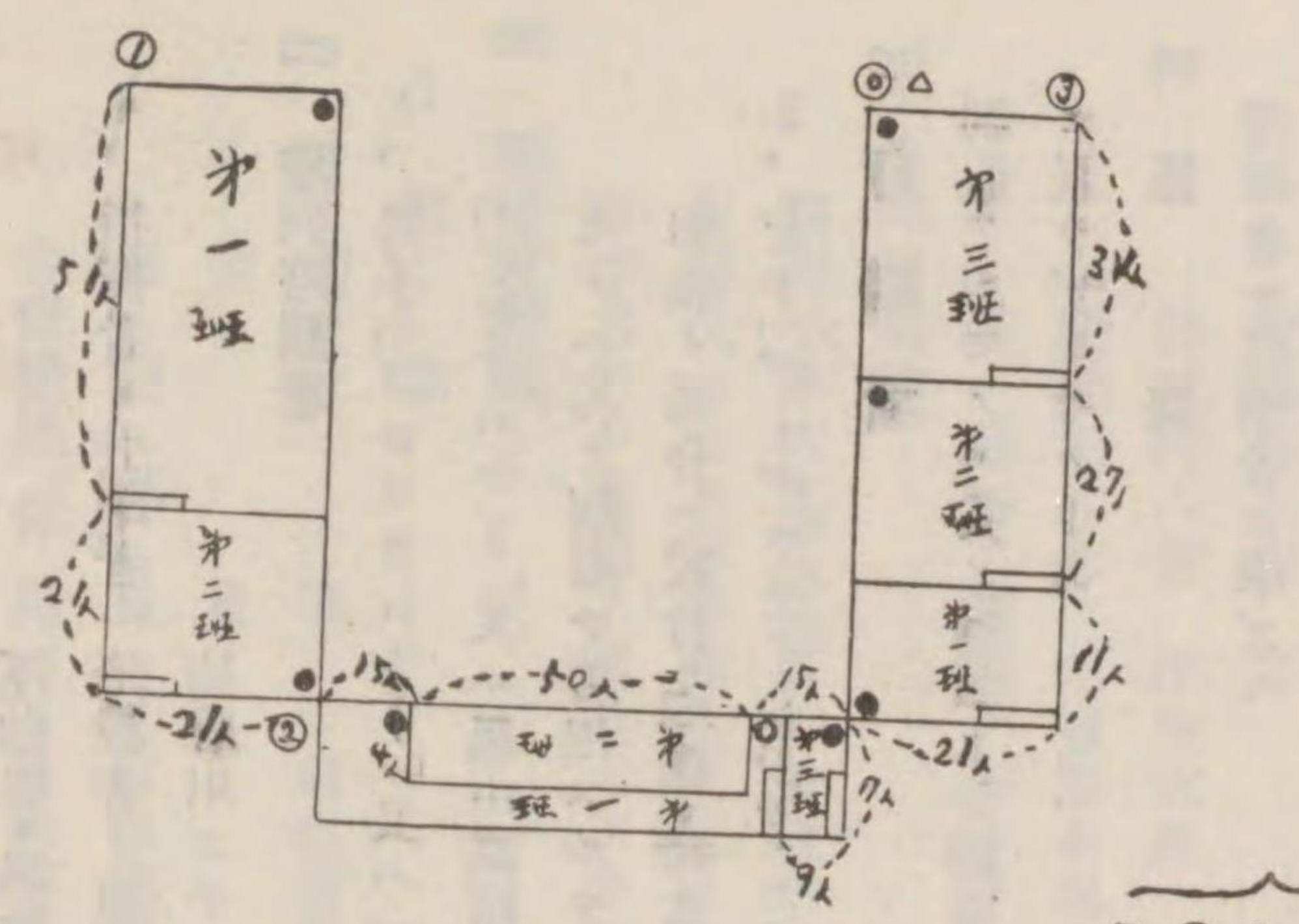


備考

- 1、引率者數ハ本表ノ員數ニ含マズ
- 2、集團ニ集團長、班ニ班長各一名ヲ置ク班長ハ引率中ノ女子ヨリ集團長ハ特定ノ者ヲ夫々縣ヨリ依囑ス
- 3、女子ノ引率者ハ團隊員ト同一行動ヲ行ヒ男子ノ引率者ハ式場ニ於ケル任務終了後ハ所定ノ位置ニ在リテ拜觀スルモノトス
- 4、各集團ニ用フル徽章標識等ハ凡第一集團 赤、第二集團 白、第三集團 青、テ之ヲ下ノ如ク色別シテ統一ス

(二) 隊形

奉迎奉唱時ノ隊形



- 總集團長
- △ 各集團長
- ◇ 遊戯指揮者
- 各班長
- 第一集團班長
- 第二集團班長
- 第三集團班長
- 各班員

- 1、列員ノ間隔ハ左手腰ニ當テ肘ヲ側方ニ張りタルトキ輕ク左隣ノ者ノ腕ニ左臂ノ觸ルルヲ以テ度(約六〇厘米)トシ列員ノ距離ハ一米トス
- 2、各班長ハ隊形中ニ集團長ハ隊形外ニ位置スルモノトス但シ第二集團第二班長ハ整列ヲ終リタル後ハ第一班中前記隊形圖ノ位置ニ著クモノトス
- 3、班ノ最後以外ニ缺伍ヲ作ラザル如ク次ノ學校又ハ團ノ者ヲ以テ充實セシムルモノトス
- 4、各集團各班ノ整列位置ノ四隅ニハ標板ヲ埋メ込ミ及標札ヲ樹立シテ之ヲ示ス但シ標札ハ整列完了後式場係ニ於テ之ヲ撤去スルモノトス

四 團體遊戯

(一) 出場者及遊戯指揮者

- 1、出場者 三重縣女子師範學校生徒
- 三重縣立津高等女學校生徒
- 同 鈴鹿高等女學校生徒
- 同 飯南高等女學校生徒
- 津市立高等女學校生徒
- 三重縣宇治山田高等女學校生徒
- 二百名
- 2、遊戯指揮者 三重縣立津高等女學校教諭 水野キン
- 同 補助 鈴鹿高等女學校教諭 松上イナ
- 同 飯南高等女學校教諭 清水美代子

(二) 種目

「田毎の月」 東京女子高等師範學校助教授戸倉ハル案出

(三) 集合隊形

別圖ニ示ス如ク正確ニ整列ノコト

(四) 順序

- 1、奉迎歌奉唱後軍樂隊ハ行進曲ヲ奏樂シツツ所定ノ地位ニ移ル
- 2、軍樂隊ノ行進曲開始ト同時ニ遊戯隊ハ行進ヲ始ム
- 3、遊戯指揮者ハ遊戯隊行進中ニ指揮臺ニ上リ御座ニ對シテ最敬禮ヲ行ヒ終リテ遊戯隊ニ面ス
- 4、行進ノ方法左ノ如シ (別圖參照)
  - (イ) 第一組ハ左翼四列十六名ハ直行進ヲ始メ、残り二十四名ハ四列ノ儘左向ヲナシ直チニ右曲行進ヲ起ス
  - (ロ) 第三組ハ中央四列十六名ハ直行進ヲ始メ、次イテ左側十二名ハ四列ノ儘右向ヲナシ左曲行進ヲ起シ、引續キ右側十二名ハ四列ノ儘左向ヲナシ右曲行進ヲナス
  - (ハ) 第五組ハ右翼四列十六名ハ直行進ヲ始メ、残り二十四名ハ四列ノ儘右向ヲナシ直チニ左曲行進ヲ起ス
  - (ニ) 第一・第三・第五ノ三組ノ行進ハ同時ニ起スモノトス
  - (ホ) 右三組ノ行進開始ト共ニ第二組ハ四列ノ儘左向、第四組ハ四列ノ儘右向ヲナシ、各々足踏行進ヲ起シ順次第一組・第五組ニ繼イテ行進ヲ起シ場内所定地位ニ向フ
  - (ヘ) 五組全部各々四列縱隊ノ隊形ニテ所定地位ニ達スル迄全員足踏ヲ爲ス

(五) 服裝

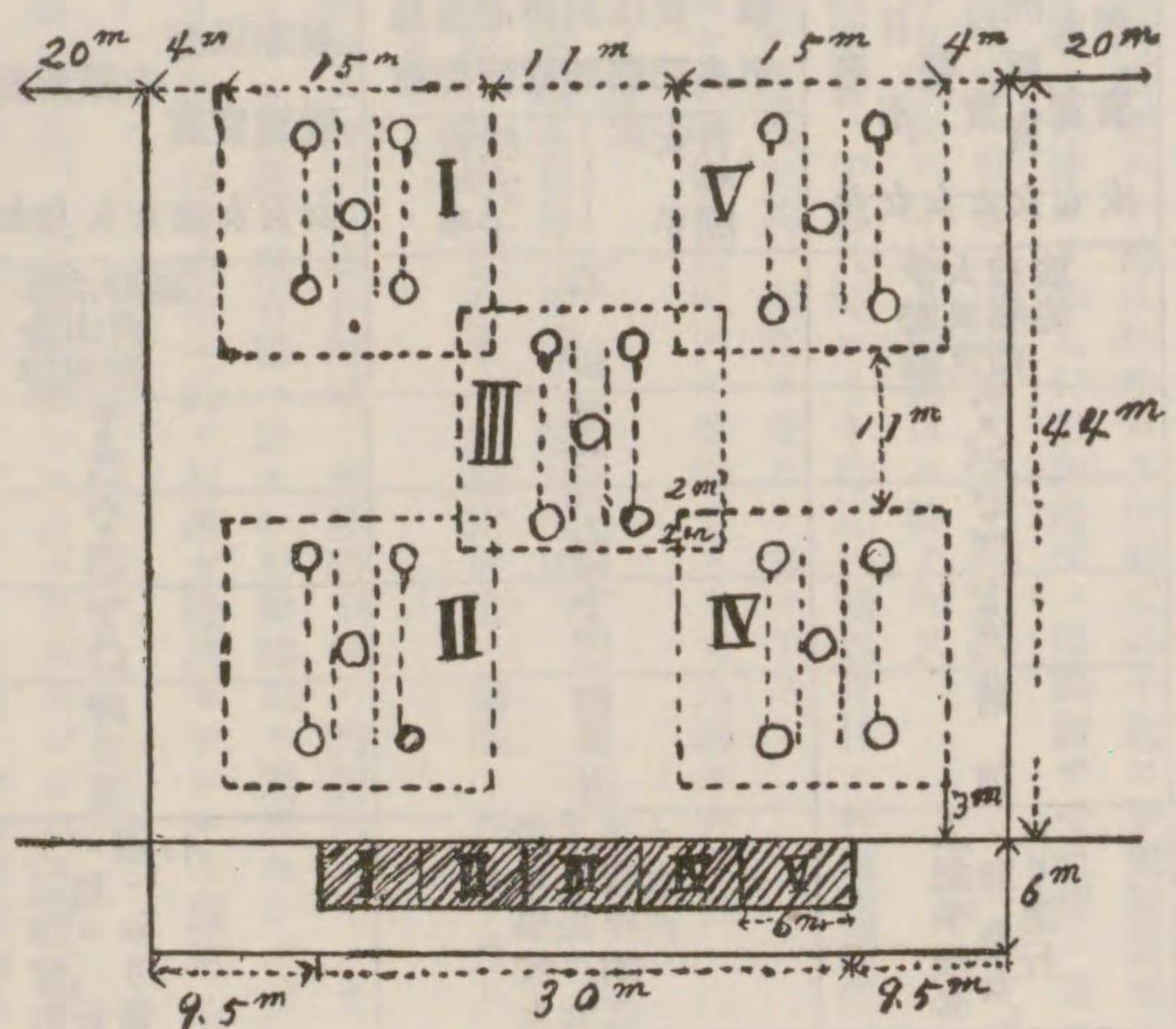
- 1、上 衣 白木綿襟付半袖運動服
- 2、下 衣 紺セル、地上三十二種ノ長サ
- 3、靴 黑運動靴
- 4、黑靴 下 長サ膝關節ノ上十八厘米以上タルコト
- 5、帽 子 着用セズ
- 6、下髪ヲ固ク結び切髪ト共ニ清潔ヲ保ツコト

(六) 注意事項

- 1、遊戯隊員ハ反覆練習シ苟クモ過誤・遲速ナキハ勿論練習ニ當リテハ形態ノ末ニ捉ハレズ其ノ精神ヲ充分發揮スルニ努ムベシ
- 2、遊戯隊員ノ氏名ハ五月末日迄ニ決定シ之ヲ縣ニ届出ヅルコト、届出後ハ健康狀態等ノ爲交替ヲ要スル場合アルモ之ヲ許サズ缺員ノ儘實施スルモノトス



体操位置要圖



II	II	I	順到式 位著場
宇治山田市 南牟婁郡 北牟婁郡 度會郡	尾南山遊 尾南山遊 牟婁郡 戲田	鳥羽實女 志摩青年學校女子 摩實女青年團	團體名
青年團子 女子	市電外 宮前 留所前 廣場	桶部驛 前廣場	集合場
右同	六〇六三三 六〇六三三 七〇七三五	七〇七 七〇七 七〇七	時刻發場集 時刻出合 時刻到式
道	道	桶部驛 入口	時刻著場 時刻到式 時刻著場
女子中等學校 女子中等學校 女子中等學校	上記學校 上記學校 上記學校 上記學校 上記學校 上記學校		進場路 備考

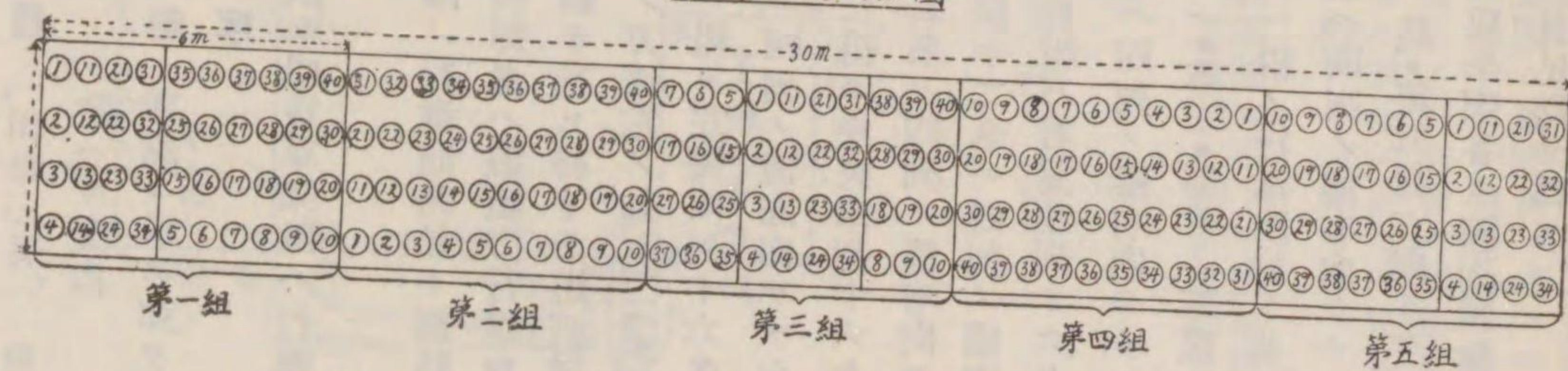
(二) 集合計畫

(一) 式場參入時刻  
台覽拜受團體ノ式場參入時刻ハ午前八時迄  
附記 午前八時ヨリ二十分 集合整列  
午前八時二十分ヨリ一時間三十分 豫行演習  
午前九時五十分ヨリ一時間十分 休憩(待機ノ姿勢  
ニテ)

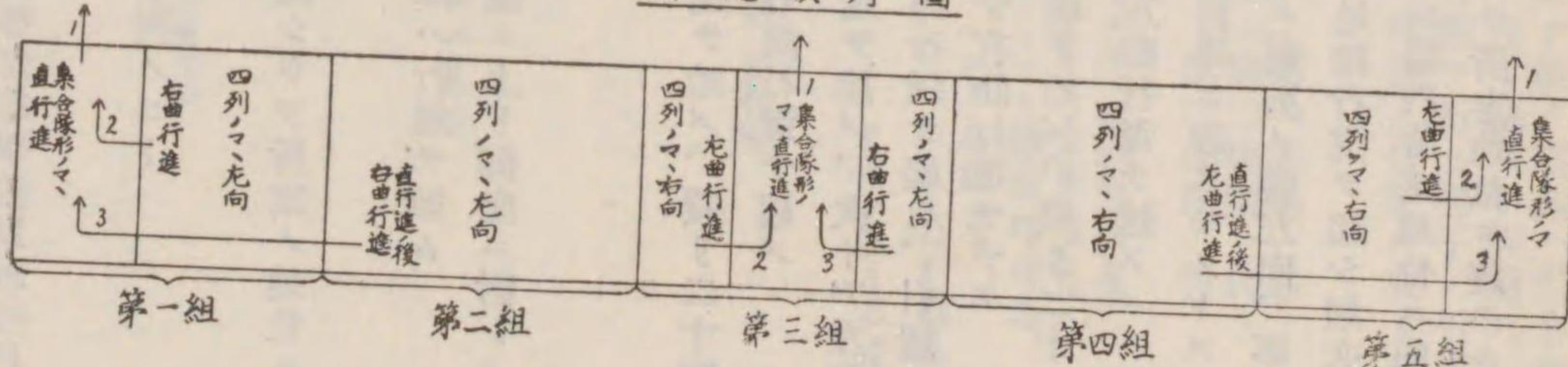
五 集合及受付

(別圖)

第一圖 集合隊形圖



第二圖 行進順序圖



(第三圖) 運動開始前自基本隊形

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
- ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
- ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
- ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵



V	V	III	III
四日市市 桑名市 河津市 三重郡 員辨郡 桑名郡	員田富神河四桑 辨丸洲戶日名 實實實實市	松津名阿多飯一安鈴 阪賀山氣南志濃鹿 市市郡郡郡郡郡	多一松上津名飯鈴阿津女 氣志阪野 實實實實市張南鹿山縣 師
青年團 女子	青年學 校女子 女子	青年學 校女子	女子 女子
右	廣前大伊 場驛神勢 六〇六〇六〇七〇五 道	右	場驛治參 前山田急 廣田字 五〇六〇七〇五 道
上順 記ノ 進市	上順 記ノ 進市	青年學 校女子 ニ次 グ	上順 記ノ 進市

備考

- 1、集合時刻ハ最後尾ノ部隊ガ集合場所定ノ位置ニ到着スル時刻ヲ示スモノトス
  - 2、各團體集合場ニ到着シタルトキハ直ニ其ノ旨及參加人員票(一葉)ヲ受付ニ提出シテ參加章及注意書ヲ受取り指揮ヲ受クルモノトス
  - 3、集合場ニ於テ行フベキ事項ノ重ナルモノ次ノ如シ  
イ、參加章ヲ附セシムルコト  
ロ、服裝携帶品等ノ検査  
ハ、車中ニテ食事ノ出來ザリシ向ハ此ノ際朝食ヲ認メシム
  - 4、集合場ノ出發ハ集合場主任ノ指揮ヲ受ケ係員ノ案内ニ依リ行フモノトス
  - 5、各團體ハ四列側面縱隊ヲ以テ行進スルテ本則トス
- (三) 受付
- 1、台覽拜受團體ノ受付  
所在地 備考  
第一受付 伊勢線 大神宮前驛前 一、各集合場ニ設置  
市電 宇治山田驛前 二、參加人員票(一  
同 外部前停留場前 葉)提出  
第二受付 古市口 通路ノ指導  
第三受付 式場北口 整列位置ニ誘導
  - 2、陪列・陪觀・拜觀者ノ受付(要圖參照)

イ、陪列陪觀者 伊勢離宮地表參道口(所定ノ時間ヲ過グ  
レバ拜觀者受付ニテ受付ク)

ロ、拜觀者 楠部口

(四) 陪列陪觀者及拜受團體ノ參入

- 1、陪列陪觀者ハ午前八時半ヨリ午前九時半迄ニ伊勢離宮地  
表參道口受付ヨリ參入シ陪列證又ハ陪觀證ヲ受付係ヘ差  
出シ所定ノ位置ニ著クモノトス  
九時半以後ノ受付ハ楠部口ニ於テ行フ
- 2、拜觀團體ハ午前八時ヨリ十時迄ニ楠部受付ニ拜觀團體參  
入證ヲ差出シ其ノ指揮ヲ受クルモノトス  
午前十時以後ハ如何ナル事情アリトモ入場ヲ許サズ

(五) 集合上ノ注意

- 1、陪列陪觀者以外ノ單獨入場ハ拒絕ス
- 2、台覽拜受團體ノ引率者ハ式場到着迄ハ團體ト行動ヲ共ニ  
スルコト
- 3、集合場ニ於ケル集合時刻、出發時刻等ハ絕對的ノモノナ  
ルコトニ留意シ集合場ニ於ケル出發時刻ヲ遅延セシメザ  
ルコト並ニ行進途中ニ於テ行進ガ滯滞セザルヤウ留意ノ  
コト
- 4、式場ハ勿論、集合場ニ於テモ之ヲ汚損セザルコト殊ニ紙  
屑・辨當殻等ヲ散亂セシメザルヤウ注意シ平素團體的訓  
練ヲ受ケタル成果ヲ遺憾ナク發揮スルコト
- 5、大部隊ヲ一地ニ集結スル爲ニハ相當ノ時間ヲ要スルモノ

ナルヲ以テ引率者ハ豫メ此ノ趣旨ヲ理解セシメ置クコト  
附表第一

(面表) 9cm

昭和十二年六月八日 於 伊勢離宮地

皇太后陛下台覽體操參加人員票

團體名	生徒	引率者數	引率者
	男		職氏名
	女		

12cm

(裏面)

注意

- 一、引率者ハ確實ニ出場者ヲ掌握シ集合ニ關スル規定ヲ嚴  
守シ特ニ指定ノ時刻ニ遅レザルコト
- 二、本表記入ノ人員ハ申込數ニ依ルコトナク實際人員ヲ記  
入スルコト
- 三、其ノ團體集合地ニ到着シタル時本表一葉ヲ、式場内ニ  
テ整列後集團長ニ一葉ヲ提出ノコト此ノ間人員ニ移動  
アリタル時其ノ旨添記ノコト



附表第二

陪觀(列)證

昭和十二年六月八日

於伊勢離宮地

(面表) 11.5cm

皇太后陛下台覽體操陪觀(列)證

三重縣

氏名	身分	現住所

(裏面)

陪觀(列)者心得

- 一、陪觀(列)者ハ六月八日自午前八時三十分迄ノ間ニ伊勢離宮地表參道口受付ヨリ參入スルコト  
(午前九時五分以後ハ御幸通桶部口ニ於テ受付ヲ行ヒ午前十時五分以後ハ如何ナル事情アルモ入場ヲ許サズ)
- 二、陪觀(列)者ハ表面指定ノ場所ニ現住所、身分、氏名ヲ明記シテ持參シ受付係ニ示シ徽章ノ交付ヲ受ケタル後參入スルコト
- 三、代人ノ參入ハ許サレザルコト
- 四、陪觀(列)者ノ服裝ハ左ノ如シ

(裏面)

拜觀者心得

- 一、拜觀者ハ六月八日自午前八時至午前十時迄ノ間ニ御幸通桶部口受付ヨリ參入スルコト
- 二、拜觀團體引率者ハ表面指定ノ場所ニ團體名、員數、引率者氏名ヲ明記シテ持參シ、受付係ニ示シ徽章ノ交付ヲ受ケタル後團體ヲ引率シテ參入スルコト
- 三、服裝ハ左ニ依ルモノトス  
引率者  
男子「フロックコート」又ハ「モーニングコート」、帽子ハ「シルクハット」又ハ「黒山高帽」但シ服制アルモノハ其ノ制服ヲ着用スルヲ妨ゲズ  
女子 白襟紋付又ハ紋付袴トス  
團體員  
華美ニ流レザルヤウ注意シ不敬ニ互ラザルモノヲ着用スルコト  
洋傘、手提ヲ携行スルモ妨ナシ
- 四、雨天ノ際ハ雨具ヲ用意スルコト
- 五、場内ニ於テハ可成喫煙セザルコトトシ特ニ午前十時ヨリ行事終了迄ハ禁煙スルコト
- 六、拜觀者ハ常ニ靜肅ヲ守リ還御後ト雖モ係員ノ指示アル迄ハ其ノ位置ニ止マルコト

二六二

附表第三

拜觀證

昭和十二年六月八日

於伊勢離宮地

(面表) 11.5cm

皇太后陛下台覽體操拜觀證

三重縣

氏名	引率者	員數	團體名

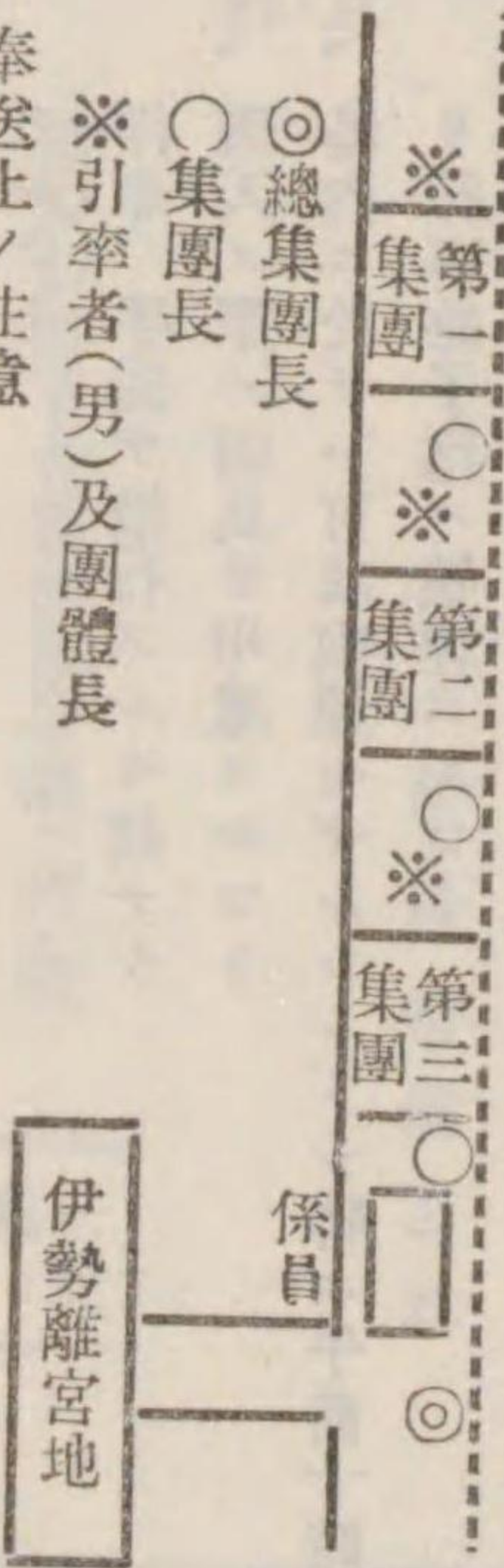
六 奉送及解散

- (一) 式場退出  
1、退出ハ總集團長ノ指揮ニ依リ行フモノトス  
2、退出ノ順序ハ第一集團ヨリ一集團毎ニ其ノ集團長引率ノ下ニ順次行フモノトス但シ遊戯隊ハ總集團長ノ指揮ニ依リ退出前ニ解散シ夫々ノ學校ノ後尾ニ加ハルモノトス  
3、式場ヨリノ退出ハ四列側面縱隊トシ表參道ヨリ直ニ所定ノ奉送位置ニ就クモノトス
- (二) 奉送  
1、奉送者  
イ、台覽拜受者  
ロ、台覽拜受團體ノ長(女子中等學校長、青年學校長、女子青年團長)タル陪觀者  
2、奉送時間  
イ、六月八日午後一時十分御泊所(神宮司廳)御發同 一時三十分山田驛御著  
ロ、奉送位置到着時刻 午後零時二十分  
3、奉送場所及隊形  
イ、伊勢離宮地參道口附近ヨリ神宮皇學館方面へ約六百  
米  
ロ、隊形等概ネ左圖ニ依ル



山田驛↑

↓神宮司廳



- 4、奉送上ノ注意
- イ、奉送ハ總集團長ノ指揮ニ依リ行動ス
  - ロ、各集團ノ指揮ハ集團長之ニ當ル
  - ハ、各團體ノ引率者及團體長ハ夫々其ノ團體所屬ノ集團ノ左端ニ位置スルモノトス
  - ニ、奉送ハ縣ノ定メタル方法ニ依ルモノトス
- (三) 解散
- 1、奉送後左ノ計畫ニ依リ解散ヲ行フモノトス

第一集團	第二集團	第三集團
山田驛前	神都公會堂前	市電外宮前停留場
解散場所	解散場所	解散場所
注意	注意	注意
一、解散號令ト雖モ集團長ヨリ「何々進メ」ノ令アル迄ハ行動ヲ開始セザルコト	一、青年學校ト青年團トノ區別ヲ解キ合併シテ都市別ニ整列セシム	一、青年學校ト青年團トノ區別ヲ解キ合併シテ都市別ニ整列セシム
二、「進メ」ヲ命セラレタル團體ハ直ニ其ノ位置ヲ離ルルコト	二、次ニ解散ヲ宣シ都市毎ニ其ノ發進ヲ指示ス	二、次ニ解散ヲ宣シ都市毎ニ其ノ發進ヲ指示ス

七輪送

- 備考
- イ、奉迎場ヨリ解散場所迄ハ夫々集團長引率ノ下ニ隊伍ヲ整ヘ行進スルコト
  - ロ、集團長ノ解散號令ニ依リ團體員引率ノ責任ハ集團長ヨリ離レ夫々其ノ團體引率者ノ手ニ移ルコト
  - ハ、引率者ハ其ノ團體員ヲ纏メ乘車スルモノニ在リテハ所定ノ時刻迄ニ必ズ其ノ停車場ニ到着シ輸送係員ノ指揮ヲ受クベク徒歩者クハ自動車等ニ依リ歸還スルモノニ在リテハ隊ノ長サヲ縮少スル等適宜ナル顧慮ヲ加ヘ整然トシテ歸還セシムルヤウ特ニ注意ヲ要ス
- 2、解散上ノ注意
- イ、解散後ノ行進路上ニ於テモ後方ノ團體ハ前方團體ヲ超エザルヲ以テ本則トスルコト但シ乘車時刻等ノ都合上是非其ノ必要アルトキハ前方團體ノ引率者ニ其ノ旨ヲ述ベテ了解ヲ得テ之ヲ行フコト
  - ロ、事故ハ集合ノ時ヨリ寧ろ解散ノ時ニ生ジ易キヲ以テ各引率者ハ其ノ團體員ヲ掌握シ自由ナル行動ヲ許サザルコトニ付注意ヲ要ス
- (一) 輸送計畫
- 1、乘車地ニ於ケル集合及乘車
  - イ、乘車區間、列車發着時刻等ハ別表ニ依ル(別表略)

省線	學校團體	普通團體
三十人以上二割五分	二十人以上一割五分	五十人以上一割五分
二百人以上三割五分	二百人以上二割五分	二百人以上二割五分

- 參急本線(津線・伊賀線・伊勢線ヲ含ム) 團體五割
  - 北勢電鐵・三岐鐵道・三重鐵道・安濃鐵道・中勢鐵道・松阪電鐵・志摩電鐵 個人五割
  - 東邦山田市電(二見・楠部間) 團體三割六分
  - 伊勢自動車(佐奈・内城田・山田間)、神都乘合(島津・宮本・山田間)、五ヶ所灣乘合(全區間) 片道毎ノ五割
- 3、降車及宇治山田市ニ於ケル集合
- 降車セバ列車長及引率者ハ夫々隊伍ヲ編成シ集合場ニ引率ノ上直チニ參加團體名、人員ヲ受付ニ報告ノ上待機スルコト
- 4、「復路」ノ乘車及解散
- イ、發車三十分前ニ集合場ニ至リ夫々乘車セシムルコト
  - ロ、引率者ハ豫メ學校又ハ市町村ト連絡ノ上指定解散地ニ於テ夫々參加者ノ引渡シヲ了シ解散スルコト
- 5、宇治山田市ニ於ケル集合地及集合時刻

- ロ、參加學校及市町村ノ責任者ハ參加者ヲ引率ノ上發車三十分前ニ各指定集合地ニ參着シ列車長又ハ引率者ニ之ヲ引繼グコト
  - ハ、引率者ハ拜受團體員ノ引繼ヲ了シタルトキハ乘車ニ關スル注意ヲ與ヘ其ノ旨列車長ニ報告スルコト
  - ニ、集合時刻ノ關係上其ノ行動夜半ニ互ルヲ以テ學校、市町村ニ於テハ團體員ノ引率ニ關シ特ニ萬遺漏ナキヲ期スルコト
  - ホ、乘車指定集合地ニ集合ノ爲宿泊ヲ要スル向ニ在リテハ各引率者ニ於テ其ノ地方ニ宿泊セシムルコト
- 2、乘車券ノ購入及運賃割引
- イ、引率者ハ可成前日迄ニ乘車券ヲ購入シ置クコト
  - ロ、團體乘車券
    - 引率者ハ別ニ縣ヨリ交付スル「台覽體操參加團體證」ヲ提示シ各所屬團體別(女青校、女青、乘車集合地)ニ團體乘車券ヲ購入スルコト
  - ハ、個人乘車券
    - 團體乘車券ヲ購入スルコトヲ得ザル鐵道又ハ自動車線ニ依ルモノニ在リテハ別ニ縣ヨリ交付スル「旅客運賃割引證」又ハ「自動車運賃割引證」ヲ使用シテ個人乘車券ヲ購入スルコト
- ニ、運賃ノ割引率